

構成員提出資料

・ 相 澤 構 成 員

・ 上 鹿 渡 構 成 員

・ 藤 林 構 成 員

相澤構成員提出資料

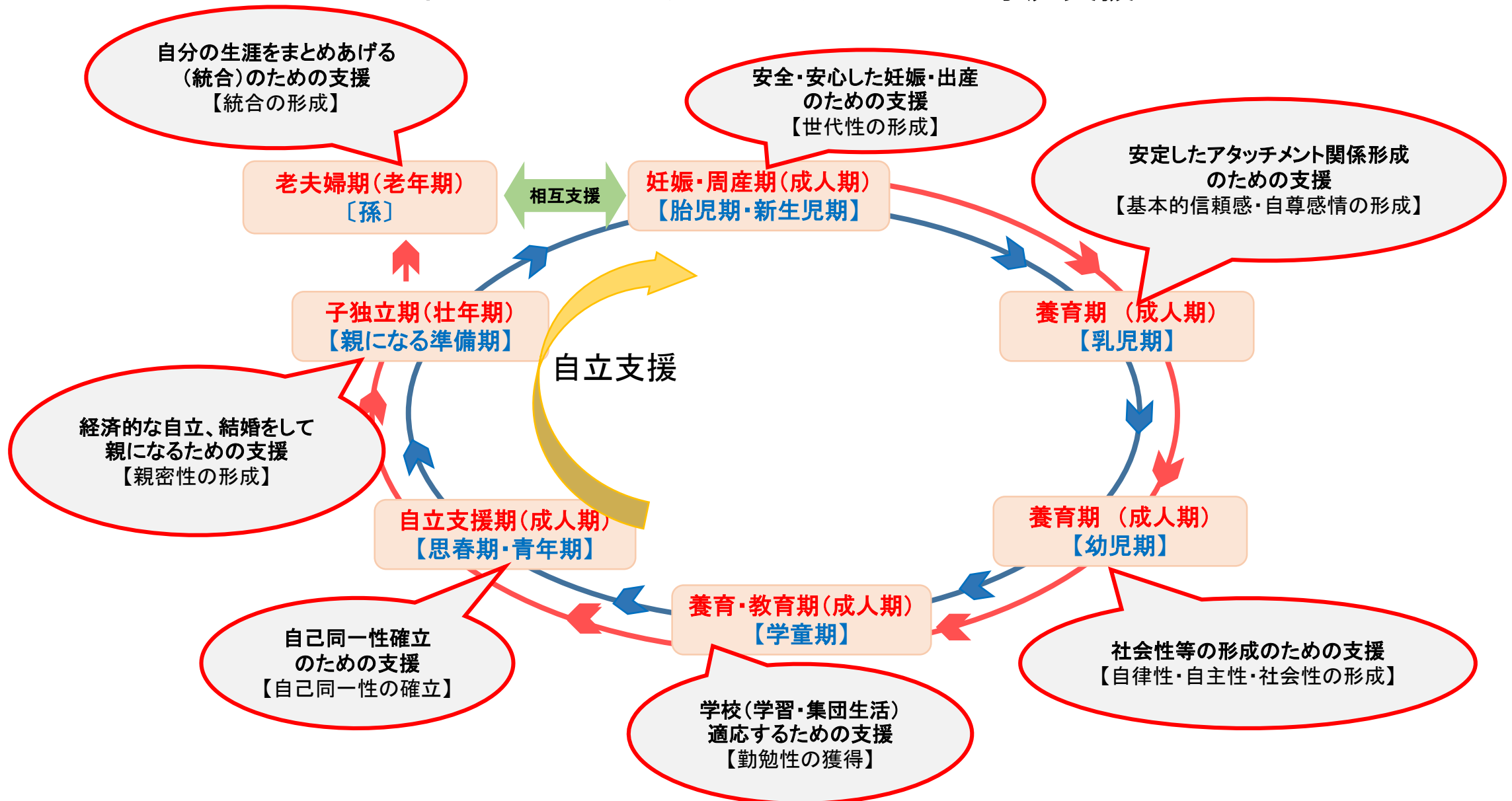
ライフサイクルを見据えた 社会的養育のあり方

相 澤 仁

ライフサイクルを見据えた社会的養育

- 親が妊娠、出産して子どもを育て、育てられた子どもが自立をして親となる準備をし、今度は親となって子どもを出産して育てるという世代を繋いで繰り返されていく養育のライフサイクルを見据えた支援が重要である。
- すべての子どもやその家族、特に虐待や貧困状態にある子どもやその家族について、虐待や貧困の世代間連鎖を断ち切っていけるようなライフサイクルを見据えた社会的養育システムの確立が求められており、若者や妊産婦などに対する施策の充実強化及び連携協働なども重要である。

家族全体を対象にした切れ目のない包括的ライフサイクル支援 ー ポピュレーションアプローチとしての全家庭支援 ー



支援レベルとその目安

支援レベル	目 安
予防・一般支援	子ども・若者一般を対象に母子保健施策や健全育成施策などを活用した予防、一般的な支援が必要という段階。
要支援1	虐待など不適切な養育の段階までには至っていないが、今後移行するリスクがあり、育児支援や地域子育て支援 活動の利用が必要という段階
要支援2	地域ネットワークによる経過観察や子育て支援などによる一貫した支援体制の継続が必要という段階
要支援3	在宅措置による支援を基調にしながら、一時的な保育施設利用等を考慮した支援が必要という段階 保護児童対策地域協議会に相談・通告例として報告し、児童相談所との連携が必須であり、最低でも3か月に1回は必ず児童相談所と経過の共有を図ることが必要
要支援4	子どもの安心・安全に常に 気を配りながら、保育所や幼稚園、学校等子どもが家庭外で生活する時間の長い機関との顔の見える連携を維持するなど、当面、在宅措置による補完機能も活用した支援を行うが、状況によっては一時保護などの対応も必要という段階
要支援5	児童相談所の介入により分離保護し、職権一時保護や社会的養護への委託・措置が必要という段階

ライフサイクルを見据えた子ども・家族の健幸な成長発達のための社会的養育の領域と現状(案)

				各発達ステージ・要支援レベルに応じた養育支援のための主な事業・施設の設置状況							
支援のレベル	支援内容	家庭環境 (第3条の2)	主な相談機関 (ネットワークを含む)	胎児期	乳児期	幼児期	学童期	思春期 青年期	障害児 障害者	親になる 準備期	老夫婦期
				妊娠期	成 人 期					壮年期	老年期
予防支援 要支援1 要支援2 要支援3 要支援4 要支援5 (要保護)	子ども・若者一般を対象に母子保健施策や健全育成施策などを活用した予防、一般支援	家庭環境	市町村 子ども家庭支援拠点事業(新) 要保護児童対策地域協議会	すべての子どもに公平なスタートができる生育施策	子どもの基本的信頼関係・自尊心を育む養育施策	子どもの自律性・自主性・社会性を育む養育施策	子どもの勤勉性・学力・仲間関係を育む養育施策	子どもの自己同一性を育む養育施策	障害児・者の健幸な生活のための総合的な支援施策	親密性を育む支援施策	自分の生涯をまとめあげる統合を支援する施策
	虐待など不適切な養育に移行するリスクがあり、地域の子育て支援などが必要 市町村の子育て支援事業等を利用しながら支援										
	地域ネットワークによる経過観察や子育て支援などによる一貫した支援体制の継続が必要										
	在宅措置による支援を基調にしながら、一時的な保育施設利用等を考慮した支援が必要										
	当面、在宅措置による補完機能も活用した支援を行うが、状況によっては一時保護などの対応も必要	家庭同様の養育環境 良好な家庭的環境	中間圏域 児童家庭支援センター 児童発達支援センター 都道府県 児童相談所								
	児童相談所の介入により分離保護し、職権一時保護や社会的養護への委託・措置が必要										

 は狭義の社会的養育
 は広義の社会的養育
 は特に事業などの施策が薄い課題領域

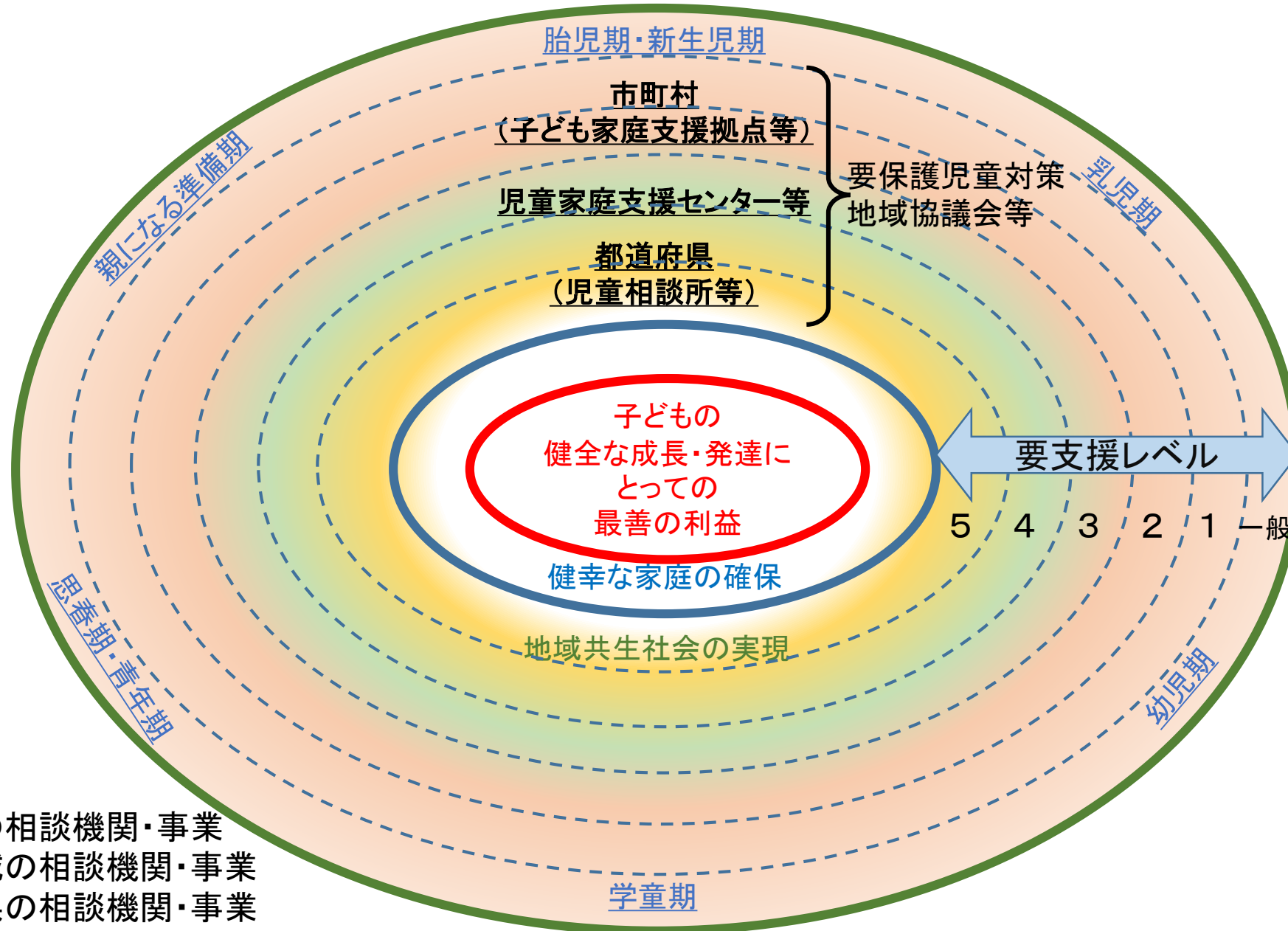
【参考】 社会的養育の現状（素案）

社会的養育の現状（素案）

支援のレベル		支援内容	主な相談機関・事業(ネットワークを含む)	各ステージ・レベルに応じた養育支援のための主な事業・施設							
				胎児期	乳児期	幼児期	学童期	思春期 青年期	障害児 障害者	親になる準備期	老夫婦期
				妊娠期			成人期			壮年期	老年期
（要支援）	予防 一般支援	子ども・若者一般を対象に母子保健施策や健全育成施策などを活用した予防、支援	市町村 市町村保健センター 医療機関 福祉事務所 家庭児童相談室 女性センター 教育相談機関 青少年センター 勤労青少年ホーム 地域包括支援センター 在宅介護支援センター 年金事務所	妊婦健診 母子健康手帳 食育活動(低体重児等予防)	乳幼児健康診査 乳児家庭全戸訪問事業 母親クラブ 食育活動	乳幼児健康診査 母親クラブ 食育活動	学校保健(健康教育など) 児童館 児童遊園 母親クラブ 食育活動	学校保健(健康教育など) 青少年教育施設 勤労青少年ホーム 食育活動	地域活動支援センター 社会参加支援(レクリエーション活動等支援) 食育活動	青少年教育施設 勤労青少年ホーム 食育活動	介護予防・日常生活支援総合事業(一般介護予防事業) 社会参加 食育活動
				虐待など不適切な養育に移行するリスクがあり、地域の子育て支援などが必要 市町村の子育て支援事業などを利用しながら支援	要保護児童対策地域協議会 子ども・若者支援推進協議会 少年サポートチーム 地域自立支援協議会 特別支援連携協議会 在宅医療連携拠点事業	産後ケア事業 地域子育て支援拠点事業 ファミリーサポートセンター事業 一時預かり事業 延長保育事業 病児保育事業	地域子育て支援拠点事業 ファミリーサポートセンター事業 一時預かり事業 延長保育事業 病児保育事業	子どもの学習支援事業	若年者のためのワンストップサービスセンター(ジョブカ 公的職業訓練	児童発達支援 居宅介護 同行援護 行動援護	若年者のためのワンストップサービスセンター(ジョブカ 公的職業訓練
	要支援1	地域ネットワークによる経過観察や子育て支援などによる一貫した支援体制の継続が必要	子ども家庭支援拠点事業(新) 産前・産後サポート事業 妊娠SOS相談 利用者支援事業 子育て世代包括支援センター ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業 母子家庭等就業・自立支援センター事業 地域若者サポートステーション事業 障害者相談支援事業 障害者就業・生活支援センター 基幹相談支援センター等機能強化事業 地域生活支援事業(相談支援事業) 計画相談支援 地域相談支援 障害児相談支援 高齢者見守り相談窓口設置事業 福祉サービス総合支援事業 ど	養育支援訪問事業	養育支援訪問事業 子育て短期支援事業 母子家庭等就業・自立支援センター事業	養育支援訪問事業 子育て短期支援事業 母子家庭等就業・自立支援センター事業	養育支援訪問事業 子育て短期支援事業 母子家庭等就業・自立支援センター事業 子どもの学習支援事業	養育支援訪問事業 母子家庭等就業・自立支援センター事業 ひきこもり地域支援センター 設置運営事業 ひきこもり等児童福祉対策事業	医療型児童発達支援 ショートステイ 未熟児養育医療	ひきこもり地域支援センター 設置運営事業	介護予防 サービス計画 介護予防サービス(介護予防訪問看護・通所リハビリ・居宅療養管理指導) 地域密着型介護予防サービス(介護予防小規模多機能型居宅介護・認知症対応型通所介護)
				在宅措置による支援を基調にしながら、一時的な保育施設利用等を考慮した支援が必要	養育支援訪問事業	養育支援訪問事業 母子家庭等就業・自立支援センター事業 家族療法事業	養育支援訪問事業 母子家庭等就業・自立支援センター事業 家族療法事業	養育支援訪問事業 母子家庭等就業・自立支援センター事業 家族療法事業	養育支援訪問事業 母子家庭等就業・自立支援センター事業 家族療法事業 ひきこもり地域支援センター 設置運営事業 ひきこもり等児童福祉対策事業	重度障害者等包括支援 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援 自立支援医療 小児慢性特定疾病医療費の支給	ひきこもり地域支援センター 設置運営事業
	要支援2	要支援3	要支援4	要支援5 (要保護)	産前産後母子支援事業(新)	産前産後母子支援事業(新) 保育所・保育事業(家庭的保育・小規模保育・事業所内保育・居宅訪問型保育) 認定子ども園	幼稚園 保育所・保育事業(家庭的保育・小規模保育・事業所内保育・居宅訪問型保育) 認定子ども園	小学校 放課後児童クラブ	中学校・高等学校	放課後等デイサービス 保育所等訪問支援(児童養護施設等も対象) 特別支援学校	専門学校 大学等
一時保護 助産施設					一時保護 特別養子縁組 里親・ファミリーホーム制度 包括的里親支援事業(新) 母子生活支援施設 乳児院	一時保護 特別養子縁組 里親・ファミリーホーム制度 包括的里親支援事業(新) 母子生活支援施設 児童養護施設	一時保護 (特別養子縁組) 里親・ファミリーホーム制度 包括的里親支援事業(新) 母子生活支援施設 児童養護施設 児童心理治療施設 児童自立支援施設	一時保護 里親・ファミリーホーム制度 包括的里親支援事業(新) 母子生活支援施設 児童養護施設 児童心理治療施設 児童自立支援施設 自立援助ホーム 大学進学等自立生活支援事業(新)	一時保護 里親・ファミリーホーム制度 包括的里親支援事業(新) 母子生活支援施設 児童養護施設 児童心理治療施設 児童自立支援施設 共同生活援助(グループホーム)	一時保護 婦人保護施設 自立援助ホーム	特別養護老人ホーム 介護老人保健施設 介護療養型医療施設
（経済的権利支援） （生活基盤）	経済的権利支援	生活基盤である経済的な支援が必要	市町村 福祉事務所 家計相談支援事業 自立相談支援事業 都道府県 権利擁護センター	生活保護 住居確保給付金 一時生活支援事業	生活保護 児童手当 児童扶養手当 実費徴収補足給付事業 家計相談支援事業 住居確保給付金 未成年後見制度	生活保護 児童手当 児童扶養手当 実費徴収補足給付事業 家計相談支援事業 住居確保給付金 未成年後見制度	生活保護 児童手当 児童扶養手当 実費徴収補足給付事業 家計相談支援事業 住居確保給付金 一時生活支援事業 大学進学等自立生活支援事業(新)	生活保護 児童手当 児童扶養手当 実費徴収補足給付事業 奨学金 家計相談支援事業 住居確保給付金 一時生活支援事業	生活保護 特別児童扶養手当 障害児福祉手当 特別障害者手当 家計相談支援事業 住居確保給付金 一時生活支援事業	生活保護 家計相談支援事業 住居確保給付金 一時生活支援事業	生活保護 公的年金 家計相談支援事業 住居確保給付金 一時生活支援事業

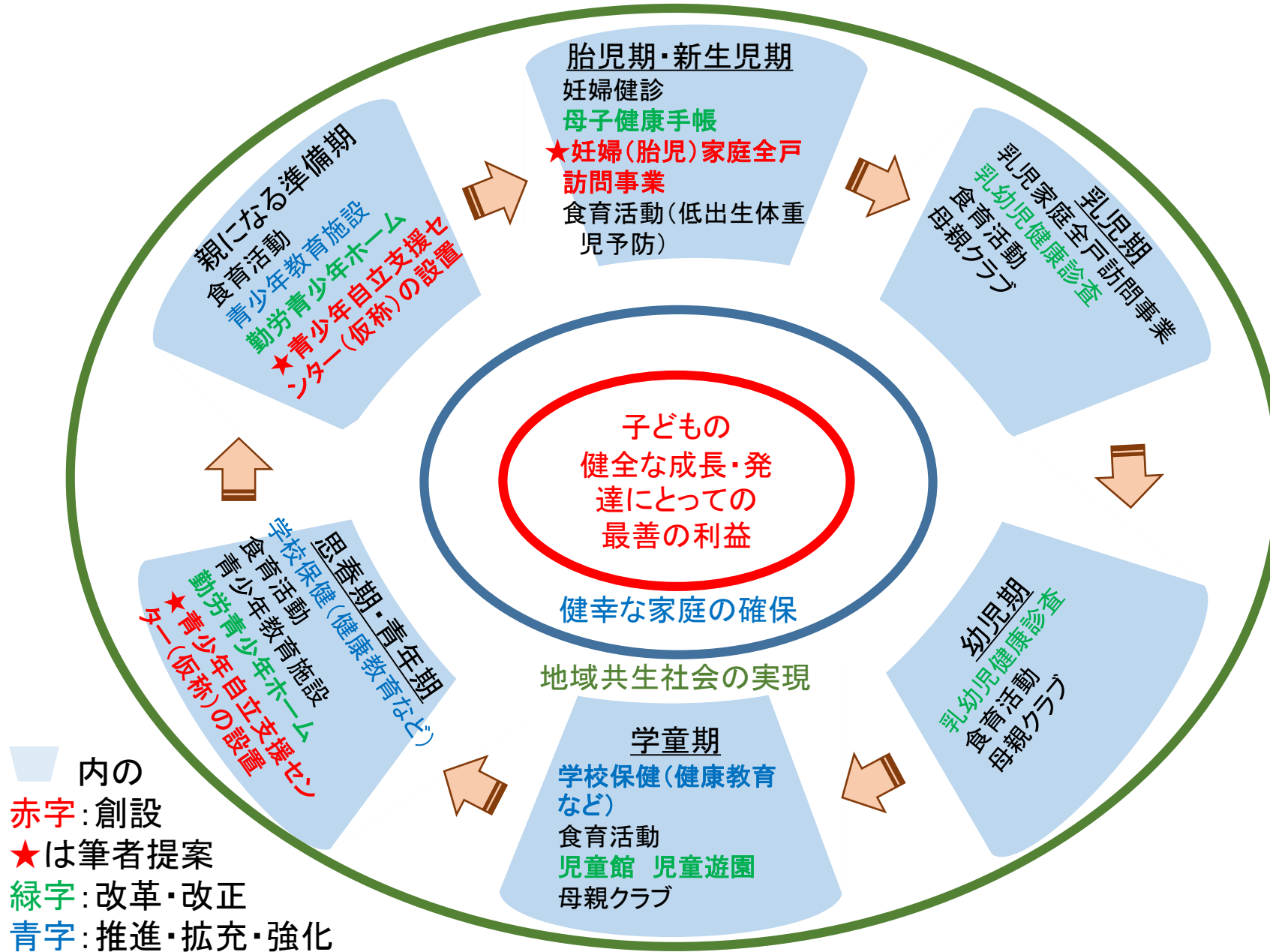
6

社会的養育システムの構築(相談機能)案

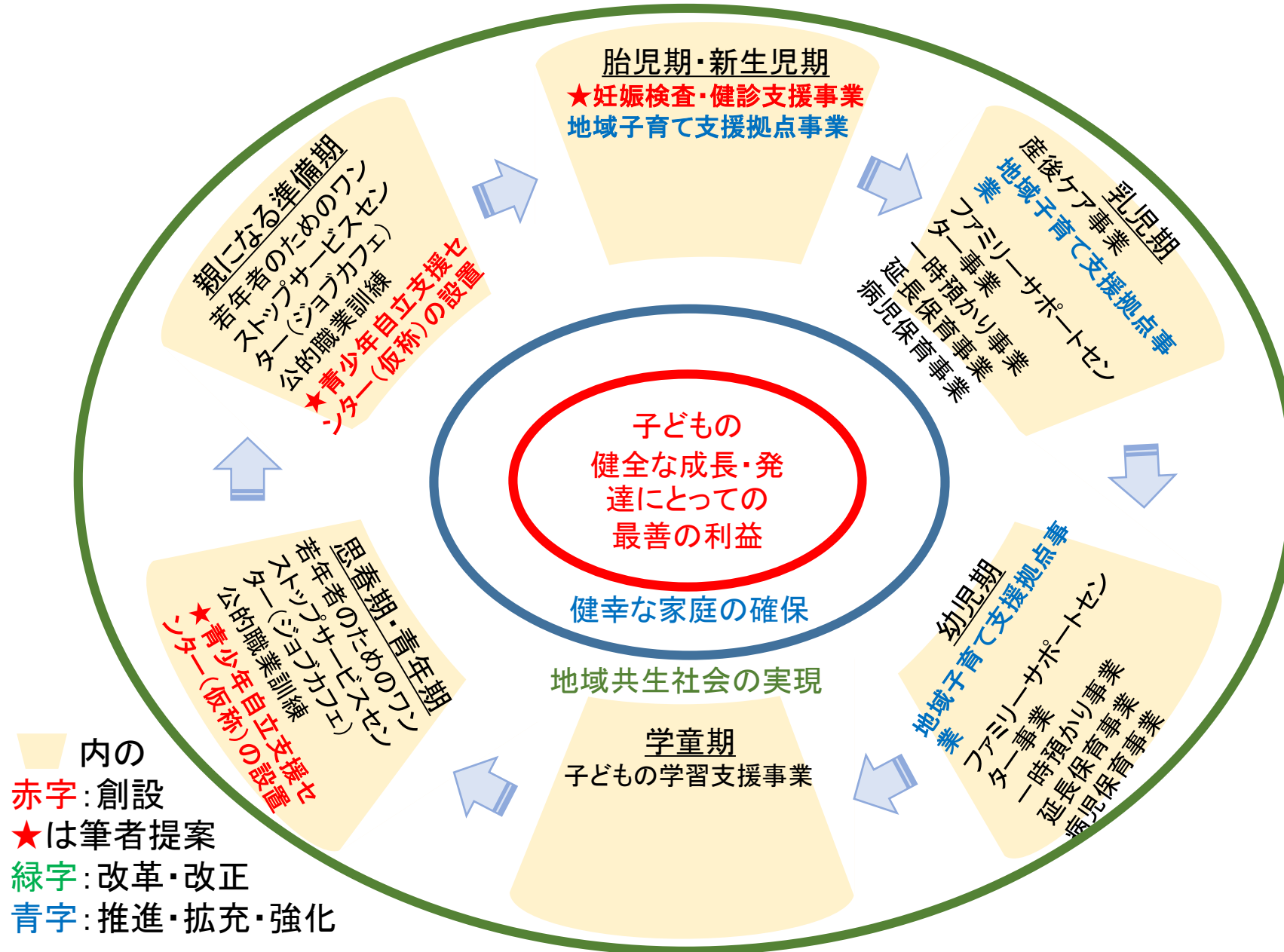


- 内は市町村の相談機関・事業
- 内は中間圏域の相談機関・事業
- 内は都道府県の相談機関・事業

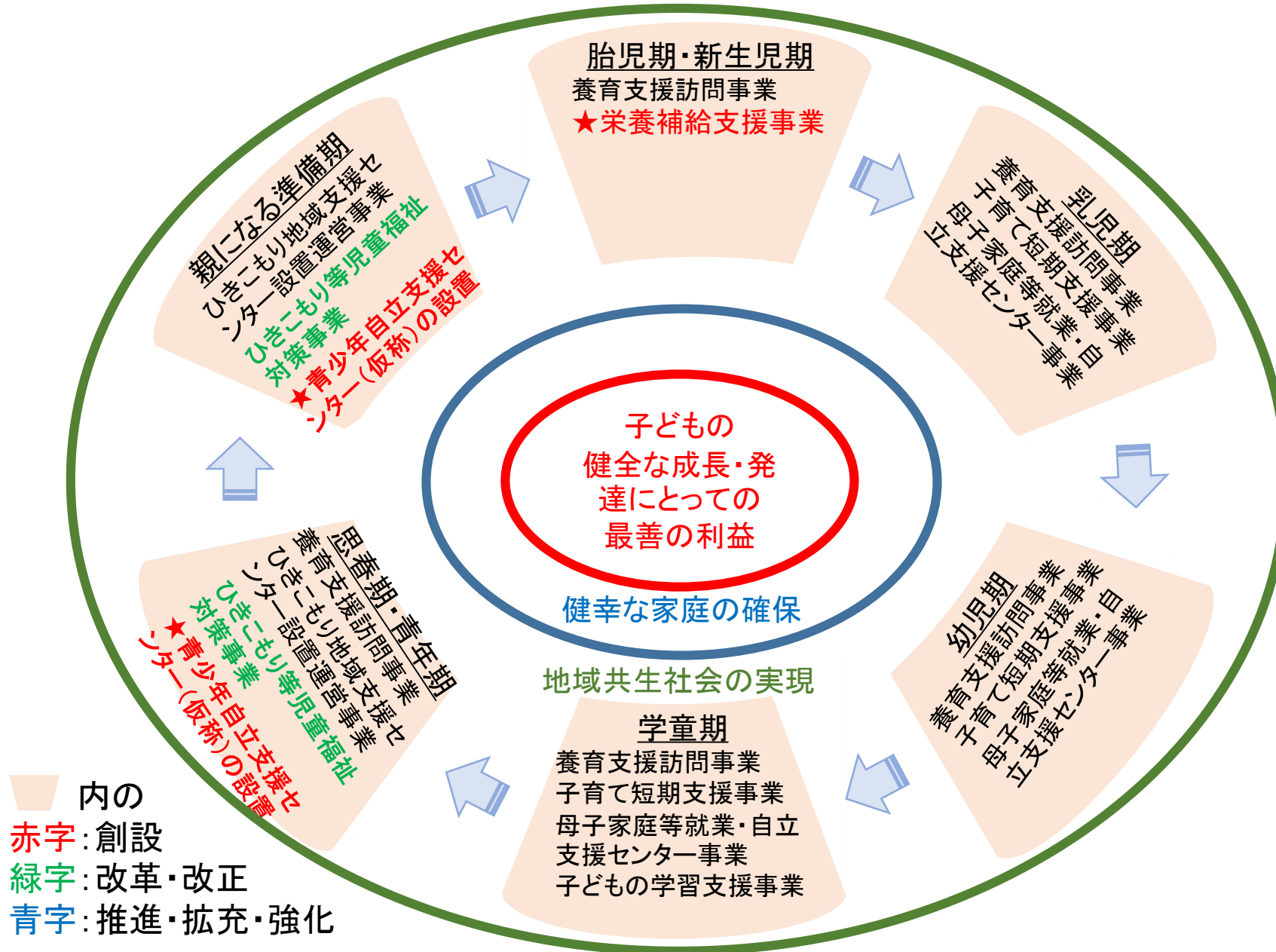
予防・一般支援レベル(ポピュレーションアプローチ)素案



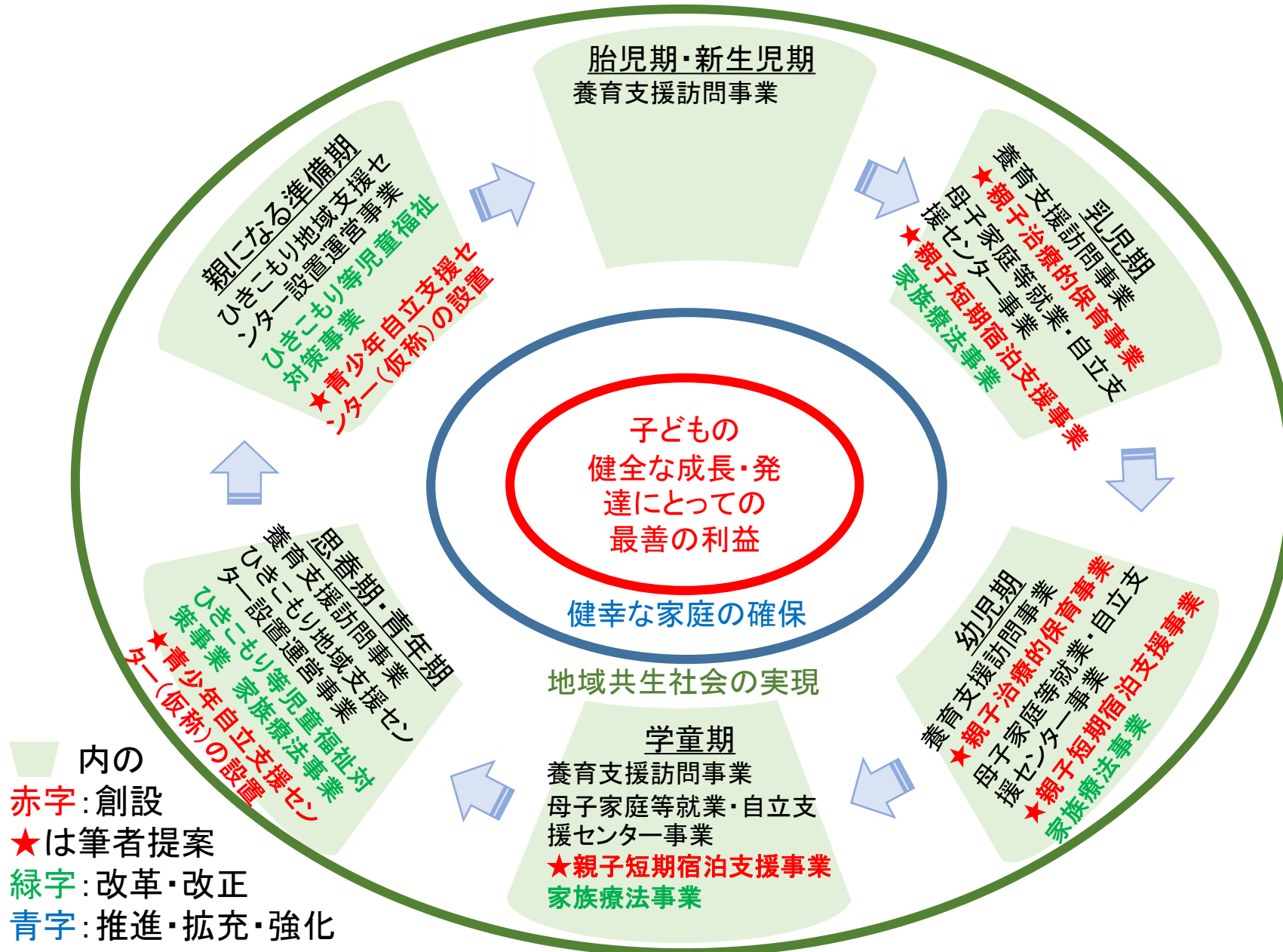
ロウリスク支援レベル(要支援レベル1)素案



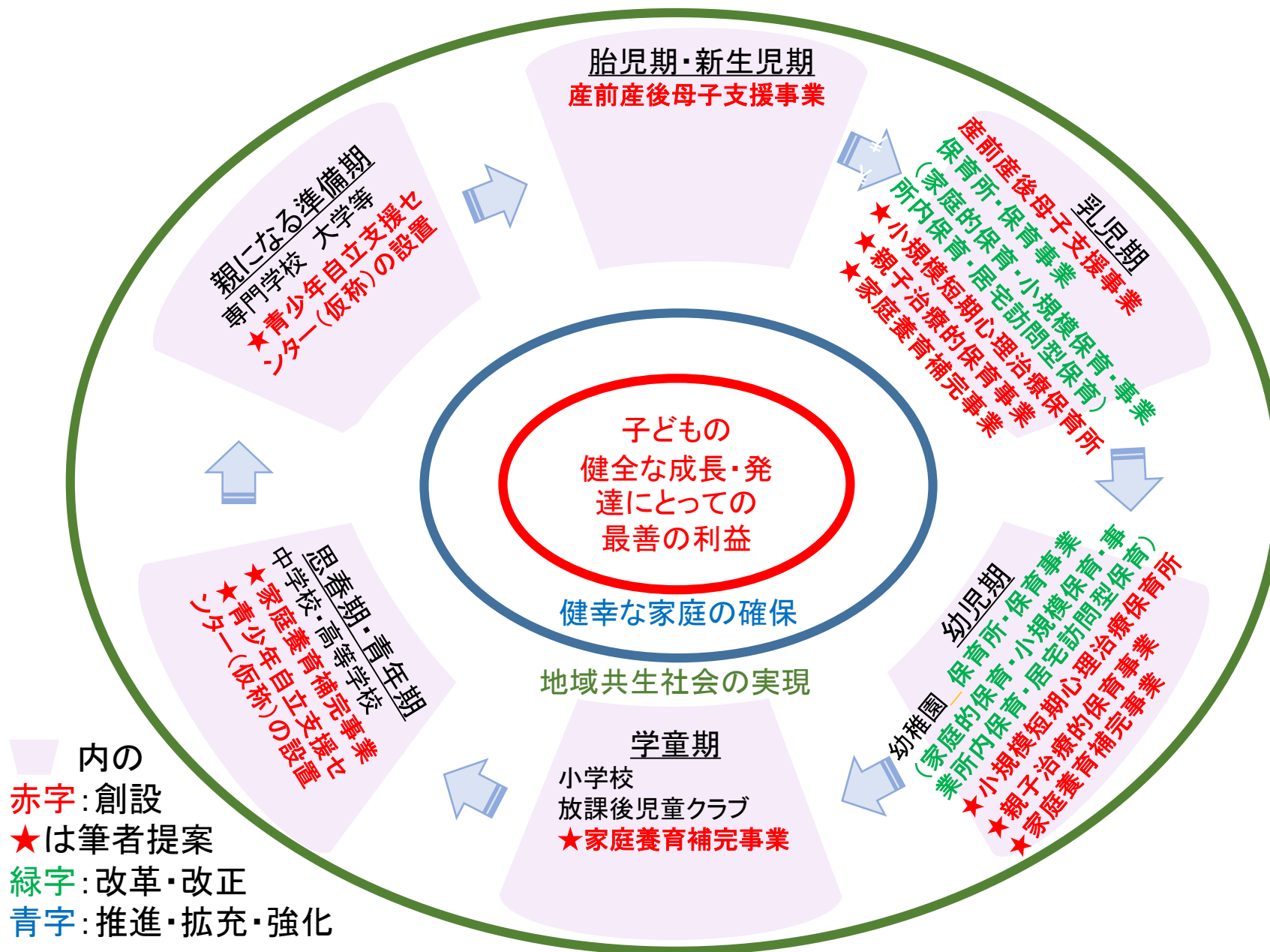
ハイリスク支援レベル(要支援レベル2)素案



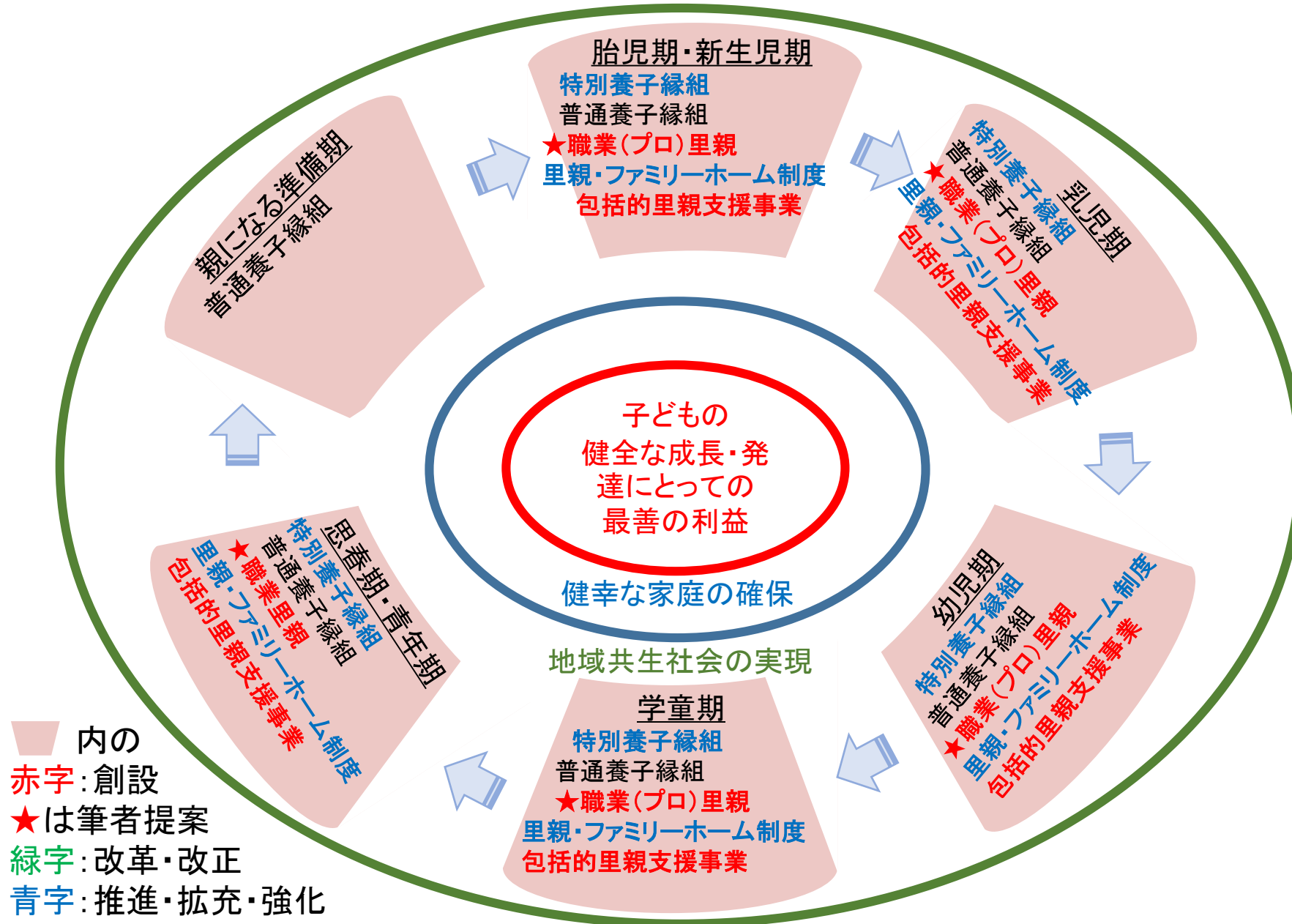
在宅支援(在宅措置)レベル(要支援レベル3)素案



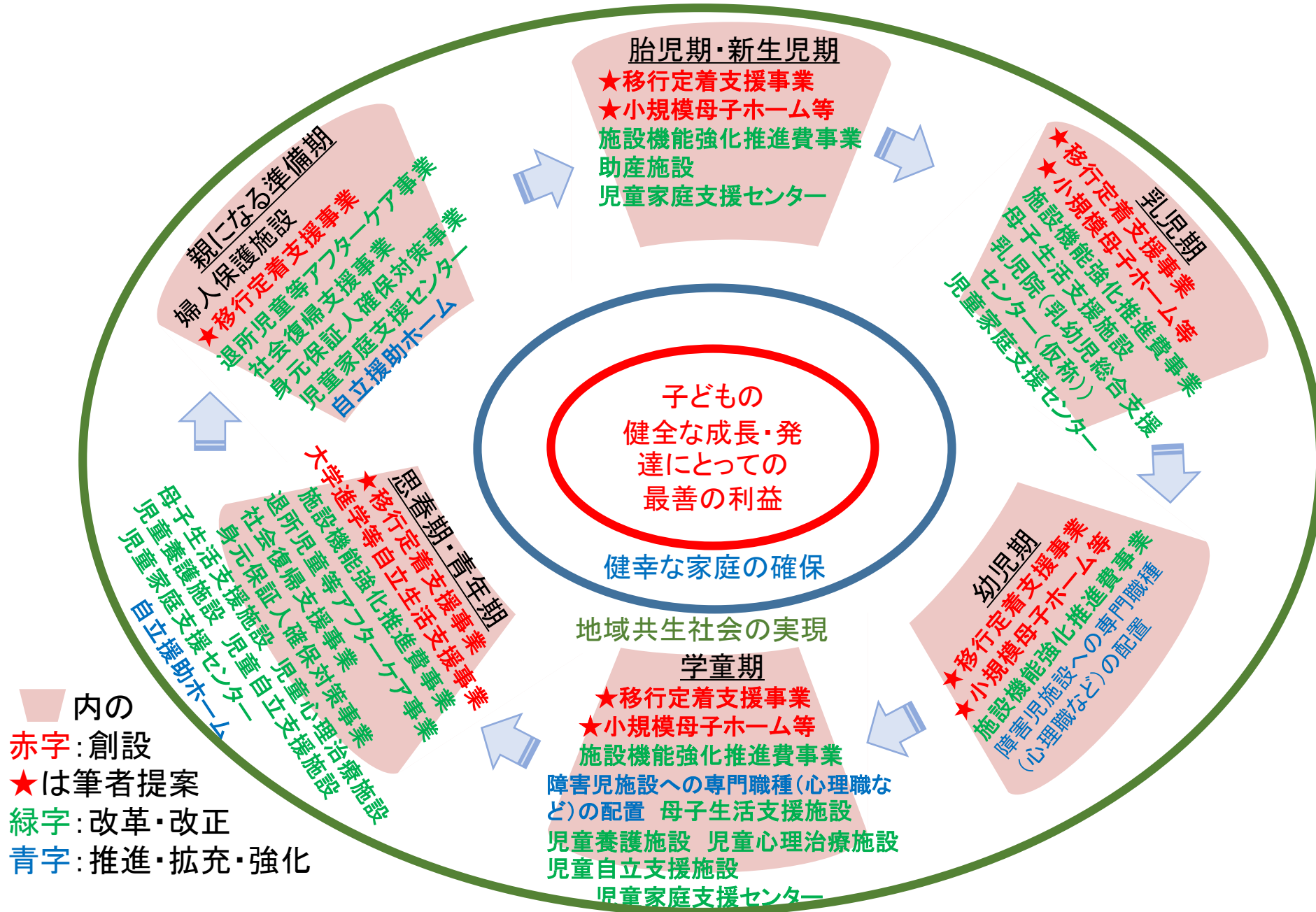
補完(在宅措置)レベル(要支援レベル4)素案



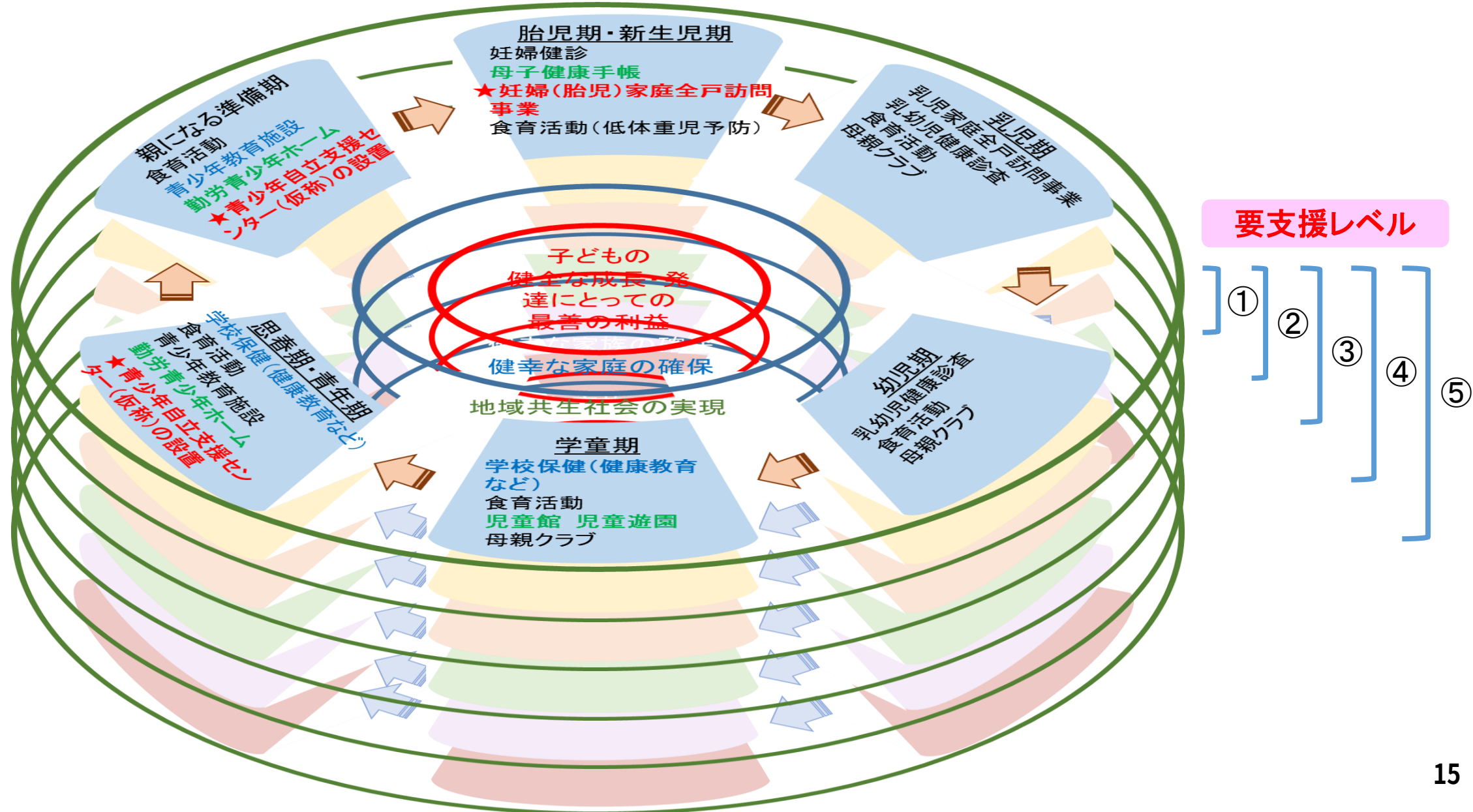
保護・代替レベル(要支援レベル5) 【家庭養護(養子縁組・里親など)】素案



保護・代替レベル(要支援レベル5)【家庭的養護(児童福祉施設など)】素案



社会的養育システムの構築(要支援機能)案



子どもの権利擁護システムについて

子どもの権利擁護（アドボカシー）システムづくり（案）

課題

- 法改正による「児童の意見尊重」の制度化は、それを確保する具体的な制度・施策の整備が必要。
- 社会的養護のもとで生活している子どもなどが安心していつでも相談でき、寄り添い代弁してくれるアドボケイトが必要。
- 家庭養護（里親）や家庭的養護（児童福祉施設の小規模化）の推進による閉鎖的・独善的な養育になる危険性への対応の必要性
- 障害児の意見表明権の保障及びその際の「障害及び年齢に適した支援の提供」が必要。

対策→

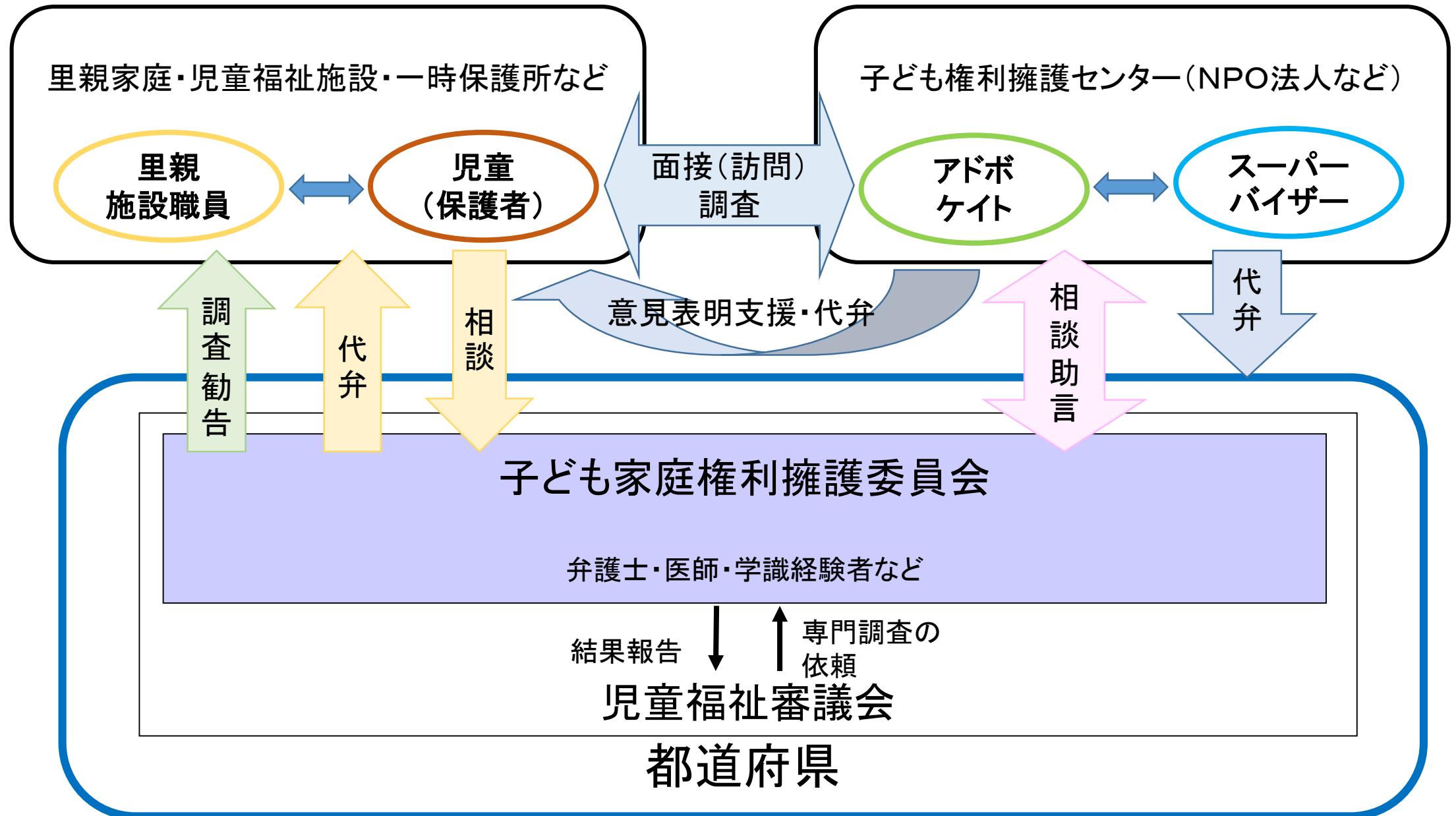
① 短期的対策

- ① 児童福祉審議会の中に**子ども家庭権利擁護委員会を設置**する。
- ② 子どものアドボケイトを確保するための**子ども権利擁護センター事業を創設**（児童虐待・DV対策等総合支援事業などでの対応）

② 中長期的対策

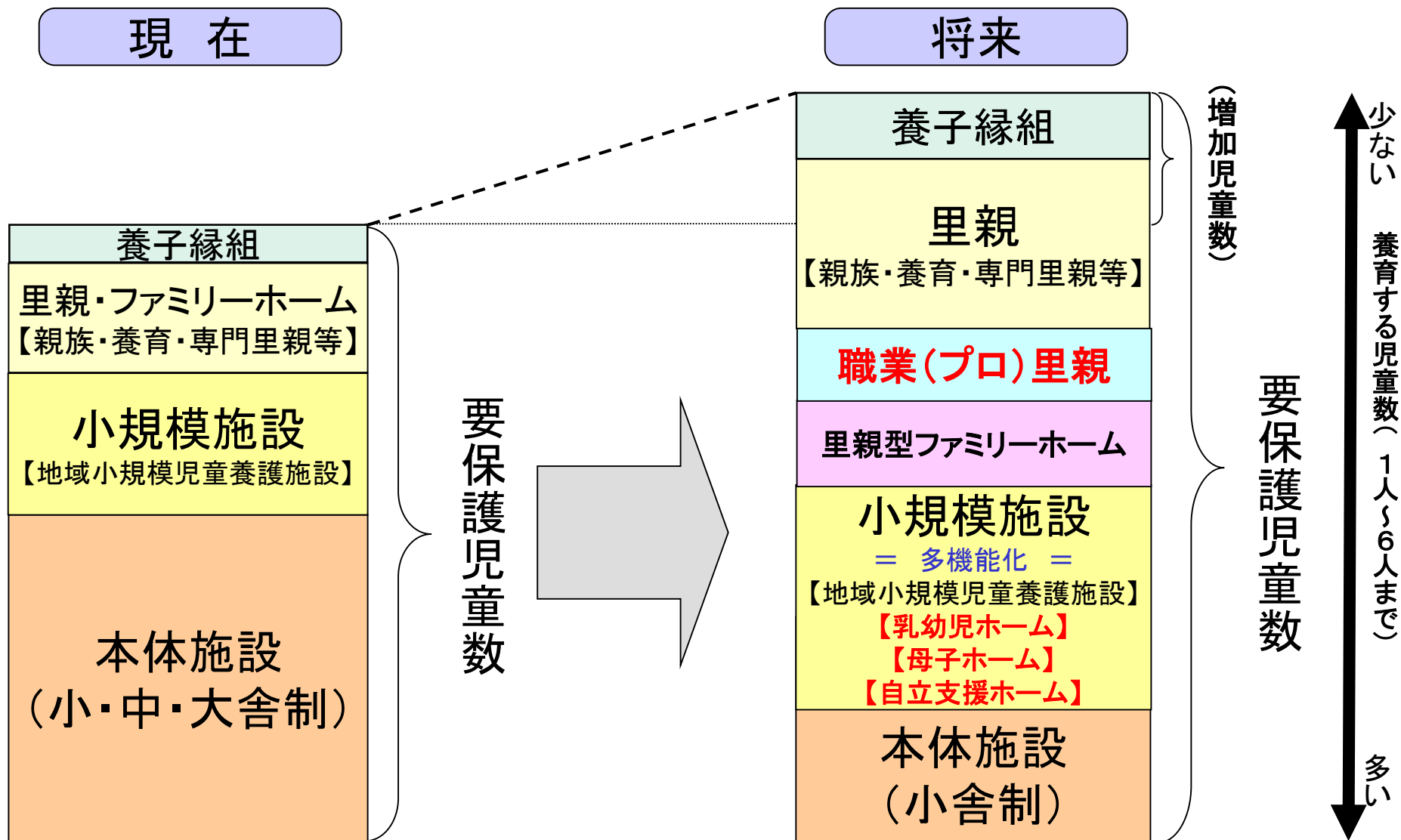
- ① 子どものアドボケイトを確保するための**子ども権利擁護センターを創設**（第三者性を確保できるNPO法人等による児童家庭支援センターとして設置し、子ども権利擁護センターとして指定する。）

子どもの権利擁護（アドボカシー）システム（案）



ライフサイクルを見据えた具体的な養育・支援 (要支援5レベル)

社会的養護体制の将来構想(案)



市町村単位での里親登録推進計画づくり（案） （校区単位での里親登録）

- 平成28年度小学校数は20,313校
- 平成28年度中学校数は10,404校
- 市町村数は1,718（市：791）（平成28年10月10日現在）
- 小学校区単位に養育里親（8,445→20,000）
- 中学校区単位に専門里親（684→10,000）
- 市町村単位に職業（プロ）里親（新規→1,700）
- 市単位にファミリーホーム（287→800）

良好な生育（成育）環境づくり（要支援5レベル）

妊娠期（胎児期）から自立まで切れ目のない、
親子が可能な限り一緒に生活できる生育環境づくり

課題

- ・ 妊娠期（胎児期）から自立まで切れ目なく、親子が可能な限り一緒に生活できる社会的養護体制が不十分。

対策 →

- ① 短期的対策：助産（出産支援）機能＋母子生活支援機能のある社会的養護体制づくり

① 家庭と同様の生育環境の整備

里親の職業化（助産師などの活用）などにより、里親及びファミリーホームで特定妊婦である児童の委託を受けて、出産を支援するとともに、生まれてきた乳児についても委託を受けて、児童である母親とその子どもと一緒に生活しながら母子の成長・発達や自立支援を行うことができる新たな体制整備

② 家庭的な生育環境の整備

妊産婦も対象にした地域小規模母子ホーム（産前産後ホーム）などを創設、あるいは母子生活支援施設や乳児院を機能強化して、母親への出産・育児支援や自立支援を行うとともに、子どもの成長・発達及び自立支援を行うことができる新たな体制整備

妊産婦・母子を対象にした社会的養護体制づくり(案)

	ステップ1	ステップ2
家庭と同様の生育環境の整備 里親及びファミリーホームで特定妊婦である児童の委託を受けて、出産を支援するとともに、生まれてきた乳児についても委託を受けて、児童である母親とその子どもと一緒に生活しながら母子の成長・発達や自立支援を行うことができる新たな体制整備	○ 専門里親の活用 専門里親の対象に若年(児童)の特定妊婦を加えて母子の生活・生育・自立支援を行う。	○ 職業(プロ)里親の創設 里親を職業化(助産師などの活用)して若年(児童)の特定妊婦を加えて母子の生活・生育・自立支援を行う。
家庭的な生育環境の整備 妊産婦も対象にした<u>地域小規模母子ホームを創設</u>、あるいは母子生活支援施設を機能強化して、母親への出産・育児支援や自立支援を行うとともに、子どもの成長・発達及び自立支援を行うことができる新たな体制整備	○ 地域小規模児童養護施設の活用 → 若年の特定妊婦の生活・生育・自立支援 ○ 小規模分園(サテライト)型母子生活支援施設の活用 → 特定妊婦の生活・生育・自立支援	○ <u>地域小規模母子ホームの創設</u> 小規模分園(サテライト)型母子生活支援施設を母子ホームに移行。 乳児院などにも付設することを可能にする。

家庭養護支援体制の拡充(児童相談所)(案)

① 専任職員の配置

里親委託の推進及び里親・委託された子どもの支援の充実のためには、複数の専任職員を児童相談所に配置する体制が確保されるべきである。

② 専任職員の継続勤務年数の長期化

里親担当職員の専門性を高め維持するためには、職員の異動周期を長くして、経験を蓄積できるようにすべきである。

③ 里親応援ミーティングの実施

子どもを里親に新規に措置する際に、関係機関・関係者(委託児童担当児童福祉司、担当児童心理司、里親委託等推進員、里親支援担当職員(児童家庭支援センター職員など)、児童福祉関係部署の市町村職員、里親支援専門相談員、保健師、保育所、学校、地区里親会、必要に応じて里親など)による里親応援ミーティングを開催して、養育計画書(里親版、里子版)、訪問・面接計画書などを作成、チーム養育であることを確認し、委託前後における里親養育への支援を実施する。なお、場合によっては実親が参加するミーティングを開催したり、ファミリーグループカンファレンスなども実施すること。

④ 二つの措置の活用

乳児院から里親委託の一定期間の複数養育(二つの措置)や里親委託中の保育所利用、障がい児サービスの複数養育など二つの措置の活用を広める。乳児院や児童養護施設から里親委託に移行する段階では、双方の入所措置と委託措置を重ね合わせて移行期支援ができるように、二つの措置をかけられるようにすべきである。

また、里親委託中の保育所利用や障がい児サービスの活用について、積極的な利用を可能とすべきである。

⑤ レスパイト事業の拡充

レスパイト事業における受け入れ対象を親戚・友人等にまで拡大する。

⑥ 委託児童健診の実施

乳幼児健診のように、委託された子どもに対しても定期的(委託された子どもの年齢、委託期間等により時期検討)に心理検査などを行い、子どもの里親家庭での適応、安定感を把握し支援の方向性の材料とする。

(全国里親会中長期ビジョンに関する報告書より)

包括的里親支援事業(包括的里親委託拠点事業)の創設(案)

課題

- ・継続的・包括的な寄り添い方の支援が提供されていない。
- ・里親のリクルート、委託前の移行支援、委託中の支援、委託後の移行支援、アフターケアまで、里親が安心して支援を求められる機関が乏しい。
- ・今後は里親から家庭復帰むけた家庭環境調整が求められる。

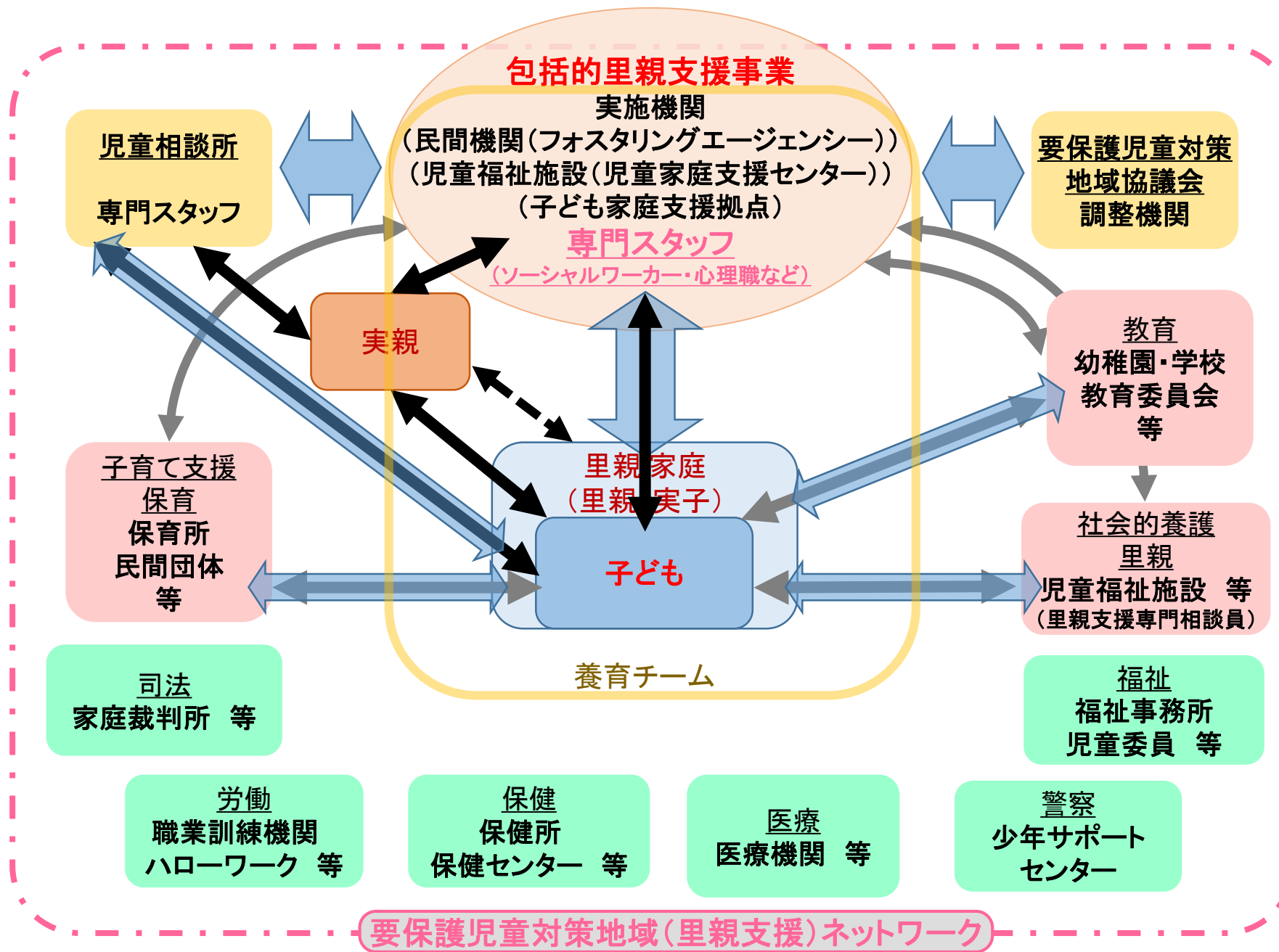
対策 → 包括的里親支援事業の創設(実施主体:都道府県・指定都市・児相設置市)
子どもの最善の利益を中心に据えた里親ソーシャルワークのできる機関に、
里親のリクルートから里親支援までをする拠点事業を委託して行う。

- ① 民間機関(フォスティング・エージェンシー)
- ② 児童福祉施設(児童家庭支援センター)
- ③ 市区町村子ども家庭支援拠点

事業内容:里親開拓、里親研修、相談支援(24時間365日)、マッチング、
移行支援、訪問支援、レスパイトケア、関係機関調整、
里親間交流(里親サロン)、家庭環境調整(実親支援)、
アフターケア など

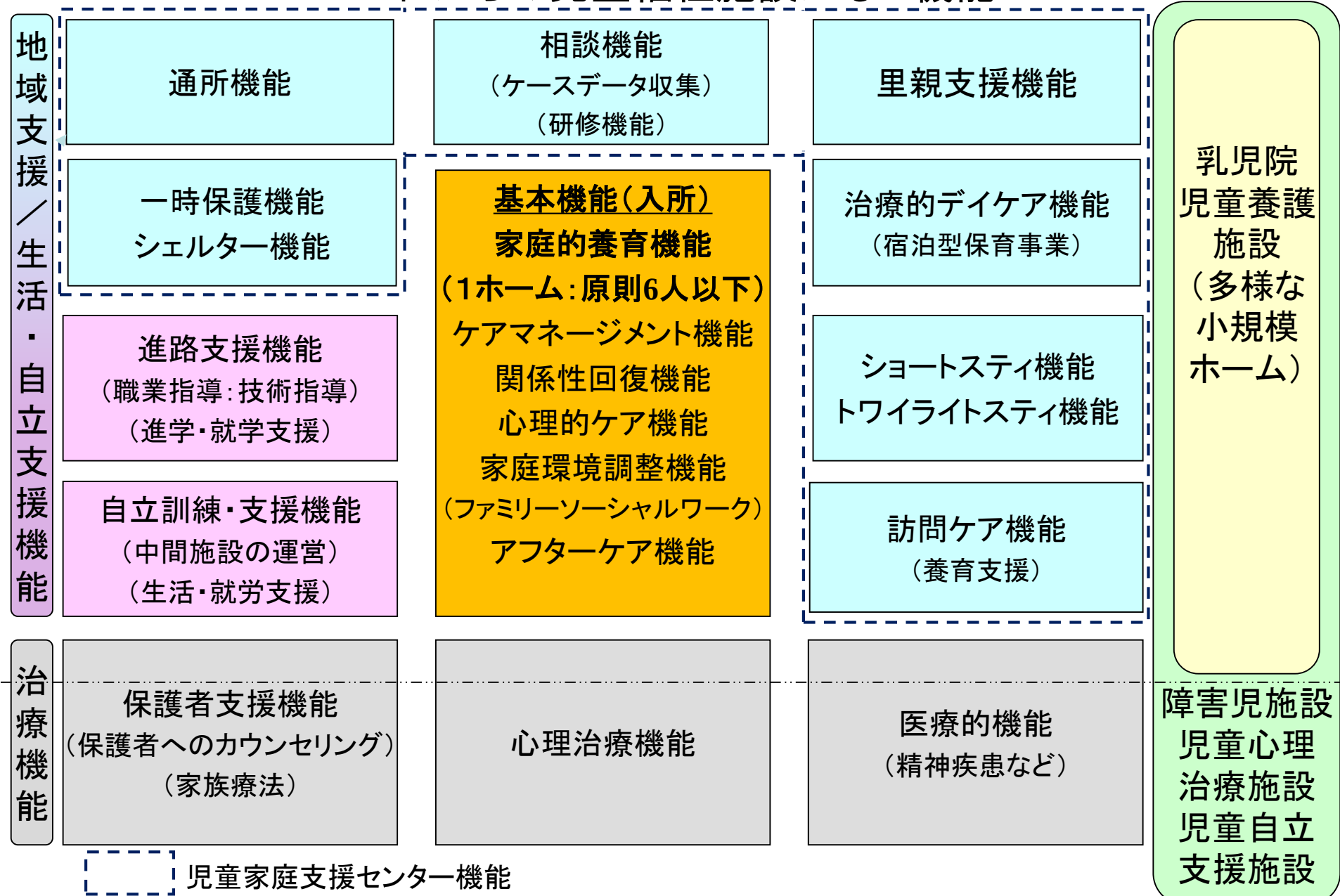
※ 里親支援機関事業からの移行

包括的里親支援事業(包括的里親委託拠点事業)(案)

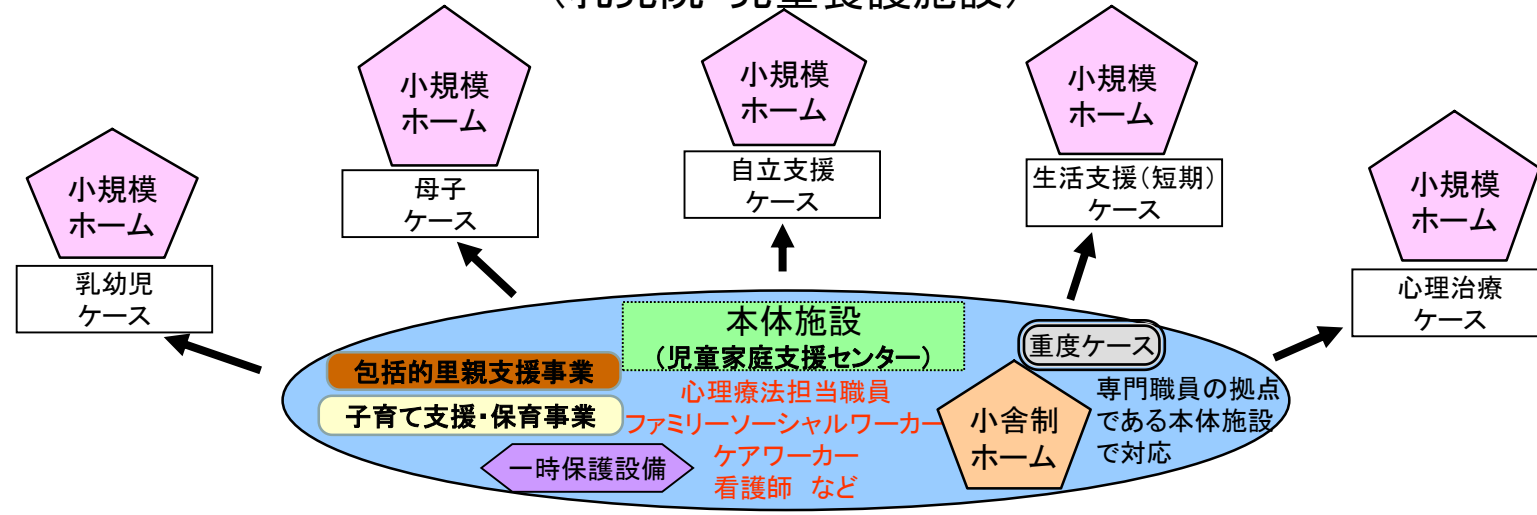


児童福祉施設の総合センター化構想(案)

これからの児童福祉施設がもつ機能

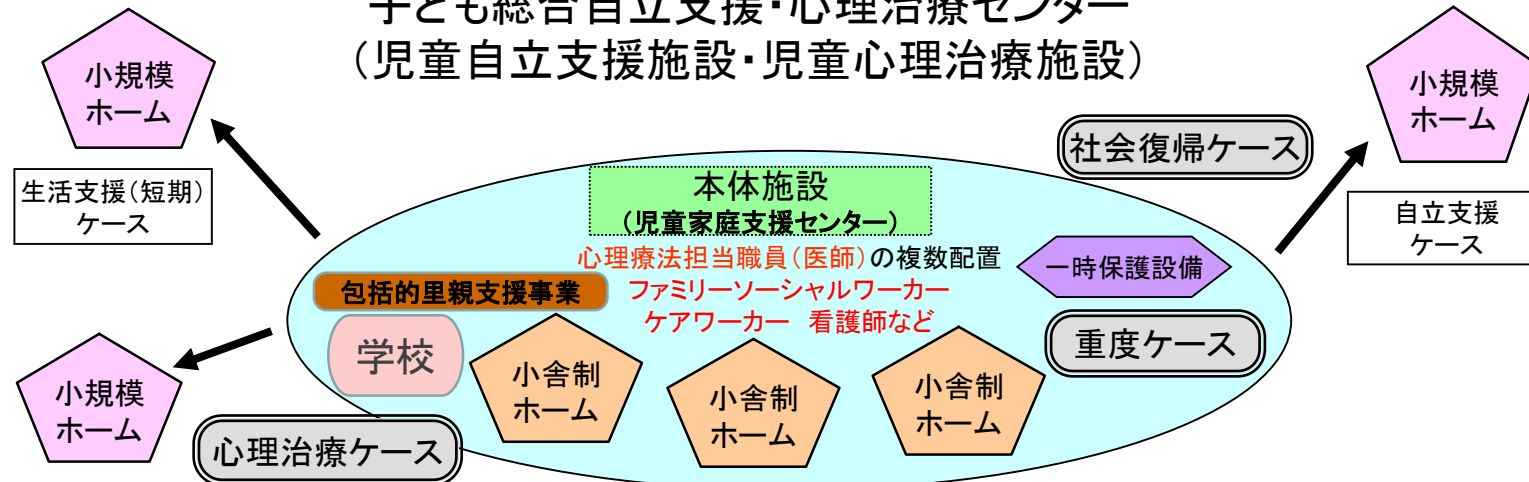


子ども総合養育支援センター (乳児院・児童養護施設)



施設→地域、大規模→小規模、施設養育→家庭的養育、集団支援→個別支援をキーワードに小規模化を推進。
その際本体施設(センター)が運営又は心理治療、個別対応、医療などについて全面的支援。

子ども総合自立支援・心理治療センター (児童自立支援施設・児童心理治療施設)



これからの児童福祉施設等（総合センター（多機能）化）（案）

現在の施設	将来の施設	機能（入所＋通所＋在宅支援＋里親支援機能など）	対象
母子生活支援施設	母子総合生活支援センター	母子生活支援施設＋児童家庭支援センター＋助産機能＋里親支援機能	妊産婦＋母子
乳児院	乳幼児総合支援センター	乳児院＋児童家庭支援センター・児童発達支援センター＋助産機能＋母子生活支援機能＋里親支援機能	乳幼児＋妊産婦＋母子
児童養護施設	子ども総合養育支援センター	児童養護施設＋児童家庭支援センター＋里親支援機能	児童
児童心理治療施設	子ども総合心理治療センター	児童心理治療施設＋児童家庭支援センター・児童発達支援センター＋里親支援機能	児童
児童自立支援施設	子ども総合自立支援センター	児童自立支援施設＋児童家庭支援センター・児童発達支援センター＋里親支援機能＋データベース機能	児童
障害児施設	障害児総合自立支援センター	障害児施設＋児童家庭支援センター・児童発達支援センター＋里親支援機能	障害児（障害者）
	青少年自立支援センター	勤労青少年ホーム＋児童家庭支援センター＋自立援助ホーム	思春期・青年期及び親になる準備期の青少年（15～30歳程度）

青少年自立支援センター(仮称)の設置・運営(案)

(勤労青少年ホーム＋児童家庭支援センター＋自立援助ホーム)

- 勤労青少年ホームに児童家庭支援センターと自立援助ホームを付設して24時間365日間対応できる相談機能、シェルター機能、生活支援機能、就労支援機能などを持たせる。
- 勤労青少年ホームの改築などの整備費については補正予算を活用する。
- 青少年自立支援センター(仮称)の夜間指導員については、子育て支援員(社会的養護コース)なども活用する。
- 社会的養護出身者のための「つどいの場事業」なども行う。

「自尊心」を育む「育ち・育て」環境づくり(要支援5レベル)

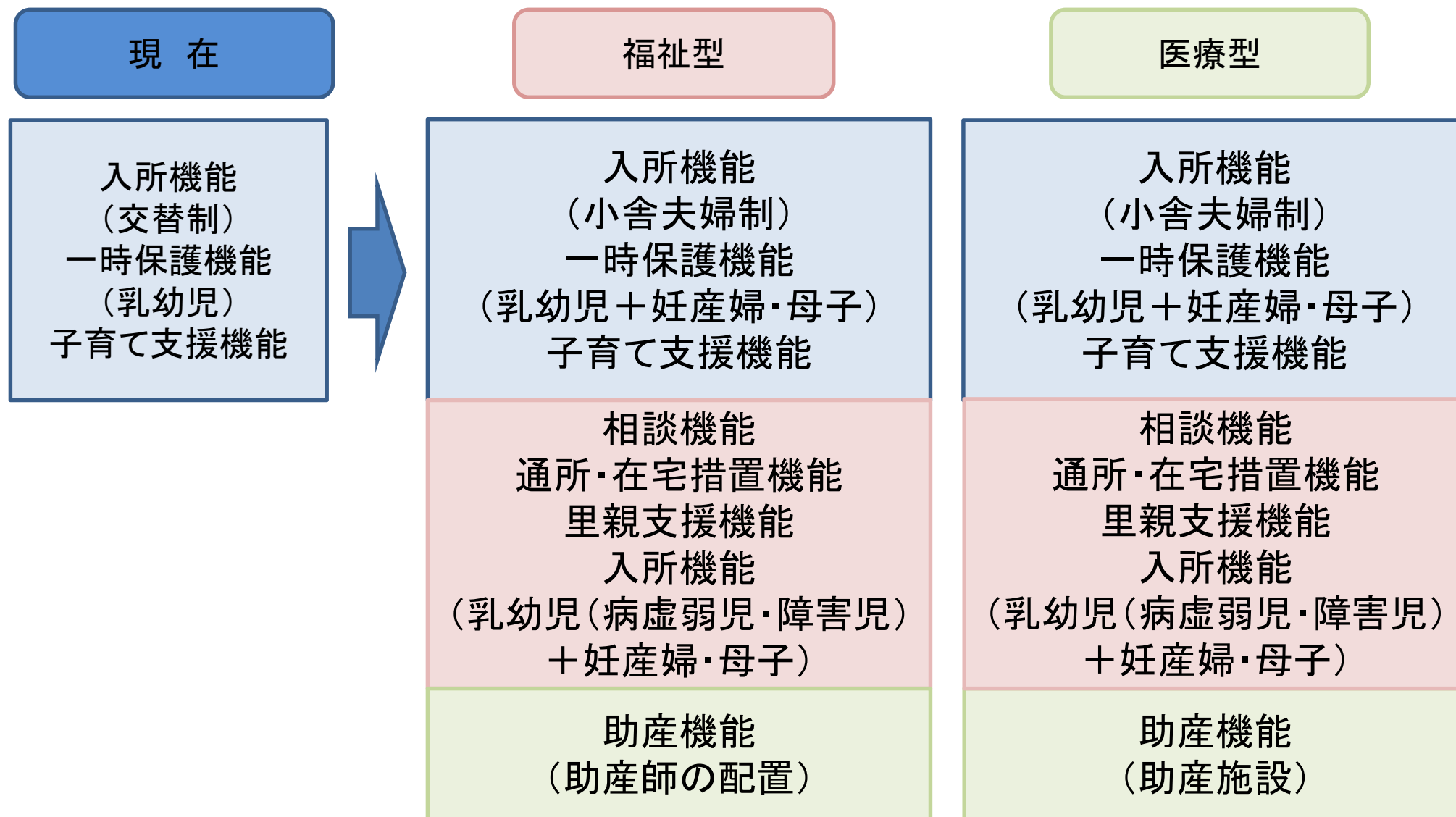
課題

- ① 緊急性を要する要保護の状態にある乳幼児の命を守り、安心感・安全感のある養育環境に保護し、養育することが必要であること
- ② 家族では困難な病気や障がい、被虐待等といった重篤な課題があり、医療・看護、リハビリ・心理療法等の専門職によるケアを必要とする3歳未満においては、生命保護とともに発達過程(発達における病気・障がい等の認定ができるまでの養育期間)における状況の把握と、課題に応じた適切な専門ケアの提供の必要性
- ③ 一人ひとりの子どもの状況と課題にそった個別の養育と愛着の関係性がはかれる十分な養育形態の確保すること
- ④ きょうだいの分離防止
- ⑤ 妊娠、産前産後の母子の支援機能が不足している
- ⑥ 入所前～退所後まで継続的に家庭支援をはかるためのソーシャルワーク機能が必要
(全国乳児福祉協議会提出資料を参考にして)

対策 →

- ① 乳児院を改革して、相談機能、在宅措置機能、里親支援機能、助産機能などを拡充して、対象も乳幼児及び妊産婦・母子まで拡げ、医療機関に付設されていない場合の福祉型と付設されている場合の医療型の「乳幼児総合支援センター(仮称)」を創設する。

乳児院改革（乳幼児総合支援センター）（案）



乳幼児総合支援センター(案)

種別 センター機能	福祉型(第1種)	医療型(第2種)
相談機能	児童家庭支援センター 児童発達支援センター (子ども家庭支援拠点)	児童家庭支援センター 児童発達支援センター (子ども家庭支援拠点)
一時保護機能	乳幼児及び妊産婦・母子	乳幼児及び妊産婦・母子
子育て支援機能	子育て支援事業(ショートステイなど)	子育て支援事業(ショートステイなど)
在宅支援機能 (在宅・通所措置)	親子治療的デイケア事業(家族療法事業) 親子短期宿泊支援事業(家族療法事業の拡充) 家庭養育補完事業	親子治療的デイケア事業(家族療法事業) 親子短期宿泊支援事業(家族療法事業の拡充) 家庭養育補完事業
里親支援機能	包括的里親支援事業	包括的里親支援事業
入所機能	乳幼児ホーム(小舎(夫婦)制) 軽・中度な病虚弱・障害のある乳幼児のホーム 妊産婦・母子ホーム	乳幼児ホーム(小舎(夫婦)制) 重度な病虚弱・障害のある乳幼児のホーム 妊産婦・母子ホーム
助産機能	助産師の配置 産前産後母子ケア事業	助産施設 産前産後母子ケア事業 妊娠検査・健診助成事業(施設機能強化推進費 などの拡充)

児童家庭支援センターと児童発達支援センターとの比較

1
か
所
当
た
り
の
補
助
額
等

児童家庭支援センター	児童発達支援センター																																																								
	福祉型	医療型																																																							
＜事務費(平成28年度)＞ ・常勤心理職配置の場合：10,951千円 ※相談員：常勤1、非常勤1 心理職：常勤1 ・非常勤心理職配置の場合：7,354千円 ※相談員：常勤1、非常勤1 心理職：非常勤1 ＜事業費(平成28年度)＞ ・相談件数や心理療法の実施状況等の事業量に応じた基準額を設定 <table><tr><th>件数区分</th><th>基準額(年額)</th></tr><tr><td>50 件 ～ 299 件</td><td>74,000 円</td></tr><tr><td>300 件 ～ 599 件</td><td>441,000 円</td></tr><tr><td>600 件 ～ 899 件</td><td>1,103,000 円</td></tr><tr><td>900 件 ～ 1,399 件</td><td>2,057,000 円</td></tr><tr><td>1,400 件 ～ 1,899 件</td><td>2,792,000 円</td></tr><tr><td>1,900 件 ～ 2,399 件</td><td>3,527,000 円</td></tr><tr><td>2,400 件 ～ 2,899 件</td><td>4,262,000 円</td></tr><tr><td>2,900 件 ～ 3,399 件</td><td>4,997,000 円</td></tr><tr><td>3,400 件以上</td><td>5,145,000 円</td></tr></table>	件数区分	基準額(年額)	50 件 ～ 299 件	74,000 円	300 件 ～ 599 件	441,000 円	600 件 ～ 899 件	1,103,000 円	900 件 ～ 1,399 件	2,057,000 円	1,400 件 ～ 1,899 件	2,792,000 円	1,900 件 ～ 2,399 件	3,527,000 円	2,400 件 ～ 2,899 件	4,262,000 円	2,900 件 ～ 3,399 件	4,997,000 円	3,400 件以上	5,145,000 円	・人員基準、障害児の障害種別及び利用定員に応じて算定し、1日当たりの報酬を設定する。 ＜基本報酬＞ <table><tr><td rowspan="7">障害児(難聴児、重症心身障害児を除く)の場合</td><td>(1) 定員30人以下</td><td>976単位/日</td></tr><tr><td>(2) 定員31人以上40人以下</td><td>917単位/日</td></tr><tr><td>(3) 定員41人以上50人以下</td><td>858単位/日</td></tr><tr><td>(4) 定員51人以上60人以下</td><td>800単位/日</td></tr><tr><td>(5) 定員61人以上70人以下</td><td>779単位/日</td></tr><tr><td>(6) 定員71人以上80人以下</td><td>759単位/日</td></tr><tr><td>(7) 定員81人以上</td><td>737単位/日</td></tr><tr><td rowspan="4">難聴児の場合</td><td>(1) 定員20人以下</td><td>1,220単位/日</td></tr><tr><td>(2) 定員21人以上30人以下</td><td>1,073単位/日</td></tr><tr><td>(3) 定員31人以上40人以下</td><td>987単位/日</td></tr><tr><td>(4) 定員41人以上</td><td>900単位/日</td></tr><tr><td rowspan="3">重症心身障害児の場合</td><td>(1) 定員15人以下</td><td>1,152単位/日</td></tr><tr><td>(2) 定員16人以上20人以下</td><td>874単位/日</td></tr><tr><td>(3) 定員21人以上</td><td>798単位/日</td></tr></table> ※この他、各種加算、減算有り。 ※1単位は10円(事業所が所在する地域区分に応じた割合を乗じて得た額)	障害児(難聴児、重症心身障害児を除く)の場合	(1) 定員30人以下	976単位/日	(2) 定員31人以上40人以下	917単位/日	(3) 定員41人以上50人以下	858単位/日	(4) 定員51人以上60人以下	800単位/日	(5) 定員61人以上70人以下	779単位/日	(6) 定員71人以上80人以下	759単位/日	(7) 定員81人以上	737単位/日	難聴児の場合	(1) 定員20人以下	1,220単位/日	(2) 定員21人以上30人以下	1,073単位/日	(3) 定員31人以上40人以下	987単位/日	(4) 定員41人以上	900単位/日	重症心身障害児の場合	(1) 定員15人以下	1,152単位/日	(2) 定員16人以上20人以下	874単位/日	(3) 定員21人以上	798単位/日	・障害種別に応じて、1日当たりの報酬を設定する。 ＜基本報酬＞ <table><tr><td>肢体不自由児の場合</td><td>333単位/日</td></tr><tr><td>重症心身障害児の場合</td><td>445単位/日</td></tr></table> ※この他、各種加算、減算有り。 ※1単位は10円	肢体不自由児の場合	333単位/日	重症心身障害児の場合	445単位/日
件数区分	基準額(年額)																																																								
50 件 ～ 299 件	74,000 円																																																								
300 件 ～ 599 件	441,000 円																																																								
600 件 ～ 899 件	1,103,000 円																																																								
900 件 ～ 1,399 件	2,057,000 円																																																								
1,400 件 ～ 1,899 件	2,792,000 円																																																								
1,900 件 ～ 2,399 件	3,527,000 円																																																								
2,400 件 ～ 2,899 件	4,262,000 円																																																								
2,900 件 ～ 3,399 件	4,997,000 円																																																								
3,400 件以上	5,145,000 円																																																								
障害児(難聴児、重症心身障害児を除く)の場合	(1) 定員30人以下	976単位/日																																																							
	(2) 定員31人以上40人以下	917単位/日																																																							
	(3) 定員41人以上50人以下	858単位/日																																																							
	(4) 定員51人以上60人以下	800単位/日																																																							
	(5) 定員61人以上70人以下	779単位/日																																																							
	(6) 定員71人以上80人以下	759単位/日																																																							
	(7) 定員81人以上	737単位/日																																																							
難聴児の場合	(1) 定員20人以下	1,220単位/日																																																							
	(2) 定員21人以上30人以下	1,073単位/日																																																							
	(3) 定員31人以上40人以下	987単位/日																																																							
	(4) 定員41人以上	900単位/日																																																							
重症心身障害児の場合	(1) 定員15人以下	1,152単位/日																																																							
	(2) 定員16人以上20人以下	874単位/日																																																							
	(3) 定員21人以上	798単位/日																																																							
肢体不自由児の場合	333単位/日																																																								
重症心身障害児の場合	445単位/日																																																								

児童家庭支援センター		児童発達支援センター																																	
		福祉型	医療型																																
職員配置基準	児童家庭支援センターの運営管理責任者を定めるとともに、次の職種の職員を配置するものとする。 ア 相談・支援を担当する職員（2名） 児童福祉法第13条第2項各号のいずれかに該当する者。児童福祉事業の実務経験を十分有し各種福祉施策に熟知していることが望ましい。 なお、児童福祉施設等に附置している場合は、入所者等の直接処遇の業務は行わないものであること。 イ 心理療法等を担当する職員（1名） 児童及び保護者に対し、心理学的側面からの援助を行う。	<table><tr><td rowspan="6">従業者（※）</td><td>嘱託医</td><td>1人以上</td></tr><tr><td>児童指導員及び保育士</td><td>・総数がおおむね障害児の数を4で除して得た数以上（※） ※機能訓練担当職員の数を総数に含めることができる ・児童指導員 1人以上 ・保育士 1人以上</td></tr><tr><td>栄養士</td><td>1人以上（※） ※障害児の数が40人以下の場合は置かないことができる</td></tr><tr><td>調理員</td><td>1人以上（※） ※調理業務の全部を委託する場合は置かないことができる</td></tr><tr><td>児童発達支援管理責任者</td><td>1人以上</td></tr><tr><td>機能訓練担当職員</td><td>機能訓練を行う場合に置く</td></tr><tr><td>管理者</td><td colspan="2">原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの（支障がない場合は他の職務との兼務可）</td></tr></table> ※1 主として難聴児を通わせる場合の従業者については、上表の人員に加え、「言語聴覚士」を指定児童発達支援の単位ごとに4人以上配置する。 ※2 主として重症心身障害児を通わせる場合の従業者については、上表の人員に加え、従業者とは別に「看護師」を1人以上配置する。また、機能訓練担当職員については、必置で1人以上。	従業者（※）	嘱託医	1人以上	児童指導員及び保育士	・総数がおおむね障害児の数を4で除して得た数以上（※） ※機能訓練担当職員の数を総数に含めることができる ・児童指導員 1人以上 ・保育士 1人以上	栄養士	1人以上（※） ※障害児の数が40人以下の場合は置かないことができる	調理員	1人以上（※） ※調理業務の全部を委託する場合は置かないことができる	児童発達支援管理責任者	1人以上	機能訓練担当職員	機能訓練を行う場合に置く	管理者	原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの（支障がない場合は他の職務との兼務可）		<table><tr><td>診療所に必要とされる従業者</td><td>医療法に規定する必要数</td></tr><tr><td>児童指導員</td><td>1人以上</td></tr><tr><td>保育士</td><td>1人以上</td></tr><tr><td>看護師</td><td>1人以上</td></tr><tr><td>理学療法士又は作業療法士</td><td>1人以上</td></tr><tr><td>児童発達支援管理責任者</td><td>1人以上</td></tr><tr><td>機能訓練担当職員（言語訓練等を行う場合）</td><td>必要となる数</td></tr><tr><td>管理者</td><td>原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの（支障がない場合は他の職務との兼務可）</td></tr></table>	診療所に必要とされる従業者	医療法に規定する必要数	児童指導員	1人以上	保育士	1人以上	看護師	1人以上	理学療法士又は作業療法士	1人以上	児童発達支援管理責任者	1人以上	機能訓練担当職員（言語訓練等を行う場合）	必要となる数	管理者	原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの（支障がない場合は他の職務との兼務可）
	従業者（※）	嘱託医		1人以上																															
児童指導員及び保育士		・総数がおおむね障害児の数を4で除して得た数以上（※） ※機能訓練担当職員の数を総数に含めることができる ・児童指導員 1人以上 ・保育士 1人以上																																	
栄養士		1人以上（※） ※障害児の数が40人以下の場合は置かないことができる																																	
調理員		1人以上（※） ※調理業務の全部を委託する場合は置かないことができる																																	
児童発達支援管理責任者		1人以上																																	
機能訓練担当職員		機能訓練を行う場合に置く																																	
管理者	原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの（支障がない場合は他の職務との兼務可）																																		
診療所に必要とされる従業者	医療法に規定する必要数																																		
児童指導員	1人以上																																		
保育士	1人以上																																		
看護師	1人以上																																		
理学療法士又は作業療法士	1人以上																																		
児童発達支援管理責任者	1人以上																																		
機能訓練担当職員（言語訓練等を行う場合）	必要となる数																																		
管理者	原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの（支障がない場合は他の職務との兼務可）																																		
設備基準	次の設備を設けるものとする。 ただし、児童福祉施設等に附置している場合は、入所者等の処遇及び当該施設の運営上支障が生じない場合には、附置される施設と設備の一部を共有することは差し障らない。 なお、設備については利用者の個人の身上に関する秘密が守られるよう十分配慮するものとする。 （1）相談室・プレイルーム （2）事務室 （3）その他必要な設備	<table><tr><td>指導訓練室</td><td>定員は、おおむね10人 障害児1人当たりの床面積は、2.47㎡以上（※） ※主として難聴児又は重症心身障害児を通わせる場合は除く</td></tr><tr><td>遊戯室（※） ※主として重症心身障害児を通わせる場合は設けないことができる</td><td>障害児1人当たりの床面積は、1.65㎡以上（※） ※主として難聴児又は重症心身障害児を通わせる場合は除く</td></tr><tr><td>屋外遊技場、医務室、相談室</td><td>主として重症心身障害児を通わせる場合は設けないことができる</td></tr><tr><td>調理室、便所</td><td></td></tr><tr><td>静養室</td><td>主として知的障害のある児童を通わせる場合</td></tr><tr><td>聴力検査室</td><td>主として難聴児を通わせる場合</td></tr><tr><td colspan="2">その他、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等</td></tr></table>	指導訓練室	定員は、おおむね10人 障害児1人当たりの床面積は、2.47㎡以上（※） ※主として難聴児又は重症心身障害児を通わせる場合は除く	遊戯室（※） ※主として重症心身障害児を通わせる場合は設けないことができる	障害児1人当たりの床面積は、1.65㎡以上（※） ※主として難聴児又は重症心身障害児を通わせる場合は除く	屋外遊技場、医務室、相談室	主として重症心身障害児を通わせる場合は設けないことができる	調理室、便所		静養室	主として知的障害のある児童を通わせる場合	聴力検査室	主として難聴児を通わせる場合	その他、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等		・医療法に規定する診療所に必要とされる設備 ・指導訓練室、屋外訓練場、相談室及び調理室 ・浴室及び便所には手すり等身体の機能の不自由を助ける設備 ・階段の傾斜は緩やかにする																		
指導訓練室	定員は、おおむね10人 障害児1人当たりの床面積は、2.47㎡以上（※） ※主として難聴児又は重症心身障害児を通わせる場合は除く																																		
遊戯室（※） ※主として重症心身障害児を通わせる場合は設けないことができる	障害児1人当たりの床面積は、1.65㎡以上（※） ※主として難聴児又は重症心身障害児を通わせる場合は除く																																		
屋外遊技場、医務室、相談室	主として重症心身障害児を通わせる場合は設けないことができる																																		
調理室、便所																																			
静養室	主として知的障害のある児童を通わせる場合																																		
聴力検査室	主として難聴児を通わせる場合																																		
その他、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等																																			
箇所数	109か所 （平成27年10月現在（家庭福祉課調べ））	467か所 （平成27年10月1日現在（社会福祉施設等調査））	106か所 （平成27年10月1日現在（社会福祉施設等調査））																																

児童家庭支援センターと児童発達支援事業との比較

	児童家庭支援センター	児童発達支援事業																																												
1 か 所 当 た り の 補 助 額 等	＜事務費(平成28年度)＞ ・常勤心理職配置の場合:10,951千円 ※相談員:常勤1、非常勤1 心理職:常勤1 ・非常勤心理職配置の場合:7,354千円 ※相談員:常勤1、非常勤1 心理職:非常勤1 ＜事業費(平成28年度)＞ ・相談件数や心理療法の実施状況等の事業量に応じた基準額を設定 <table><tr><th>件数区分</th><th>基準額(年額)</th></tr><tr><td>50 件 ～ 299 件</td><td>74,000 円</td></tr><tr><td>300 件 ～ 599 件</td><td>441,000 円</td></tr><tr><td>600 件 ～ 899 件</td><td>1,103,000 円</td></tr><tr><td>900 件 ～ 1,399 件</td><td>2,057,000 円</td></tr><tr><td>1,400 件 ～ 1,899 件</td><td>2,792,000 円</td></tr><tr><td>1,900 件 ～ 2,399 件</td><td>3,527,000 円</td></tr><tr><td>2,400 件 ～ 2,899 件</td><td>4,262,000 円</td></tr><tr><td>2,900 件 ～ 3,399 件</td><td>4,997,000 円</td></tr><tr><td>3,400 件以上</td><td>5,145,000 円</td></tr></table>	件数区分	基準額(年額)	50 件 ～ 299 件	74,000 円	300 件 ～ 599 件	441,000 円	600 件 ～ 899 件	1,103,000 円	900 件 ～ 1,399 件	2,057,000 円	1,400 件 ～ 1,899 件	2,792,000 円	1,900 件 ～ 2,399 件	3,527,000 円	2,400 件 ～ 2,899 件	4,262,000 円	2,900 件 ～ 3,399 件	4,997,000 円	3,400 件以上	5,145,000 円	・人員基準、障害児の障害種別及び利用定員に応じて算定し、1日当たりの報酬を設定する。 ＜基本報酬＞ <table><tr><td rowspan="3">障害児(重症心身障害児を除く)の場合</td><td>(1) 定員10人以下</td><td>620単位/日</td></tr><tr><td>(2) 定員11人以上20人以下</td><td>453単位/日</td></tr><tr><td>(3) 定員21人以上</td><td>364単位/日</td></tr><tr><td rowspan="5">重症心身障害児の場合</td><td>(1) 定員5人</td><td>1,608単位/日</td></tr><tr><td>(2) 定員6人</td><td>1,347単位/日</td></tr><tr><td>(3) 定員7人</td><td>1,160単位/日</td></tr><tr><td>(4) 定員8人</td><td>1,020単位/日</td></tr><tr><td>(5) 定員9人</td><td>911単位/日</td></tr><tr><td></td><td>(6) 定員10人</td><td>824単位/日</td></tr><tr><td></td><td>(7) 定員11人以上</td><td>699単位/日</td></tr></table> ※この他、各種加算、減算有り。 ※1単位は10円(事業所が所在する地域区分に応じた割合を乗じて得た額)	障害児(重症心身障害児を除く)の場合	(1) 定員10人以下	620単位/日	(2) 定員11人以上20人以下	453単位/日	(3) 定員21人以上	364単位/日	重症心身障害児の場合	(1) 定員5人	1,608単位/日	(2) 定員6人	1,347単位/日	(3) 定員7人	1,160単位/日	(4) 定員8人	1,020単位/日	(5) 定員9人	911単位/日		(6) 定員10人	824単位/日		(7) 定員11人以上	699単位/日
	件数区分	基準額(年額)																																												
	50 件 ～ 299 件	74,000 円																																												
	300 件 ～ 599 件	441,000 円																																												
600 件 ～ 899 件	1,103,000 円																																													
900 件 ～ 1,399 件	2,057,000 円																																													
1,400 件 ～ 1,899 件	2,792,000 円																																													
1,900 件 ～ 2,399 件	3,527,000 円																																													
2,400 件 ～ 2,899 件	4,262,000 円																																													
2,900 件 ～ 3,399 件	4,997,000 円																																													
3,400 件以上	5,145,000 円																																													
障害児(重症心身障害児を除く)の場合	(1) 定員10人以下	620単位/日																																												
	(2) 定員11人以上20人以下	453単位/日																																												
	(3) 定員21人以上	364単位/日																																												
重症心身障害児の場合	(1) 定員5人	1,608単位/日																																												
	(2) 定員6人	1,347単位/日																																												
	(3) 定員7人	1,160単位/日																																												
	(4) 定員8人	1,020単位/日																																												
	(5) 定員9人	911単位/日																																												
	(6) 定員10人	824単位/日																																												
	(7) 定員11人以上	699単位/日																																												
職員配置基準	児童家庭支援センターの運営管理責任者を定めるとともに、次の職種の職員を配置するものとする。 ア 相談・支援を担当する職員(2名) 児童福祉法第13条第2項各号のいずれかに該当する者。児童福祉事業の実務経験を十分有し各種福祉施策に熟知していることが望ましい。 なお、児童福祉施設等に附置している場合は、入所者等の直接処遇の業務は行わないものであること。 イ 心理療法等を担当する職員(1名) 児童及び保護者に対し、心理学的側面からの援助を行う。	<table><tr><td rowspan="3">従業者 (※)</td><td>指導員又は保育士</td><td>・1人以上は常勤 ・合計数が以下の区分に応じてそれぞれに定める数以上 ①障害児の数が10人まで 2人以上 ②10人を超えるもの 2人に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 ・機能訓練担当職員の数を合計数に含めることができる</td></tr><tr><td>児童発達支援管理責任者</td><td>1人以上(1人以上は専任かつ常勤)</td></tr><tr><td>機能訓練担当職員</td><td>機能訓練を行う場合に置く</td></tr><tr><td>管理者</td><td colspan="2">原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの(支障がない場合は他の職務との兼務可)</td></tr></table> ※ 主として重症心身障害児を通わせる場合の従業者の基準については、別に定められており、次の①～⑤につき各々1人以上配置する。 ①嘱託医、②看護師、③児童指導員又は保育士、④機能訓練担当職員、⑤児童発達支援管理責任者	従業者 (※)	指導員又は保育士	・1人以上は常勤 ・合計数が以下の区分に応じてそれぞれに定める数以上 ①障害児の数が10人まで 2人以上 ②10人を超えるもの 2人に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 ・機能訓練担当職員の数を合計数に含めることができる	児童発達支援管理責任者	1人以上(1人以上は専任かつ常勤)	機能訓練担当職員	機能訓練を行う場合に置く	管理者	原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの(支障がない場合は他の職務との兼務可)																																			
	従業者 (※)	指導員又は保育士		・1人以上は常勤 ・合計数が以下の区分に応じてそれぞれに定める数以上 ①障害児の数が10人まで 2人以上 ②10人を超えるもの 2人に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 ・機能訓練担当職員の数を合計数に含めることができる																																										
児童発達支援管理責任者		1人以上(1人以上は専任かつ常勤)																																												
機能訓練担当職員		機能訓練を行う場合に置く																																												
管理者	原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの(支障がない場合は他の職務との兼務可)																																													

	児童家庭支援センター	児童発達支援事業
設備基準	次の設備を設けるものとする。 ただし、児童福祉施設等に附置している場合は、入所者等の処遇及び当該施設の運営上支障が生じない場合には、附置される施設と設備の一部を共有することは差し障えない。 なお、設備については利用者の個人の身上に関する秘密が守られるよう十分配慮するものとする。 (1)相談室・プレイルーム (2)事務室 (3)その他必要な設備	・指導訓練室には、訓練に必要な機械器具等を備えること。 ・その他指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えること。
箇所数	109か所 (平成27年10月現在(家庭福祉課調べ))	3, 298か所 (平成27年10月1日現在 (社会福祉施設等調査))

都道府県立児童自立支援施設のセンター化

児童自立支援施設の将来構想

将来的には、**各施設に少年非行全般への対応が可能となるセンター機能を設け、非行などの行動上の問題のある子ども、支援の難しい子ども等に対して総合的な対応ができるセンター施設として運営していくことが望まれる。**

(平成18年2月、「児童自立支援施設のあり方に関する研究会」報告書より一部抜粋)

国立児童自立支援施設の総合センター化

国立児童自立支援施設の総合センター化について

- 国立児童自立支援施設の総合センター化としては、支援技術・方法の開発や精緻化及び相談・通所・短期入所・一時保護機能の拡充などについてのモデル実施など、機能の充実・強化に向けた積極的な取組が必要。また、人材の養成や派遣、及び現在のニーズに対応できる職員の専門性の強化のための養成・研修機能の充実・強化が必要。さらに、児童自立支援事業などの児童福祉や少年非行に関する情報発信センターとしての機能が求められる。
- 国立武蔵野学院においては、相談・通所部門などを設置するとともに、養成所においては養成・研修部門の拡充や研究部門を設置し、運営することが望まれる。**
- また、**国立きぬ川学院においても、養成・研修機能を拡充する**とともに相談・通所部門などを設置し、両院が協働して児童自立支援事業等を積極的に推進していくことが重要である。

(平成18年2月、「児童自立支援施設のあり方に関する研究会」報告書より一部抜粋)

3. 人材育成・研修及び研究のあり方について

「福祉は人なり」と言われているように、社会的養護に従事する人材の確保・育成は極めて重要な取り組みである。そのためにも**専門職の養成や専門職の力量形成のための研修の充実が必要**である。また、社会的養護における養育・支援に関する実践的研究や実証的研究は多いとは言えず、科学的根拠に基づいた養育・支援を行うためにも、**国立施設には養成・研修機能とともに研究機能の充実強化も求められている。**

オ 入所児童の自立支援の向上に寄与するための研究機能の拡充

現在、社会的養護における「育ち」「育て」を考える研究会を設置し、研究事業を実施しているが、社会的養護や児童自立支援施設に関する実践的研究や実証的研究は多いとは言えない。国立施設の役割として、研究機能を強化し、調査研究を継続的に実施するための体制づくりが必要である。

また、科学的知見に基づいた社会的養護のあり方について検討するために、**必要な社会的養護関係のデータを蓄積するためのデータベースシステムの構築についての検討も必要**である。

なお、**国立施設は、これまでと同様に今後も総合センター化を目指すための取り組みが必要**である。特に国立施設(男子)においては、平成30年度の創立百周年を機に、総合的なセンター化を目指すことを含め、研究機能の強化や調査研究を継続的に実施するための体制づくりに向けた検討を積極的に進めるべきである。

(平成27年9月、「これからの国立児童自立支援施設のあり方に関する検討委員会」報告書より一部抜粋)

児童自立支援施設の改革(案)

○ 都道府県立児童自立支援施設におけるセンター化

1. 通所相談機能の強化(通所・相談部門の設置)
2. 年少・年長児童支援機能強化(年少児ホーム、年長児ホームの開設)
3. 社会的養護ケースのデータベース機能(都道府県内ケースのデータベース化)
→ 児童家庭支援センターや児童福祉施設などで収集したデータを集積して分析検討する。

○ 国立児童自立支援施設における総合センター化

1. 人材養成・研修機能の充実強化
 - ① 事実確認面接についての研修など、より専門的な研修の実施
 - ② 短期研修のほか、半年間や1年間の長期的な相互交流を取り入れた長期研修の実施
2. 研究機能の充実及び体制づくり
 - ① 社会的養護における「育ち」「育て」を考える研究会の研究内容の充実
 - ② 社会的養護関係のデータを蓄積するためのデータベースシステムの構築
 - ③ 研究機能の強化や調査研究を継続的に実施するための体制づくり

※ 平成27年9月の報告書の内容については、社会保障審議会国立児童自立支援施設処遇支援専門委員会の承認事項であり、全国児童自立支援施設協議会の要望事項でもあり、重要課題の解決のために積極的かつ計画的に体制強化をすべき。

ケアマネジメント(アセスメント・自立支援計画)機能の強化(案)

課題

- 子どもの適切な養育・支援を実施するためには、的確なアセスメントと自立支援計画が必要不可欠。
- しかしながら、被虐待児や障害のある入所児童が増加していることなどから、ケースに対するアセスメントや自立支援計画の策定については、十分とはいえない状況。
- 個々のケースの個別化を図っていくためには、アセスメント・自立支援計画を策定し、その計画に基づいた具体的な課題について組織的な取り組みを行うことが必要。

対策 →

①短期的対策:「子ども自立支援計画ガイドライン」の改訂・活用と研修など

① 「子ども自立支援計画ガイドライン」の改訂・活用と研修

原則22歳年度末まで対象になったことを受け、雇用均等児童家庭局内に設置した児童自立支援研究会で作成した「子ども自立支援計画ガイドライン」を改訂し、22歳まで延長して支援をするための継続支援計画を策定するためのガイドラインや電子媒体による策定ツールを作成して、関係者に研修して活用する。

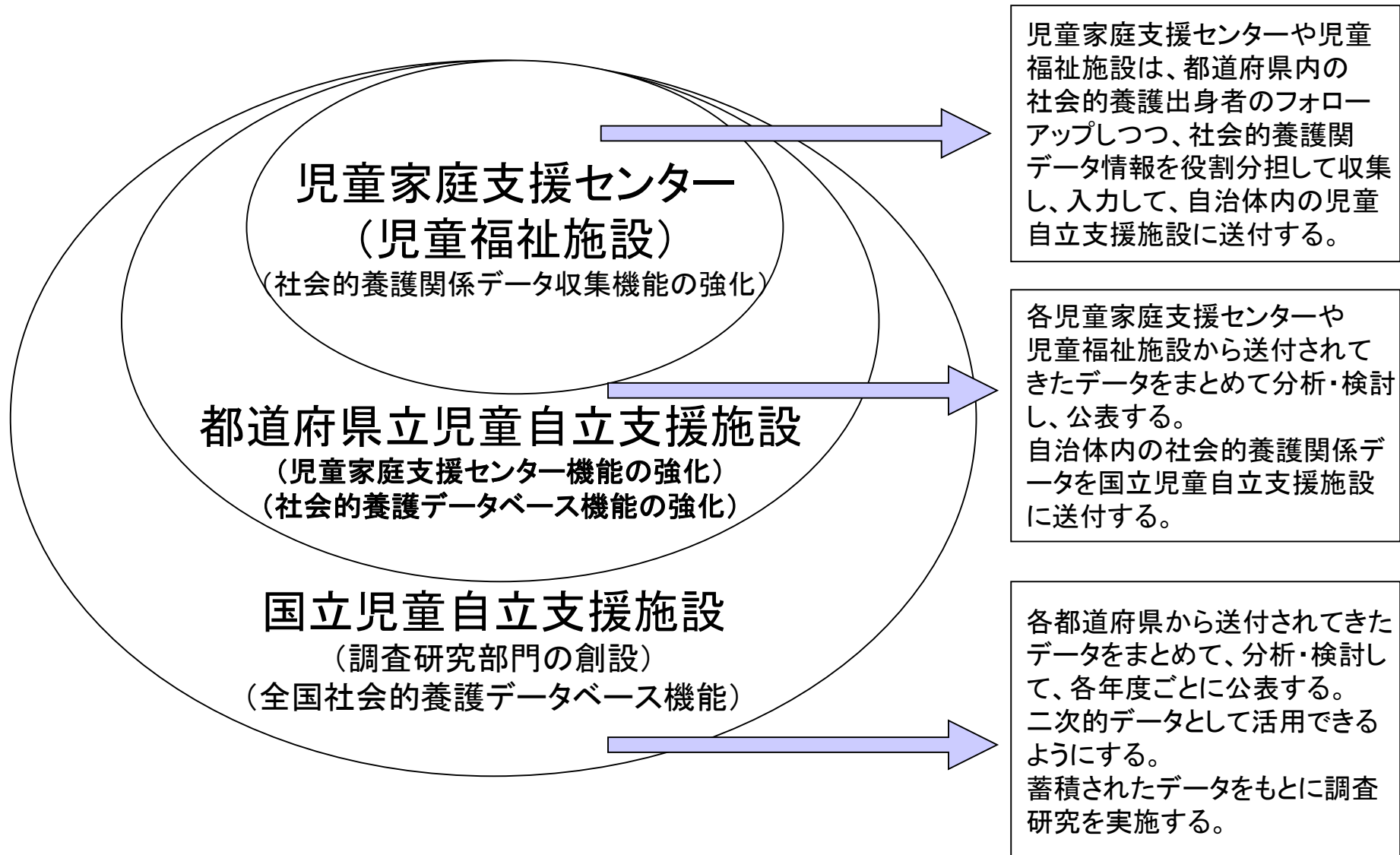
② 「『子ども育ち育てプラン』ガイド」の活用と研修

アセスメントや自立支援計画策定については、社会的養護における「育ち」「育て」を考える研究会で作成した「『子ども育ち育てプラン』ガイド」を参考にして取り組むための研修の実施。

児童虐待・社会的養護に関する データベースづくり及び実践的研究の推進(案)

- データベースを作ることによって情報の統計分析などに基づいた対応が可能になる。
- 例えば、死亡事例検証結果の分析によって、「こんにちは赤ちゃん事業」などの創設に繋がった。
- 関係者に対する二次データとしての提供
- 社会的養護における養育・支援に関する実践的研究や実証的研究は多いとは言えない。
- 継続的な制度改正の内容を実現し、実践するためには、実践的研究や実証的研究が必要であるが、子ども未来財団や日本子ども家庭総合研究所などにおける研究が期待できなくなった。
- したがって、新たに児童虐待・社会的養護に関するデータベースづくり及び実践的研究を推進していくことが重要課題である。
- その一部を都道府県立の児童自立支援施設及び国の機関である国立児童自立支援施設が担うべき。

社会的養護関係情報のデータベース化(案)



上鹿渡構成員提出資料

児童福祉法に基づくコミュニティを基盤とした パイロット・プロジェクト実践計画書（案）

～子どもと若者が自分らしく生きる地域社会の実現～

平成 29 年 5 月 26 日

うえだみなみ乳児院

1. 計画理由 1/4：児童福祉法 ～平成 28 年度改正～

家庭と同様の環境における養育の推進

【公布日施行・児童福祉法】

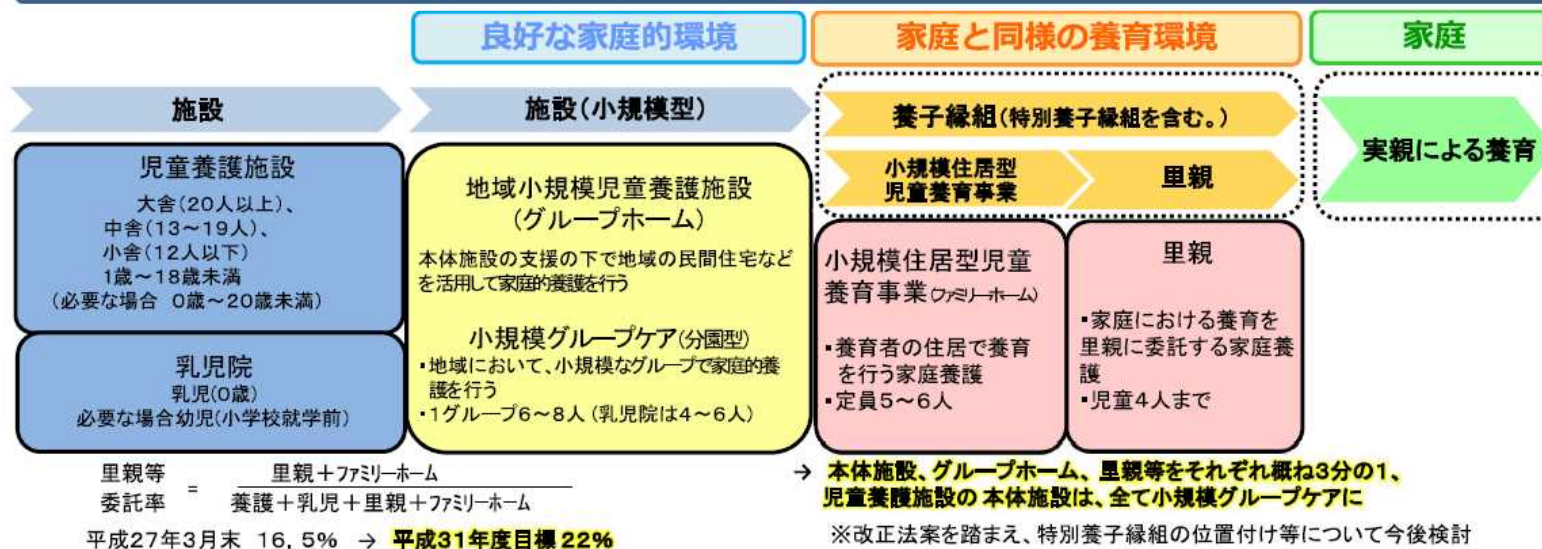
課題	○ 児童が心身ともに健やかに養育されるよう、より家庭に近い環境での養育の推進を図ることが必要。 ○ しかしながら、社会的養護を必要とする児童の約9割が施設に入所しているのが現状。 ○ このため、児童相談所が要保護児童の養育環境を決定する際の考え方を法律において明確化することが必要。
----	---

改正法による対応

○ 国・地方公共団体(都道府県・市町村)の責務として**家庭と同様の環境における養育の推進等を明記。**

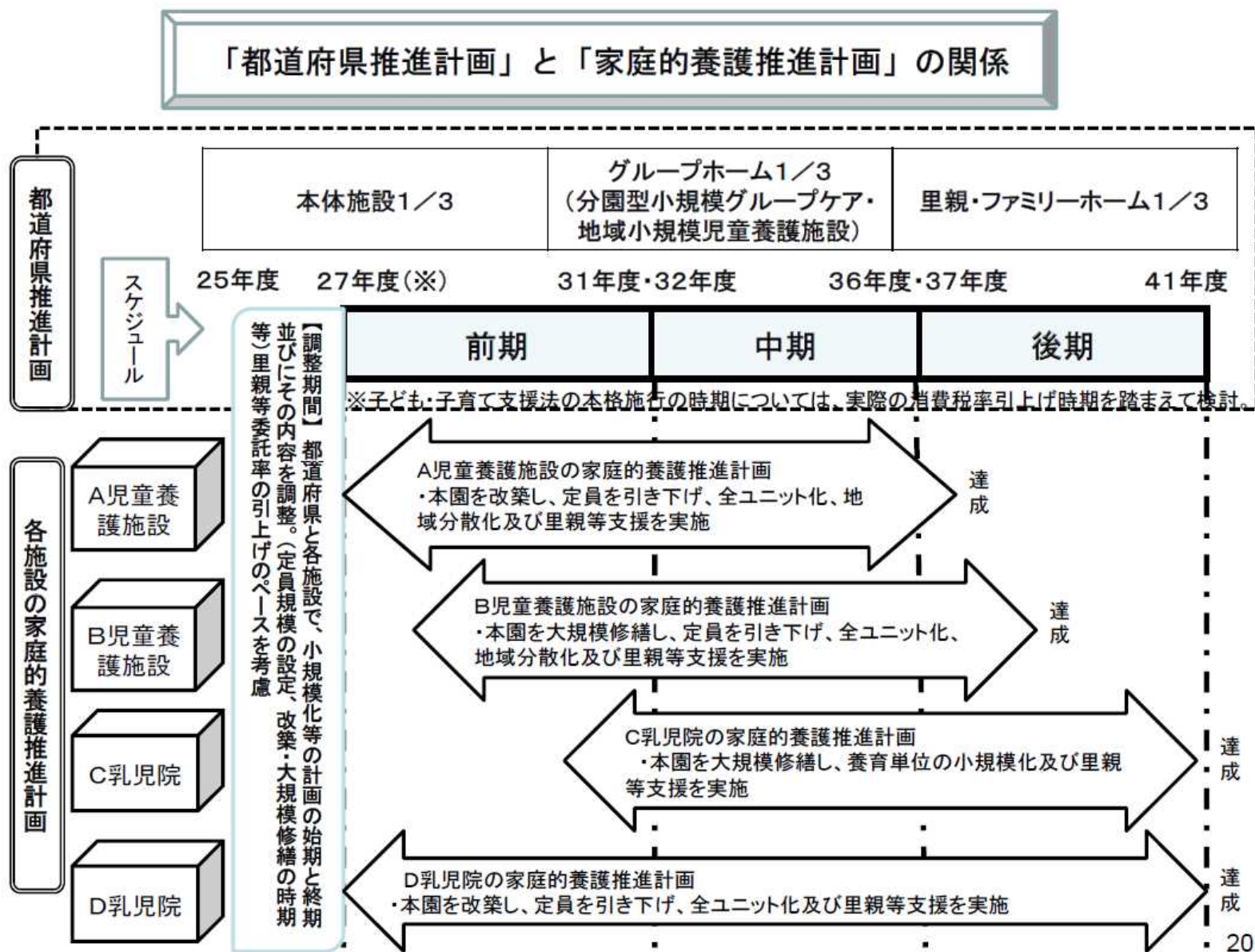
- ①まずは、児童が家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援。
- ②家庭における養育が適当でない場合、児童が「**家庭における養育環境と同様の養育環境**」において継続的に養育されるよう、必要な措置。
- ③②の措置が適当でない場合、児童が「**できる限り良好な家庭的環境**」で養育されるよう、必要な措置。

※ **特に就学前の児童については、②の措置を原則とすること等を通知において明確化。**



資料 3

2. 計画理由 2/4：家庭的養護推進計画 ～平成 27 年度から実施～



長野県家庭的養護推進計画

社会的養護の整備量目標

平成 27 年度 定員

乳児院	善光寺大本願乳児院	18
	うえだみなみ乳児院	9
	松本赤十字乳児院	20
	風越乳児院	10
小計		57

11 名減

平成 41 年度末 定員

乳児院	善光寺大本願乳児院	
	うえだみなみ乳児院	
	松本赤十字乳児院	
	風越乳児院	
小計		46

参考：H29.1.1 現在 初日在所数

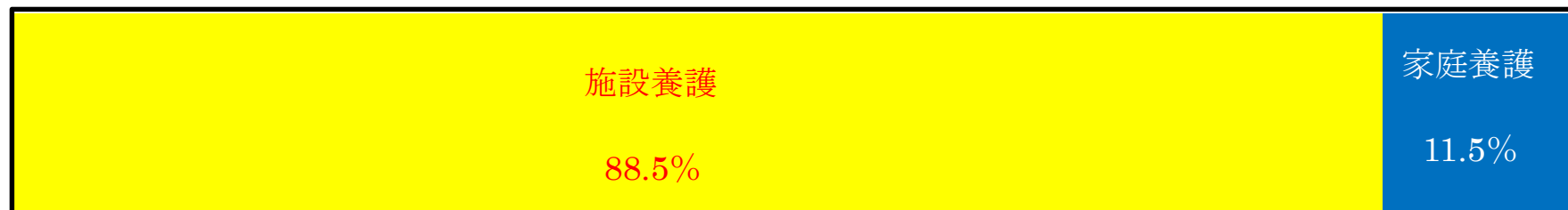
乳児院	善光寺大本願乳児院	13
	うえだみなみ乳児院	4
	松本赤十字乳児院	17
	風越乳児院	6
小計		40

入所率 70.2%

※各乳児院の減員数は決まっていない

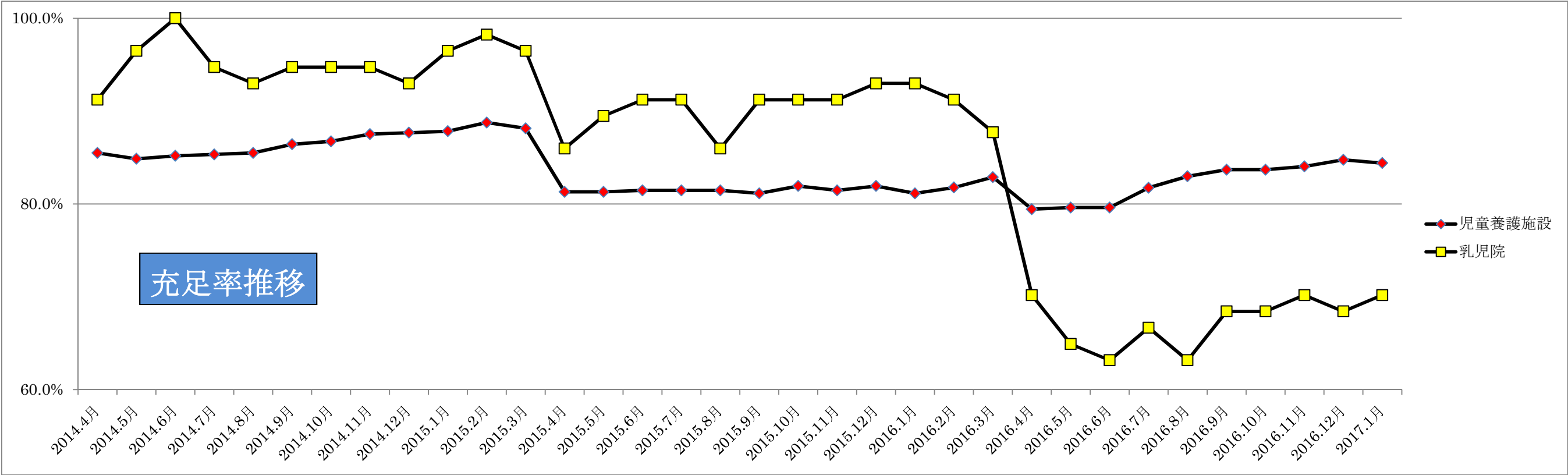
☆長野県の社会的養護の現状

(H28.3.31 現在)



上記の現状を長野県家庭的養護推進計画では施設養護について平成 41 年度末までに 1/3 にする

3. 計画理由 3/4：長野県 乳児院・児童養護施設 充足率等の推移



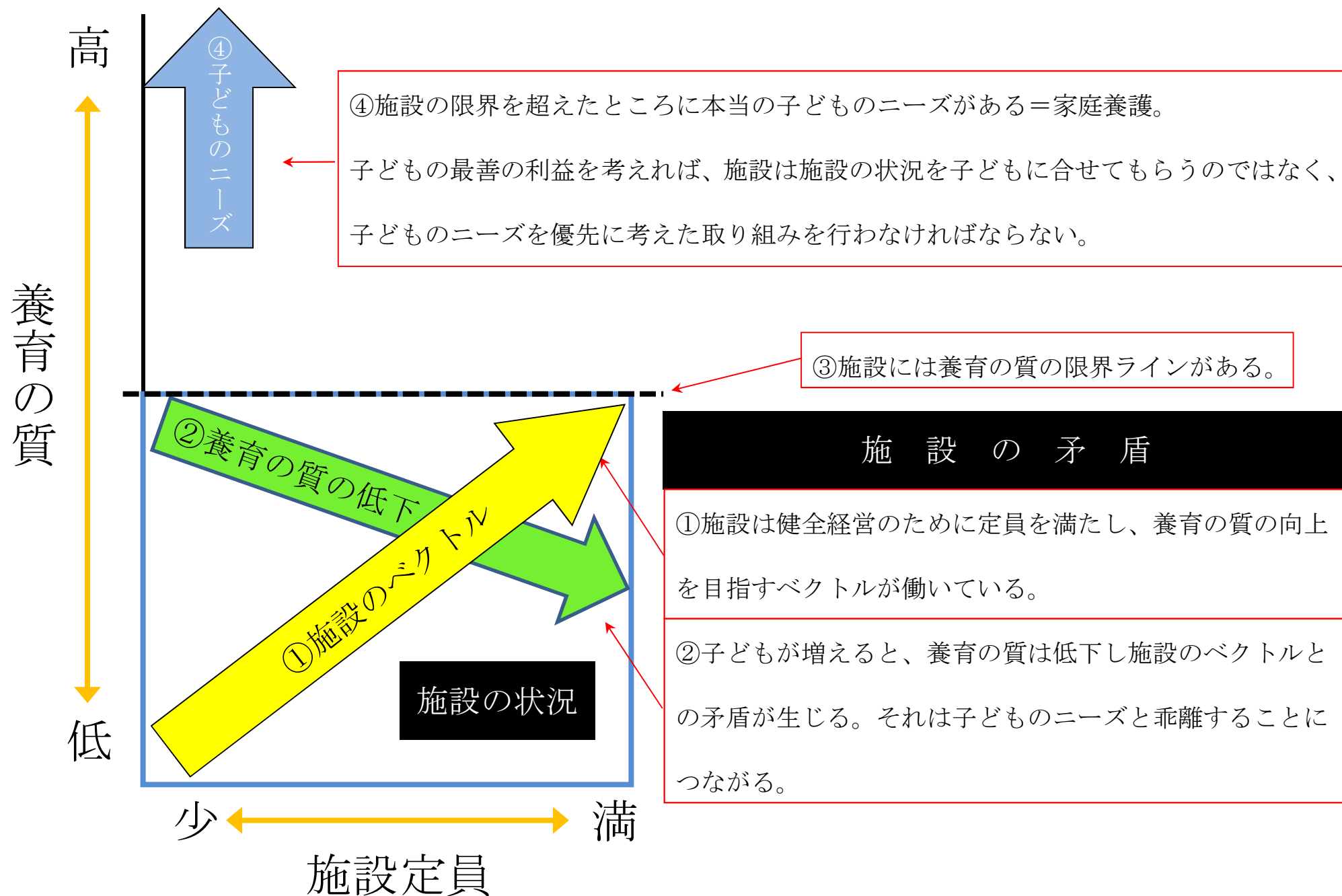
定員・初日数単位：人

2014 年度		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
児童養護	定 員	641	641	641	641	641	641	641	641	641	641	641	641
	初 日 数	548	544	546	547	548	554	556	561	562	563	569	565
	充 足 率	85.5%	84.9%	85.2%	85.3%	85.5%	86.4%	86.7%	87.5%	87.7%	87.8%	88.8%	88.1%
乳児院	定 員	57	57	57	57	57	57	57	57	57	57	57	57
	初 日 数	52	55	57	54	53	54	54	54	53	55	56	55
	充 足 率	91.2%	96.5%	100.0%	94.7%	93.0%	94.7%	94.7%	94.7%	93.0%	96.5%	98.2%	96.5%
2015 年度		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
児童養護	定 員	631	631	631	631	631	631	631	631	631	631	631	631
	初 日 数	513	513	514	514	514	512	517	514	517	512	516	523
	充 足 率	81.3%	81.3%	81.5%	81.5%	81.5%	81.1%	81.9%	81.5%	81.9%	81.1%	81.8%	82.9%
乳児院	定 員	57	57	57	57	57	57	57	57	57	57	57	57
	初 日 数	49	51	52	52	49	52	52	52	53	53	52	50
	充 足 率	86.0%	89.5%	91.2%	91.2%	86.0%	91.2%	91.2%	91.2%	93.0%	93.0%	91.2%	87.7%
2016 年度		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月		
児童養護	定 員	564	564	564	564	564	564	564	564	564	564		
	初 日 数	448	449	449	461	468	472	472	474	478	476		
	充 足 率	79.4%	79.6%	79.6%	81.7%	83.0%	83.7%	83.7%	84.0%	84.8%	84.4%		
乳児院	定 員	57	57	57	57	57	57	57	57	57	57		
	初 日 数	40	37	36	38	36	39	39	40	39	40		
	充 足 率	70.2%	64.9%	63.2%	66.7%	63.2%	68.4%	68.4%	70.2%	68.4%	70.2%		

※長野県児童福祉施設連盟速報値による集計

※児童養護 1 施設は連盟脱退により 2016 年 4 月以降不算入

4. 計画理由 4/4：施設のベクトルと子どものニーズとのギャップ



5. 今後の方向性

上記計画理由 1 から 4 を踏まえうえだみなみ乳児院の機能、役割はこのままで良いのか。うえだみなみ乳児院は何をしなければならないのか。

また、2017 年度以降は暫定定員となり減収となる。2018 年度には赤字が見込まれる。

【施設の選択肢】

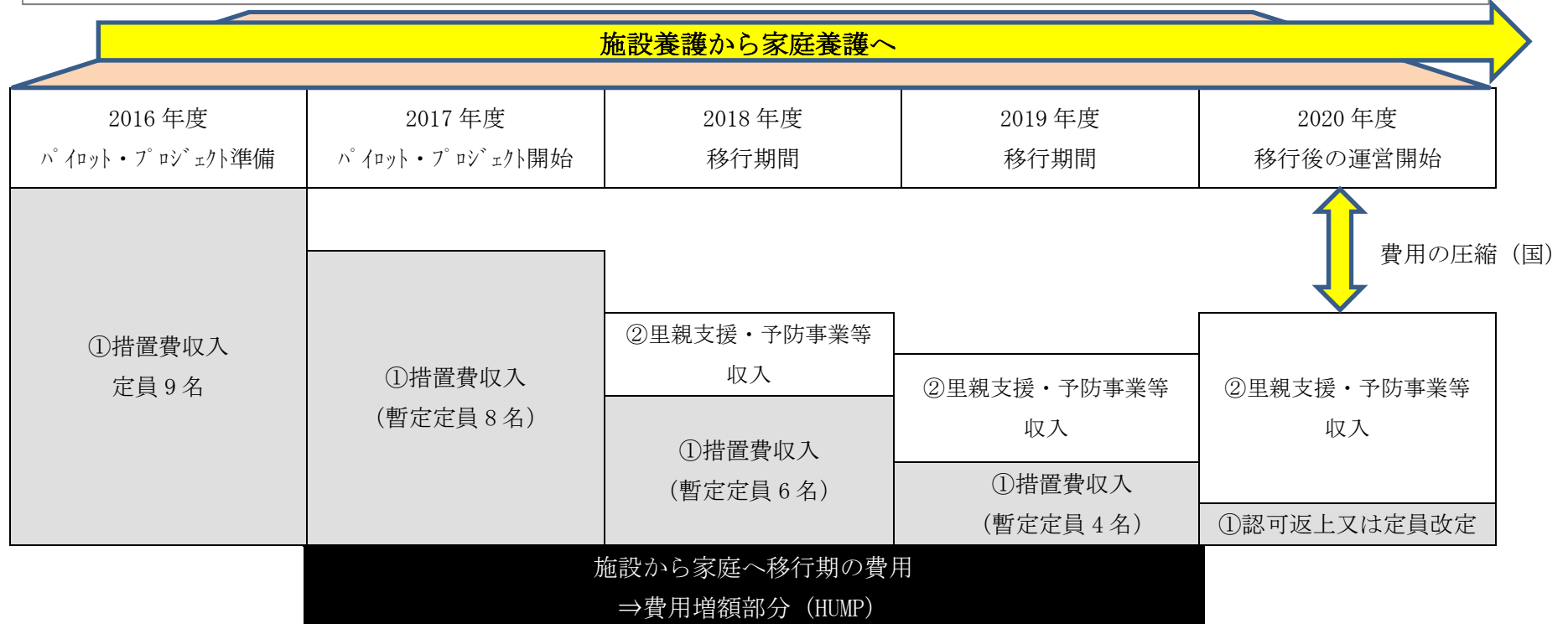
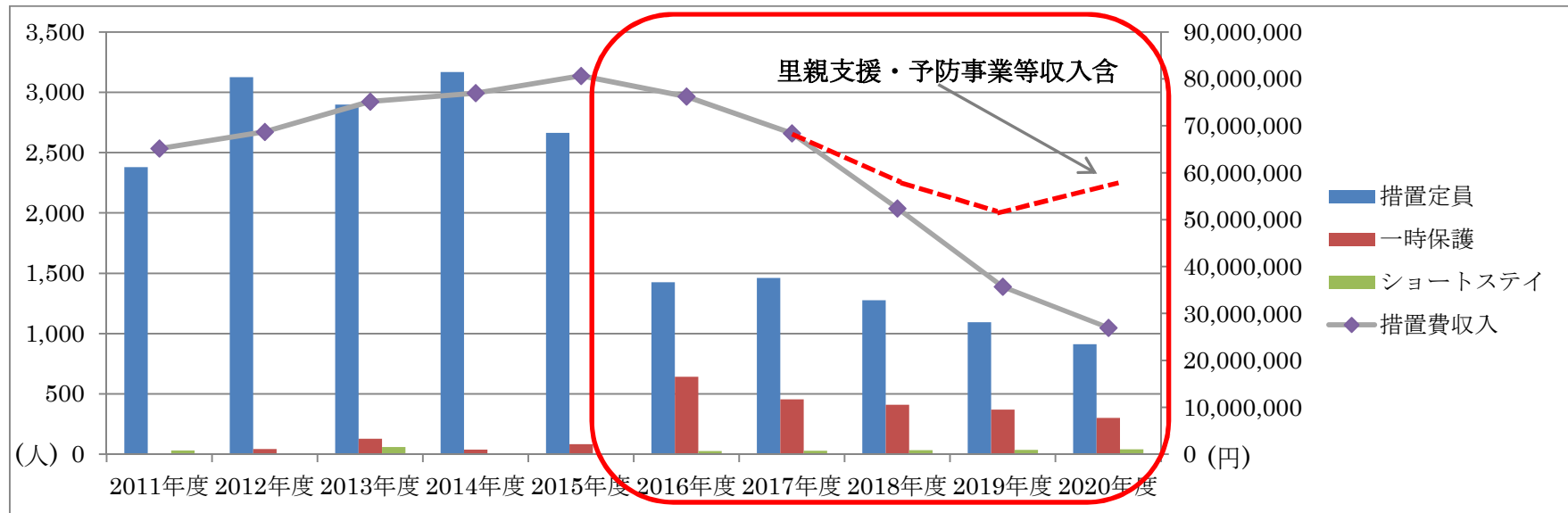
- ①収入を安定させるため児童相談所に入所児を増やすよう相談する
- ②児童相談所には入所児を増やす相談等はせず、今いる入所児について養育の質の向上を追求する
- ③子どもの最善の利益を考え、事業が継続する限り家庭で子どもが暮らせるよう取組み事業化する

社会的養護の資源として
地域にあり続け、子どもに
とって最善の養育を提供
する選択肢はどれか。

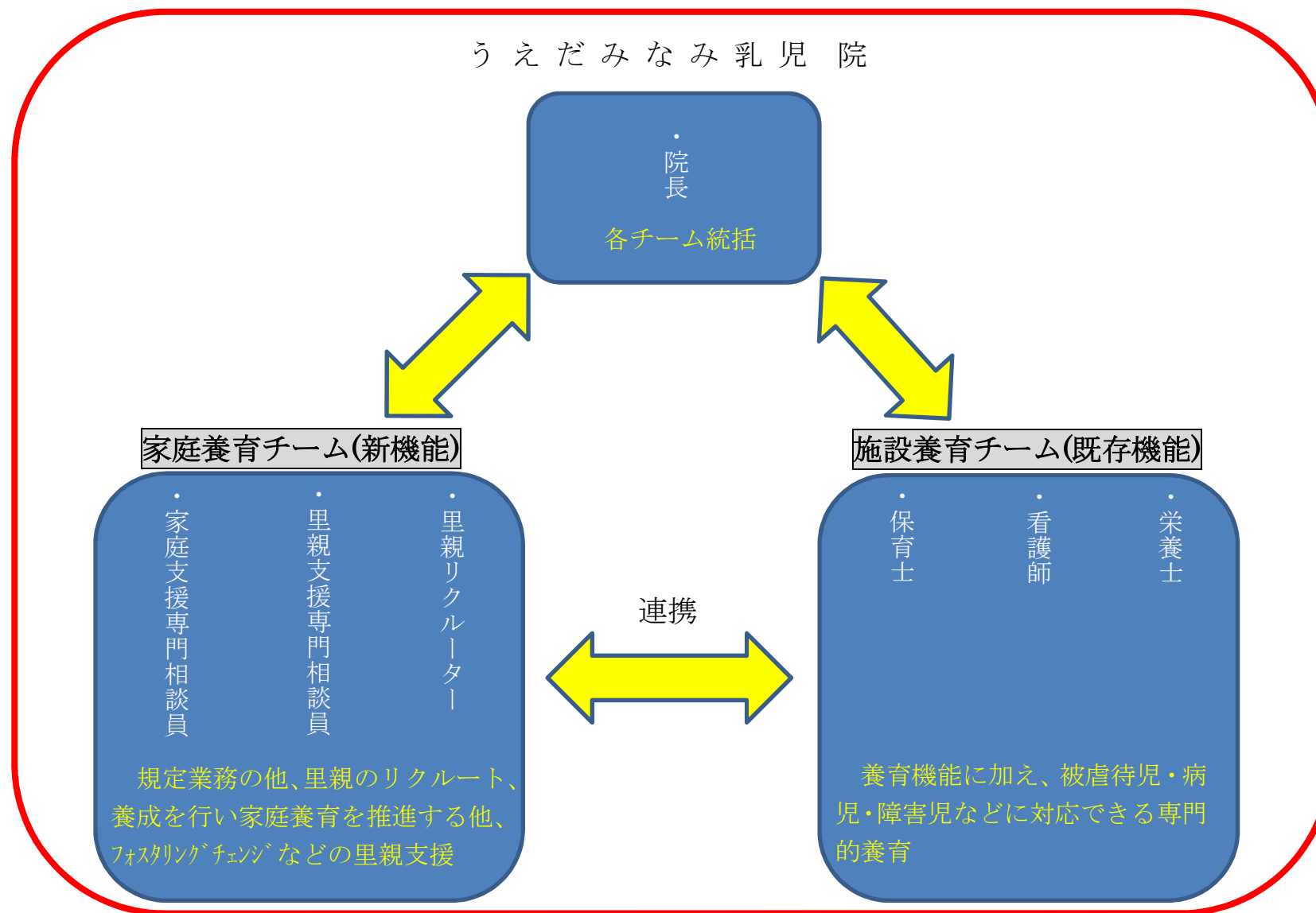


うえだみなみ乳児院は③（施設で生活する子どもを減らし、質の高いケアを提供できる養育者と一緒に家庭で生活する子どもを増やしていく）を選択

6. 中期事業計画



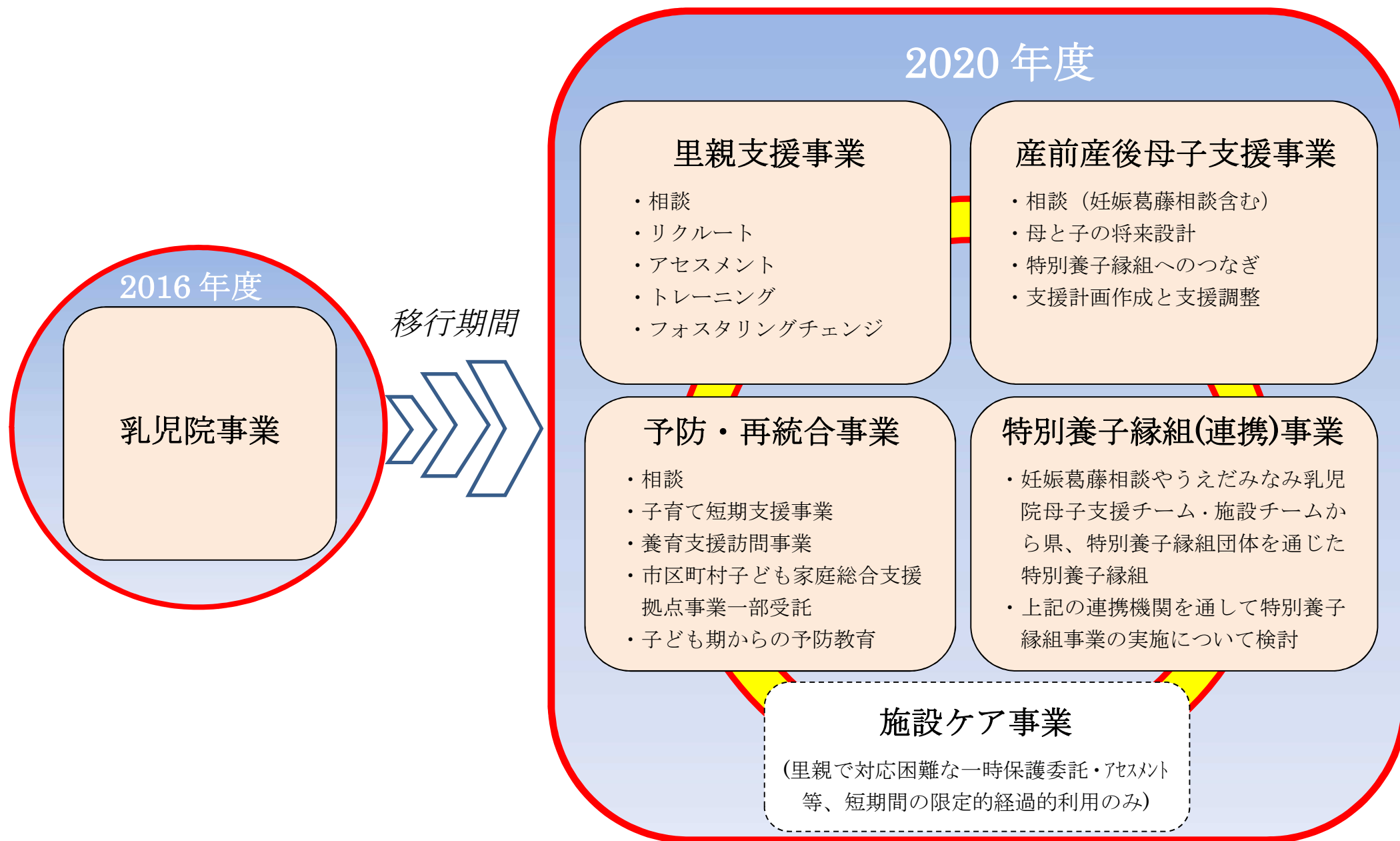
7. 平成 29 年度 うえだみなみ乳児院組織体制



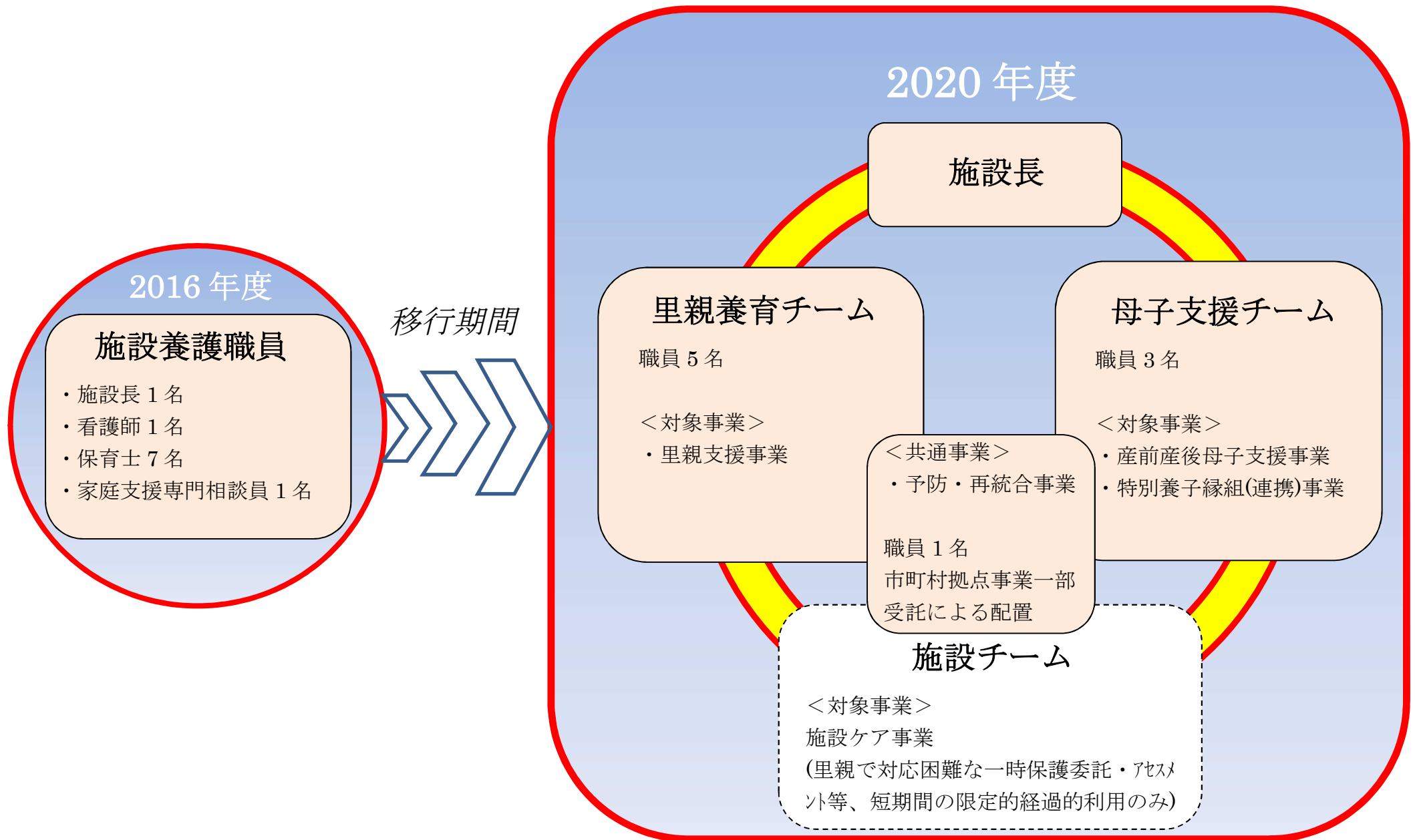
※平成 29 年度の新機能に関する費用は日本財団の助成金と事業所負担により賄う

※家庭養育チームは法人本部（乳児院から約 3 km）に機能を設置

※家庭養育チームの 3 名に携帯電話、パソコンを貸与



9. うえだみなみ乳児院組織転換



10. 事業別移行計画

事業名	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
施設ケア事業	2018 年 1 月～ 計画の定員減 一時保護委託、アセスメント等に特化 自治体・関係機関協議			新機能乳児院事業
里親支援事業	← コンサルティング → 2017 年 6 月～ リクルート・アセスメント・トレーニング			
産前産後母子支援事業	自治体・関係機関協議 ← コンサルティング → 2017 年 10 月～ 事業開始 10 月社会福祉士採用			
予防・再統合事業	自治体・関係機関協議	2018 年 4 月～ 事業開始		
特別養子縁組（連携）事業	← コンサルティング → 2017 年度後半～ 県や他の民間団体との連携 事業開始 組織内検討・自治体・関係機関協議			

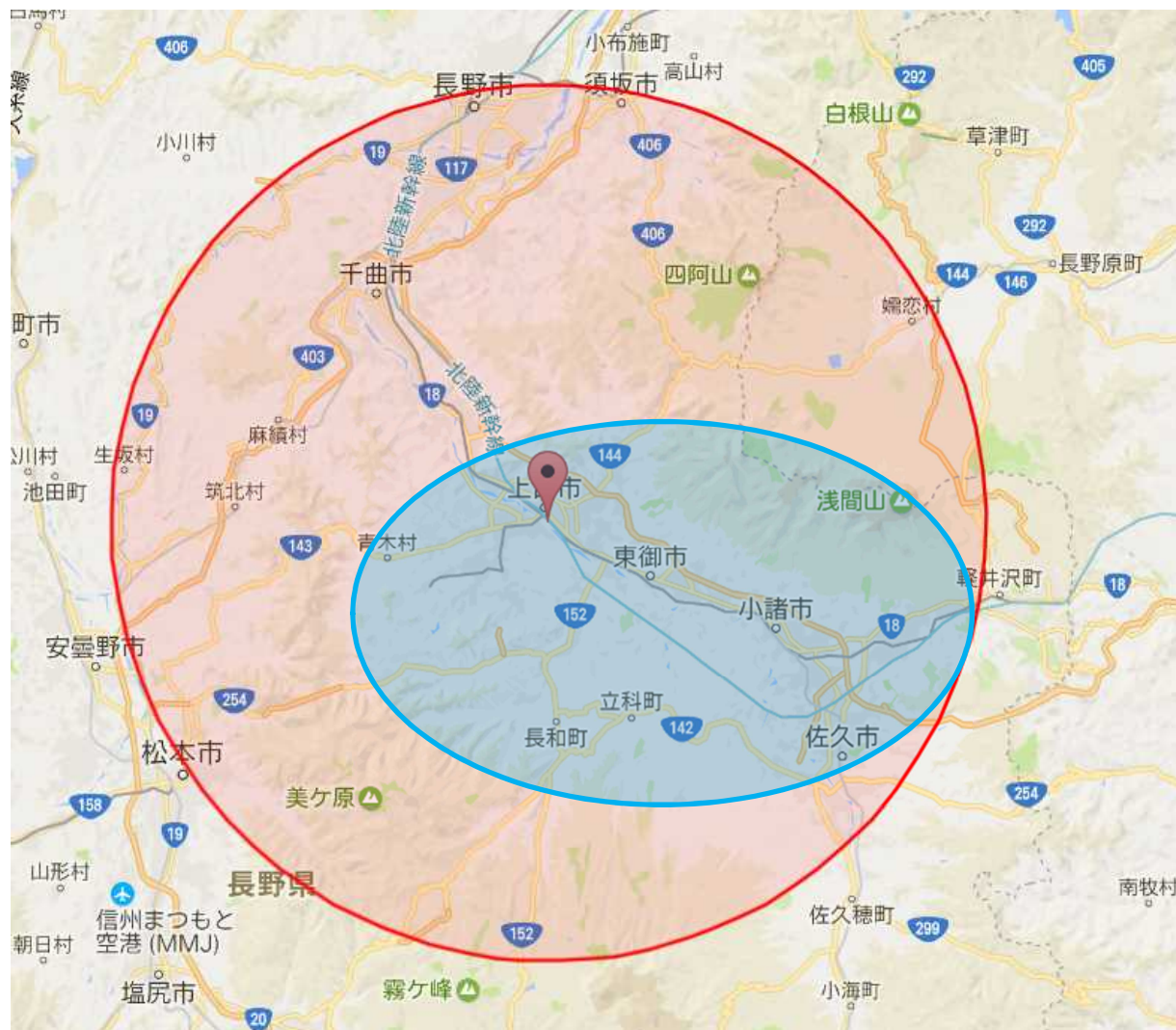
11. 里親支援事業 ～里親登録までのプロセスと役割～

リクルート ➡	①	②	③	④	⑤同時期実施		⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
	問合わせ	初回訪問	家庭訪問 及び面接	家庭訪問	トレーニング	法定研修	調査面接	ケース カンファレンス	三者面接	里親 審査部会	里親登録
児童相談所				★担当者が 制度、業務 説明、書類 配付		★登録前研 修 6 日 (基礎研修 1 日 講義・演習 2 日 養育実習 3 日)		★報告書を もとにうえ だみなみ乳 児院のソーシャ ルワーカーとカンフ ァレンス	★児相にお いて児相の 担当者とう えだみなみ 乳児院のソー シャルワーカーと 登録候補者 が面接	★実施	★登録手続 き
うえだみなみ乳児院	★問合わせ 票記入 ★ガイド ★ブックレット 送付	★リクルーターと ソーシャルワーカー 家庭訪問 ★インテーク受 付票受付	★ソーシャルワーカー 家庭訪問 ★法定研修 受講票受付	★ソーシャルワーカー 同行	★ソーシャルワーカー による研修実施 3 日 (約 12 時間)		★質問票 1,2 受付 ★候補者面接報告書作 成 ★登録候補 者面接報告 書作成 ★誓約書候 補者提出	★報告書児 相へ提出 ★報告書を もとに児相 とカンファレンス	★同上	★同席 ※児童相談 所の同意を 得た場合	
リクルーター	●	●									
ソーシャルワーカー		●	●	●	●	●	●	●	●		

12. 里親支援事業 ～うえだみなみ乳児院の支援機関里親対象エリア～

赤エリア・・・うえだみなみ乳児院から半径30キロ圏内

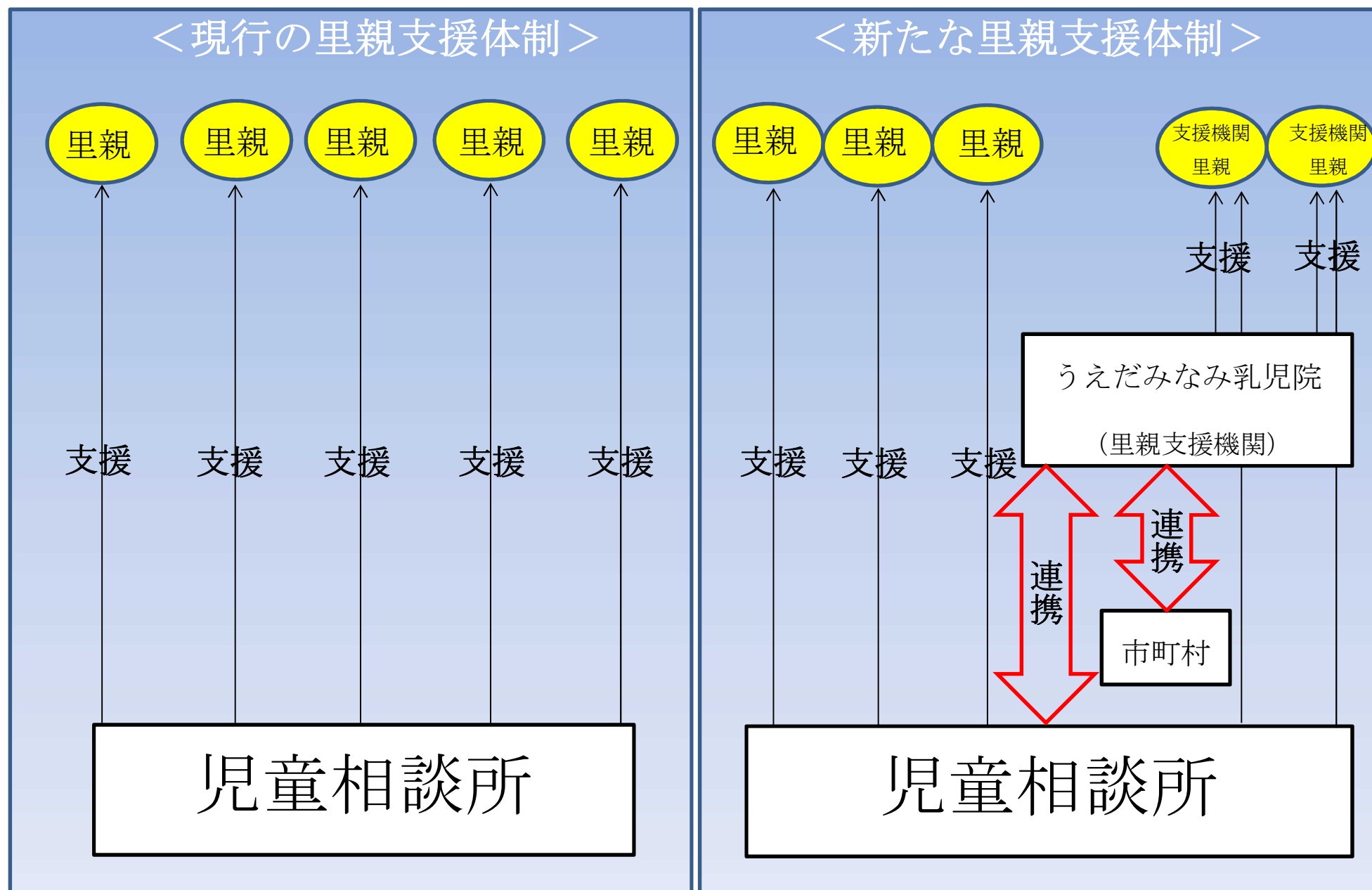
青エリア・・・うえだみなみ乳児院の支援機関里親対象エリア（長野県77市町村の内、8市町村をカバー）



単位：千人

	対象エリア	人口	事業開始 年 度
1	上田市	155	2017
2	佐久市	98	2018-2019
3	小諸市	41	2018-2019
4	東御市	29	2018-2019
5	坂城町	14	2018-2019
6	立科町	7	2018-2019
7	長和町	5	2018-2019
8	青木村	4	2018-2019
	合 計	353	

13. 里親支援事業 ～新たな里親支援体制～



乳児院の都道府県別の充足率等

自治体名	平成27年10月1日現在				平成28年10月1日現在				27→28
	施設数	定員	在籍	充足率	施設数	定員	在籍	充足率	充足率
北海道	2	60	46	76.7%	2	60	38	63.3%	▲ 13.3%
青森県	3	34	21	61.8%	3	37	26	70.3%	8.5%
岩手県	2	43	38	88.4%	2	43	39	90.7%	2.3%
宮城県	2	85	66	77.6%	2	85	66	77.6%	0.0%
秋田県	1	30	27	90.0%	1	30	25	83.3%	▲ 6.7%
山形県	1	30	19	63.3%	1	30	20	66.7%	3.3%
福島県	1	40	15	37.5%	1	40	15	37.5%	0.0%
茨城県	3	78	71	91.0%	3	78	64	82.1%	▲ 9.0%
栃木県	3	98	79	80.6%	3	109	70	64.2%	▲ 16.4%
群馬県	3	48	43	89.6%	3	48	36	75.0%	▲ 14.6%
埼玉県	5	194	164	84.5%	6	214	196	91.6%	7.1%
千葉県	6	123	78	63.4%	6	123	84	68.3%	4.9%
東京都	10	507	416	82.1%	10	507	407	80.3%	▲ 1.8%
神奈川県	10	262	206	78.6%	10	262	198	75.6%	▲ 3.1%
新潟県	2	42	42	100.0%	2	42	35	83.3%	▲ 16.7%
富山県	1	40	13	32.5%	1	40	20	50.0%	17.5%
石川県	2	44	14	31.8%	2	44	18	40.9%	9.1%
福井県	2	32	26	81.3%	2	32	17	53.1%	▲ 28.1%
山梨県	2	35	31	88.6%	2	35	33	94.3%	5.7%
長野県	4	57	52	91.2%	4	57	39	68.4%	▲ 22.8%
岐阜県	2	35	29	82.9%	2	35	35	100.0%	17.1%
静岡県	4	90	60	66.7%	4	85	56	65.9%	▲ 0.8%
愛知県	8	224	157	70.1%	8	224	154	68.8%	▲ 1.3%
三重県	3	45	35	77.8%	3	45	40	88.9%	11.1%
滋賀県	1	35	34	97.1%	1	35	30	85.7%	▲ 11.4%
京都府	4	83	73	88.0%	4	83	73	88.0%	0.0%
大阪府	8	391	287	73.4%	8	391	288	73.7%	0.3%
兵庫県	7	180	138	76.7%	8	189	138	73.0%	▲ 3.7%
奈良県	2	50	30	60.0%	2	50	29	58.0%	▲ 2.0%
和歌山県	1	40	30	75.0%	1	40	32	80.0%	5.0%
鳥取県	2	35	26	74.3%	2	35	30	85.7%	11.4%
島根県	1	30	17	56.7%	1	30	25	83.3%	26.7%
岡山県	1	50	22	44.0%	1	30	16	53.3%	9.3%
広島県	2	59	50	84.7%	2	59	39	66.1%	▲ 18.6%
山口県	1	48	33	68.8%	1	48	30	62.5%	▲ 6.3%
徳島県	1	45	28	62.2%	1	45	28	62.2%	0.0%
香川県	1	29	21	72.4%	1	29	18	62.1%	▲ 10.3%
愛媛県	2	60	43	71.7%	2	55	39	70.9%	▲ 0.8%
高知県	1	30	18	60.0%	1	30	21	70.0%	10.0%
福岡県	6	168	136	81.0%	6	168	136	81.0%	0.0%
佐賀県	1	21	20	95.2%	1	20	16	80.0%	▲ 15.2%
長崎県	1	40	32	80.0%	1	40	28	70.0%	▲ 10.0%
熊本県	3	60	50	83.3%	3	60	48	80.0%	▲ 3.3%
大分県	1	20	19	95.0%	1	20	17	85.0%	▲ 10.0%
宮崎県	1	35	30	85.7%	1	35	32	91.4%	5.7%
鹿児島県	3	60	38	63.3%	3	60	39	65.0%	1.7%
沖縄県	1	20	16	80.0%	1	20	18	90.0%	10.0%
合計	134	3,865	2,939	76.0%	136	3,877	2,901	74.8%	▲ 1.2%

※家庭福祉課調べ

フォスタリングチェンジ プログラム実施報告



SOS 子どもの村 JAPAN

a loving home for every child

はじめに	01
プログラムの導入	03
プログラムの概要	05
フォスタリングチェンジ・プログラム in 福岡	07
フォスタリングチェンジ・プログラム in 熊本	11
大分県の状況について	15
里親学習会	16
プログラムに関する里親の評価	17
質問紙結果	19
ファシリテーター フォローアップ研修	21
付録 参加者募集チラシ(例)	23
児童相談所からみたフォスタリングチェンジ・プログラム	26
総括	27



フォスタリングチェンジ・プログラムを日本に

SOS子どもの村JAPAN 坂本 雅子

SOS子どもの村JAPANは、福岡市での児童相談所と市民の協働の里親普及・支援「新しい絆プロジェクト・ファミリーシップふくおか」から生まれ、「里親養育と支援のモデル」をめざして、2010年に「子どもの村福岡」を開村しました。

村では、里親登録した「育親」が、村長を中心に、チームとなって、子どもたちを育てています。また、専門家チームが、子どもの発達支援や心のケアを行い、福岡市の里親、ファミリーホームの専門研修なども行ってきました。

しかし、4年を経過し、育親やスタッフに疲れが見られるようになり、今までの支援や研修にはない「新しい支援」の必要性を痛感することが多くなりました。そのような中で、上鹿渡先生の「子どもの問題行動への理解と対応」を読み、プログラムの一部「アテンディング」を体験し、このプログラムが、求めていた「新しい支援」なのではないかと感じました。生活の中で実践し、日々の生活が変わっていくこと

が大きな魅力でした。

上鹿渡先生が日本への導入の準備を進めておられるのを知り、それを支援する「プロジェクト」を2015年、「日本財団」に助成申請しました。そして、ともに進めてくださる仲間として、「企画委員会」を立ち上げ、イギリスからの講師をお招きし、ファシリテーター養成研修を開催、2016年度は、プログラムを試行、この報告書をお届けすることができました。

里親養育では、里親と関係者は、子どもの成長、自立という素晴らしい贈り物をもらいますが、同時に、いくつかの試練も受けます。「養育不調」は、最もつらい試練です。この3年間の試行で、プログラムが里親さんに届くことによって、里親不調を減らし、養育の質が向上すること、また、私たち支援者の支援の質の向上にも結び付くことを実感しました。ご協力いただいた「日本財団」をはじめ、すべての方に心より感謝し、今後のプログラムの普及を願って、ここに報告書をお届けいたします。

長野大学 社会福祉学部社会福祉学科 教授・精神科医 上鹿渡 和宏

里親等委託率が3割を超える自治体が増える中、里親養育の質の向上は喫緊の課題となっています。対応の一つとして包括的で一貫した委託後里親研修が必要と考え、フォスタリングチェンジ・プログラムの導入に取り組んでまいりました。このプログラムは、日々の生活の中で里親が子どもの問題行動に目を奪われるのではなく、子どもの真のニーズを見極めて対応できるようになることを目指すものです。また、里親のこのような対応は子どもとの良好な関係を築く過程でもあり、このような関係こそが里親の下で生活する子どもにとって最初に必要とされるものです。さらに、里親による委託中の子どもの「今」へのかかわりは委託終

了後の子どもの「将来」にも大きな影響を及ぼしうることを思うとき、本プログラムの重要性はより明確になるでしょう。日本で最初のフォスタリングチェンジ・プログラムの実践についてまとめられたこの報告書が、他の地域での実践展開にもつながっていくことを期待しております。



英国からのメッセージ

イギリスモーズレイ病院・フォスタリングチェンジ・プログラム担当 Ms.Kathy Blackeby・Ms.Caroline Bengo

Fostering Changes is a 12 session programme that takes place weekly over a period of three months. It takes into account the impacts of neglect and abuse on children, with an emphasis on how to help carers implement techniques to enable children to identify, acknowledge, express and manage their feelings more effectively. Fostering Changes emphasises the importance of developing secure and positive attachments and ways in which carers can help improve the educational outcomes of children and become involved in their foster children's school life. The programme has an emphasis on effective communication, problem solving skills and aims to provide carers with both knowledge and practical skills to positively impact upon behaviour and security. The Programme is behaviourally based and derives from research into parenting skills, attachment, educational attainment and the academic progression of looked after children who are in foster care. The evidence based programme is underpinned by social learning theory, attachment theory and cognitive-behavioural therapy.

From our qualitative evaluations we have learned that carers value highly the style and ethos of the training and this is as important to

them as the content and skills they learn. Throughout the programme facilitators model the positive approach that is recommended that the carers use with their young people and they clearly appreciate the nurturing and validating experience that this gives them. The group process is also used to build a trusting forum for carers to try out skills and learn from each other. Each week they practice a new skill with their young people at home and return to share their challenges and successes with the group. Helping each other in this way builds carer confidence in their knowledge and skills providing them with the opportunity to problem solve with each other on a weekly basis.

Foster Carer: 'The course re-opened my eyes and mind to making things better all round for everyone in the home, and continuing to put "forgotten" and new "different" strategies in place, can and does make life better.'

How pleased we are that Fostering Changes is being delivered in Japan.

フォスタリングチェンジは12セッションからなる養育者向け研修プログラムです。週に1回1セッションのペースで3か月間実施します。ネグレクトや虐待が与える影響を考慮しつつ、養育者が様々な方略を応用するうえで役に立つ研修であり、子どもたちが自分の感情により効果的に気づき、認め、表現し、対処することができることを目指しています。

このプログラムが強調している点として安全で肯定的なアタッチメントの形成があります。また子どもの学業成績につながる養育者の支援や養育者が学校生活へ関与する方策を持つことを推奨しています。

フォスタリングチェンジは効果的なコミュニケーション、問題解決のスキルを重視し、子どもの行動と安全に肯定的な影響を与えるための知識と実践的スキルの両方を養育者に提供することを目的としています。行動を基本とし、ペアレンティングスキル、アタッチメント、学業成績、里親養育に委託された社会的養育の子どもたちの学業面の発達の研究に基づいた内容となっています。エビデンスベースのこのプログラムの支柱となる理論は社会学習理論、アタッチメント理論、認知行動理論です。

質的評価を行った結果、養育者はフォスタリングチェンジ研修のスタイルと精神を高く評価しており、その重要性は学習する内容とスキルに関連することが分かりました。プログラムを通じて、ファシリテーターが肯定的なアプローチのモデルを示し、実際に子どもに実践していきます。そのことが養育者に経験的にスキルが身についた

のか、効果があるのかを明確に計ることを可能とするからです。さらにグループワークを通じて養育者が色々なスキルに挑戦しお互いに学びあう信頼できる場も構築されます。毎週新たなスキルを家庭で子どもに実践し、翌週グループと課題や成功例を共有します。このようにお互いに助けあう互助のグループワークを通じて、養育者は自分の知識とスキルに自信を得ますし、ひいては養育者どうしで問題を解決する機会が生まれるのです。

養育者の言葉：このコースは私の目も心も再び開いてくれました。家族の全員にとって物事がうまく進むようになったのです。忘れていた方略と新たな方略を実践し続けることで状況を改善できるし、実際に良くなるのです。

フォスタリングチェンジ研修が日本で実現されていることを私たちは大変喜ばしく思っています。



左から上鹿渡 和宏先生、Ms.Caroline Bengo、Ms.Kathy Blackeby

フォスタリングチェンジ・プログラム導入に向けて

坂本 雅子

背景

2009年、「国連子どもの代替養育に関するガイドライン」が国連総会で採択され、さらに、2016年、改正児童福祉法の第3条に家庭養育優先が明記されたことなどにより、今後、わが国の社会的養育は、里親養育へと大きく進むと思われます。しかし、里親養育が進むとともに、虐待やネグレクトなどを背景に、ケアの必要な子どもを育てる里親への有効な支援が大きな課題となってきます。

フォスタリングチェンジ・プログラムは、英国、ロンドン大学の研究チームによって開発、その効果が実証された、すぐれた「里親トレーニングプログラム」です。

この「フォスタリングチェンジ・プログラム」をわが国に導入・普及することによって、今後、子どもの問題行動に向き合う里親養育の日々の生活を支援し、養育不調を防ぐとともに、支援者の支援の質の向上にも貢献することをめざします。

これまで

- 1) 長野大学 上鹿渡和宏准教授がイギリスにて「フォスタリングチェンジ・プログラムファシリテーター養成研修」を受講。
- 2) 「子どもの問題行動への理解と対応」 上鹿渡和宏准教授著 福村出版より出版。
- 3) 2014年 SOS子どもの村JAPANの里親専門研修で、プログラムの中の「アテンディング」を試行。
- 4) 2015年度 日本財団助成事業「“フォスタリングチェンジ・プログラム”の導入と展開」
- 5) 2016年度 日本財団助成事業「続“フォスタリングチェンジ・プログラム”の導入と展開」



「子どもの問題行動への理解と対応」

2015年度経過

1 企画委員会の開催

(目的) 我が国の里親支援の現状と課題を踏まえ、日本への導入、展開に関する検討、試行、評価を行う。

(委員) 総括責任者 松崎佳子(九州大学大学院 人間環境学研究院教授・臨床心理士)(福岡)
上鹿渡和宏(長野大学 社会福祉学部社会福祉学科准教授・精神科医)(長野)
藤林武史(福岡市子ども総合相談センター所長・精神科医)(福岡)
渡邊守(特定非営利活動法人キーマセット ディレクター)(大阪)
後藤慎司(大分県中央児童相談所所長)→2016年度河野洋子(大分県中央児童相談所参事兼子ども相談支援第二課長)(大分)
河尻恵(福岡学園児童自立支援専門監)(福岡)
平田ルリ子(社会福祉法人清心乳児園園長)(福岡)
天久真理・岩本健(福岡市里親会)
坂本雅子(特定非営利活動法人SOS子どもの村JAPAN 常務理事・小児科医)(福岡)
山本裕子(福岡市子ども家庭支援センター「SOS子どもの村」センター長・社会福祉士)(福岡)
田代多恵子(特定非営利活動法人SOS子どもの村JAPAN 事務局長・保健師)

第1回2015年 5月 9日から第7回2016年10月28日まで7回開催された。





検討内容

- ① フォスタリングチェンジ・プログラムの理解の共有、導入戦略の検討、倫理的配慮の検討
- ② ファシリテーター養成研修の検討、受講者の条件、料金、実施体制
- ③ テキストの翻訳、料金の検討
- ④ ファシリテーター養成研修の振り返り
- ⑤ 2017年度以降の事業展開に向けた方針、今後の計画

まとめ

委員会では、導入に合意したが、里親側の課題としては、多忙な中で12回参加できるか、広域に呼びかけなければ集まらないのではないかなど。実施する側の課題としては、開催場所がない、「職種は?」「費用は?」などが出された。特に、12回コースでなく、日本型の簡易短縮版はできないかなどの意見も出た。しかし、養成研修終了後の委員会では、原則として、イギリスのプログラムを守り、週1回、12回コースを福岡と熊本チームで試行することを決定した。また、福岡市里親会の試みは、実施期間の相違等から「学習会」として位置づけることとした。2016年度の委員会では、福岡、熊本から、進捗状況が報告され、また、SOS子どもの村JAPAN主催の東京・九州フォーラムで実施報告をし、全国展開の足がかりとすることを合意した。

2 テキスト翻訳

監訳者：上鹿渡和宏 御園生直美 SOS子どもの村JAPAN

期 間：2015年4月～2017年2月

3 ファシリテーター養成研修の実施

日 程：2016年3月14日～18日(5日間)

参加者：20名(児童相談所および里親支援関係者) オブザーバー12名(企画委員、児童相談所関係者、メディア関係者)

講 師：イギリスモーズレイ病院・フォスタリングチェンジ・プログラム担当 Ms.Kathy Blackeby、Ms.Caroline Bengo

会 場：さわやかトレーニングセンター(福岡市)

内 容：英国で同コースを担当するソーシャルワーカーのお二人を講師として、翻訳テキストを用いて実施。プログラムが里親にとってどのような経験になるのかも体験しながら、修了後、プログラムを実施できるよう、必要な知識や方法を具体的に学んだ。また、12回の中から重要部分を取り上げて、実演、ロールプレイを実施した。期間中は、夜もテキストの予習やホームワーク等で翌日に備え、グループ毎に、熱心に準備が行われ、このなかで、チームができていった。ロールプレイでは、里親に必要な姿勢(リフレクティブ・リスニング、アクティブ・リスニング)や肯定的な注目を基盤としたペアレンティングスキルを学んだが、これらの実践的ワークは、支援者の資質向上にもつながった。最終日には、「思春期の子ども」への対応に生かす特別研修を行った。



①本事業の委員である上鹿渡和宏氏が、イギリスですでにプログラムを受講し、講師とのつながりを持っていたため、講師招聘や研修進行をスムーズに行うことができた。

②福岡市以外の行政関係者、里親支援機関、里親会、乳児院関係者が企画委員会に参加することにより、日本の里親支援の現状と課題を共有しながら、フォスタリングチェンジ・プログラムの導入についての議論を深めることができた。企画委員は、自身の地域・専門領域から主体的に受講者を募ったため、福岡市、福岡県、熊本、長崎、大分、大阪、東京などの広域から、乳児院・児童養護施設、里親、里親支援機関、児童相談所など幅広い関係者が養成研修に参加することとなった。

③養成研修の受講を通じて、福岡、熊本、大分でのプログラム実施を担うチームができた。

フォスタリングチェンジ・プログラムの概要

| 松崎 佳子 |

フォスタリングチェンジ・プログラムは、アタッチメント理論、社会的学習理論、認知行動理論に基き、ペアレントトレーニングの考えも取り入れて1999年にロンドンのモーズレイ病院の専門家チームによって開発されたものです。その後、現場での実践と評価を経て2011年に改訂版のマニュアルが出版され、これに基づいた無作為化比較試験(RCT)が2012年に実施されました。社会的養育下にある子どものかかえる問題、特に様々な虐待の影響に配慮した子どもの理解とそれに基づく対応について、子どもの長所に焦点をあて、育み、認証し、実践的なスキルを学び、家庭で実践するプログラムです。効果的な褒め方やアテンディング、限界設定やタイムアウトなどについて学びながら実践し、里親自身が自分で考え対応できるようになることを目指すプログラムとなっています。

プログラムの実施構成は、以下の通りである。

- 週1回3時間、グループでのセッションを12回(約3か月)継続。
- 対象者は、実際に里子を委託されている里親12名まで。
- 最低2名のファシリテーターが担当する。
- お茶やお菓子が用意され、温かい雰囲気の中で実施される。



プログラム内容は、右図のフラワーパワーに示されているような4つの要素からなっている。

- 養育に最も必要な要素として「温もり」と「観察」が基本となる。
- 以下の①から④の順番でセッションが実施されるよう構成されている。
 - ① 関係性を強化する～褒める、アテンディング(肯定的注目)、代替行動を選ぶ、有形の報酬、ご褒美表、遊び
 - ② 教育～子どもの学習を支援する、宿題方略、子どもの読書を支援する、学校とコミュニケーションを取る
 - ③ ソーシャルスキル～リフレクティブ・リスニング、思考と感情に名前を付け管理する、アイ・メッセージ、問題解決、ストップ・プラン・アンド・ゴー
 - ④ ポジティブ・ディシプリン(肯定的なしつけ)～明確で穏やかな指示、選択的無視、自然な結果と合理的な結果、家族のルール、タイムアウト

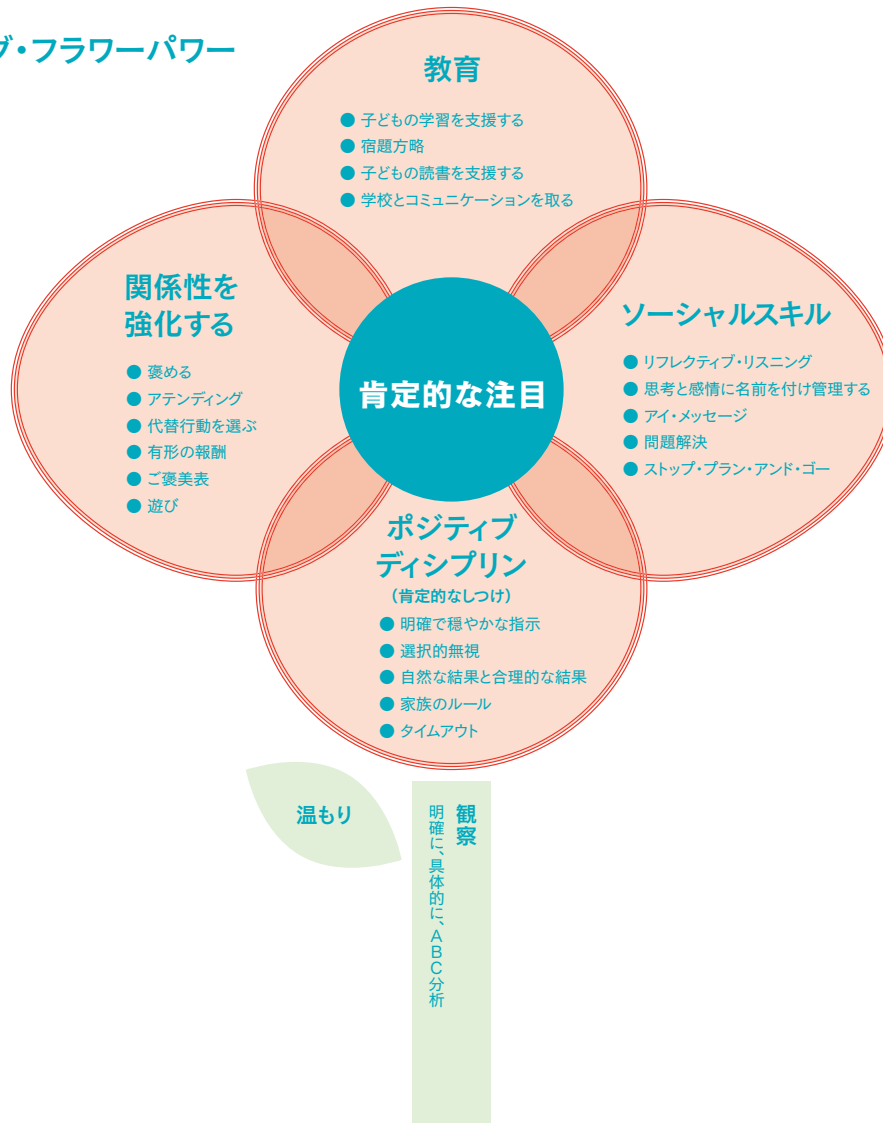
さらに、プログラムの特徴として以下の点があげられる。

最初にファシリテーターとなる担当者が里親宅を個別に訪問し規定の聞き取りを実施し、その情報をグループでのセッションに生かすなど、個別訪問による事前の関係づくりによってプログラムへの里親の参加・継続率が高く維持されている。各セッション終了時に里親からの評価が行われ、相互性のあるプログラムとなっている。里親は、基本的に1人の子どもを対象に行動観察、プログラムの演習実践を試行するが、他きょうだいにも並行して応用することが可能である。また、子どもの行動やアタッチメントなどについて、事前事後の評価を行うことができる。

セッション内容

	題目	具体的内容
1	グループを創設し、子どもの行動を理解し記録する	グループワークのきまり、子どもの経験、発達に関する理解と問題の再認識、行動を観察し記録する
2	行動への影響：先行する出来事および結果	アタッチメント理論、社会的学習理論、行動のABC分析
3	効果的に褒める	行動の根底にある子どものニーズを考える、肯定的行動を促すために褒める、代替行動を選ぶ
4	肯定的な注目	遊びの利点、アテンディング(肯定的な注目をういて共にいること)、描写的コメント
5	コミュニケーション・スキルを使い、子どもが自分の感情を調整できるように支援する	効果的なコミュニケーションのためのスキル向上、リフレクティブ・リスニング、感情に名前をつける
6	子どもの学習を支援する	特別な教育ニーズ、子どもの読書を支援する、思考と感情を管理する：否定的自動思考
7	ご褒美およびご褒美表	子どもが感情を調整するのを支援する、アイ(私)・メッセージでコミュニケーションを取る、ご褒美表を使って肯定的行動を強化する
8	指示を与えることおよび選択的無視	効果的な指示、注目の別の使い方：選択的無視
9	ポジティブ・ディシプリン(肯定的なしつけ)および限界の設定	しつけの必要性、家族のルール、限界を設定する、自然な結果と合理的な結果(子ども自身の学びを支持する)
10	タイムアウトおよび問題解決方略	適切なタイムアウトの実施方法 問題解決のための枠組み：ストップ・プラン・アンド・ゴー
11	エンディングおよび総括	子どものライフストーリー理解を助ける、中学校への移行、プログラムの復習
12	肯定的変化を認め、自分自身をケアする	養育者自身のケア、自尊感情の重要性

フォスタリング・フラワーパワー



フォスタリングチェンジ・プログラム in 福岡

SOS子どもの村JAPAN 松崎 佳子(理事、臨床心理士) 杉村 洋美(臨床心理士)

福岡市こども総合相談センター里親係

プログラムの実践

3月下旬～4月上旬 実施に向けた協議

福岡では、SOS子どもの村JAPANと福岡市こども総合相談センター(児童相談所)の協働事業としてプログラムを開催しました。福岡県の清心乳児園からも1名が加わり、5名のファシリテーター養成研修修了者がグループを運営していくこととなりました。役割分担としてはファシリテーター(高橋恵、杉村)、ロールプレイや板書を行うスタッフ(高橋三、内山)、スーパーバイザー(松崎)という形です。この時期には備品や会場の手配、参加者募集に関する打ち合わせなどを行いました。



4月中旬 参加者の募集を開始

4月、里親会への案内チラシと児童相談所やSOS子どもの村JAPANからの直接の声かけにより参加者を募りました。5月初旬には、3名の養育里親さんと3名のファミリーホームの方が集まりました。その中には、「育てるのが難しい子どもがいる。子育ての知恵をいただきたい」と養育に難しさを感じている方や、「自己研鑽のため」「よりよい養育に繋げたい」とプログラムに期待を抱かれた方などがおられました。

5月中旬 家庭訪問

質問紙をもとに家庭の状況についてお話を伺いました。里子さんの生活場所を実際に見ることは、その後プログラム展開の際に役立つ貴重な情報となり、また、里親さんへの動機づけとなりました。



5月下旬～8月上旬 プログラムの実施

毎週金曜日 セッション当日の流れ

- 9:00～10:00 準備
- 10:00～13:00 プログラム実施
- 13:00～16:00 片付けや次回打ち合わせ

※最終回は夏休みに入ったことを考慮し、セッション11と12を合わせて実施。
(ランチタイムを挟む10:00～15:00)

会場は全セッション、こども総合相談センターの家族療法室をお借りしました。ウェルカムボードや楽しんでもらえるようなグループワークの素材を用意し、里親さんをお迎えしました。





セッション
1

グループを創設し、 子どもの行動を理解し記録する

メンバーが初めて一同に会するセッションです。家族紹介やグループの決まりなどのアクティビティを通じ、共に学ぶメンバーとのスタートを切りました。テーマである「行動の観察」を行うためには、前段階として行動を特定することが必要です。子どもの肯定的な行動には“自分でやりたい気持ち強い”など漠然としたものが挙げやすく、慣れない作業に頭を悩ませる方もおられました。行動の描写に関するワークを経ると、「宿題をする」といった具体的で明確な行動が挙げやすくなりました。



学びたいこと

- ものを投げなくなるには？
- 気持ちの引き出し方
- ゆとりの持ち方
- 諦めずに勉強に取り組むには？

セッション
2

行動への影響： 先行する出来事および結果

家庭実践のフィードバックでは早速、「食事中に席を立つ」という子どもの行動を観察した里親さんから、「自分が立った時に子どもも立つことに気づいた!」という目から鱗の報告がなされました。さらにこの回では、アタッチメントや行動のきっかけと報酬について理論的に学びます。叱るなどのマイナスに思える関わりが、子どもにとっては注目を得るという大きな「報酬」であるという内容には、多くの里親さんが着目しておられました。



あなたを里親になろう
と決心させたことを1つ
挙げてください。

もりもりご飯
食べてくれてありがとう。
作ってよかった～。

セッション
3

効果的に褒める

肯定的方略(褒める、肯定的な注目)によって子どもの行動を促すことの重要性を確認した上で、上手に褒めるスキルを学ぶセッションです。お互いを褒めるエクササイズでは、嬉しそうな表情がみられ、子どもをもっと褒めてあげたいという感想が出ました。褒める機会やそのバラエティが増えるよう、褒め方のフレーズ案も書き出します。テーマにも後押しされてか、グループがより活気づいたのがこの3回目のセッションでした。



ペアで褒め合い笑顔です



フォスタリングチェンジ・プログラム in 福岡

SOS子どもの村JAPAN 松崎 佳子(理事、臨床心理士) 杉村 洋美(臨床心理士)

福岡市こども総合相談センター里親係

セッション 4

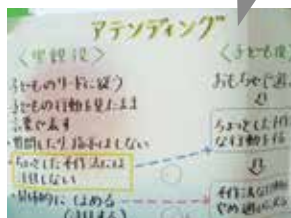
肯定的な注目

子どもの良いところに注目する「アテンディング」を学ぶセッションです。ロールプレイをする初めての回ですが、皆さん熱心に取り組んでおられました。里親役が押し付けがましく関わると、里子役からは「イライラ」し、「里親を無視した」「言われたことと反対のことをした」という感想が挙がりました。反対に、里親役がアテンディングをすると、里子役は「集中」し、「わくわく」して、「何でも話せた」「笑った」と全く異なる感想を挙げておられました。ロールプレイを通じて「日頃子どももこんな風に感じているんだ」という子どもの視点に立った気づきが得られたようでした。

つつい…
「何つくったの？」
「～してみたら？」



アテンディングのロールプレイ



セッション 5

コミュニケーション・スキルを使い、子どもが自分の感情を調整できるように支援する

子どもが自分の感情を受け入れ、理解するのを助けるリスニングスキルを学びます。ある里親さんは、里子役を演じた時の気持ちを「怒りが収まる感じ」と表現されました。効果的な聴き方について理解すると共に、普段のやり方を変える難しさも多く語られました。



スタッフによるロールプレイ
“リフレクティブ・リスニング”

セッション 6

子どもの学習を支援する

社会的養育下の子どもの学習に関する現状に触れた上で、彼らの学習を支えるための具体的な方法を学びます。また、ストレスの多い日々の中で生じやすい「いつも上手くいかない」「どうせ○○」のような「否定的自動思考」についても知り、建設的に考えるための「思考を変える」練習を行いました。



“フレンドリーな読書”
のロールプレイ

セッション 7

ご褒美およびご褒美表

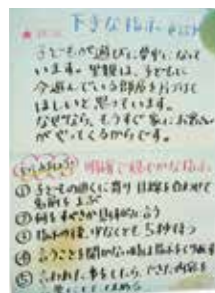
望ましい行動をより起こりやすくするための「ご褒美」のセッションです。翌週には、好きなキャラクターなどがあしらわれた素敵なお褒美表がお披露目されました。



子どもが喜ぶご褒美を
発表



タイムアウトの
ロールプレイ



要点をまとめた
フリップチャート

セッション 8

指示を与えることおよび 選択的無視

「明確で穏やかな指示」のスキルは、家庭での実践後の反響が大きく、これまでは自分の指示がわかりにくかったのだろうと話す里親さんもおられました。また、ちょっとした問題行動に対して“注目をしない”というしつけの方略についても触れます。「ちょっとした無作法な行為を無視することで楽になりそう」といった感想が挙がりました。

セッション
9ポジティブ・ディシプリン
(肯定的なしつけ)および限界の設定

明確で肯定的な「家族のルール」を伝えること、「～したら〇〇になります」といった限界を設定することを学ぶセッションです。「何度も伝えてきたつもりだったが、覚えて言葉にしないといけないんだ」などと里親さんがそれぞれに気づきの多いセッションでした。

セッション
10タイムアウトおよび
問題解決方略

それまでの方略で対処できることが増え、タイムアウトを適用するほどの問題行動は今のところないという里親さんが中心でした。子どもが自分でよりよい決定をするための「ストップ・プラン・アンド・ゴー」はわかりやすく、すぐに試してみたいと好評でした。

セッション
11

エンディングおよび総括

子どもが里親と過ごした時間をどのように保存していくかについて考えます。また、里親さん自身もプログラム終了を迎えるにあたり、学んだスキルを自分で使っていくために復習をします。



思い出箱の例

セッション
12肯定的変化を認め、
自分自身をケアする

里親さんが自信をもって家庭で養育するためのセッションです。たくさんの方略を身に着けたことを再認識し、リラゼーションや否定的自動思考のおさらい等で自分自身のストレスマネジメントにも目を向けます。最後は、6人の里親さん全員が揃って修了証を手にすることができました。

出席率
97%

プログラム後 フォローアップセッション

家庭での実践を支えるため、スキル復習と近況報告を行う会を9月と12月に開催しました。ある里親さんからは、「ロールプレイそっくりの出来事が起こり、練習を思い返して対応し、子どもが自分の気持ちを話すことができた」という嬉しい報告がありました。現在3回目の開催も予定しています。

おわりに

週1回、3か月間というプログラム構造については、「気持ちを維持できた」「1週間実践し、振り返りという形がとてもよかった」と非常に好評を得ました。プログラムの中では「きっかけ」「選択的無視」などの言葉の定義を学ぶため、話を共有しやすくなることや、建設的に考えやすくなることも特徴とされました。里親さんは、学んだ方略が自分と子どもにどう役立つのかを考え、実践し、たくさんの変化を聞かせてくださいました。

参加者の声

- 「こういうことがしたいんだな～」という観察の目が養われた。
- 子どもがかわいいと思えるようになった。
- このプログラムがなかったら、この子はどうなっていたんだろう。フォスタリングチェンジばんざい。
- 癇癪はなくなっていない。でも回数が減り、自分も耐えられるレベルになった。

フォスタリングチェンジ・プログラム in 熊本

フォスタリングチェンジTeamくまもと 山川 浩徳（児童養護施設シオン園 里親ソーシャルワーカー）

プログラムとの出会いから実践まで

プログラムとの出会い

「このフォスタリングチェンジ・プログラムは里親養育の難しさを軽減できる素敵なプログラムで、子どもの村でも実際に勉強をして今後取り組んでいきたいと思っています。」

私とフォスタリングチェンジ・プログラムとの出会いは2015年6月にSOS子どもの村JAPANが開催をされた公開研修でのことでした。冒頭の言葉は、理事の坂本雅子さんが研修の最後に言われた言葉です。このプログラムって一体どういうものなのか？という興味から私は「子どもの問題行動への理解と対応～里親のためのフォスタリングチェンジ・ハンドブック～」をすぐに購入しました。実際に読み、内容を理解するなかで私の興味は実際のトレーニングプロ

グラムへ。その年の11月に九州大学の松崎先生を企画者として、当時、大分県中央児童相談所所長だった後藤さん、SOS子どもの村JAPANの坂本さんと一緒に日本子ども虐待防止学会新潟学術集会にて分科会を開催する機会をいただきました。その分科会の打ち合わせの時間に、今回の事業の企画委員だった上記3名の方より、「来年の3月に行うファシリテーター養成研修に熊本からもうですか？」というお誘いをいただきました。



ファシリテーター

プログラム実施のためにはファシリテーターが最低2名必要ということで、私自身の実践は、もう1名の養成研修参加者を探すということからスタートしました。実際にこのプログラムを熊本で開催するために、児童相談所の里親担当者や里親研修の委託を受けているNPO法人の方に研修参加について相談を行いました。養成研修の開催が3月と年度末であるために少しだけ難航しましたが、最終的にNPO法人優里の会理事長である八谷さんに参加の承諾をいただき、晴れて養成研修に参加することができ、ファシ

リテーターとしての資格をいただくことができました。（熊本からはもう1名養成研修に参加し、実質3名のファシリテーターがいます）



開催準備

4月に入り、このプログラムを熊本県でどのように展開していけるのか、とファシリテーター3人で考えていたその矢先に、平成28年熊本地震が発生し、県内の多くの地域が

被害を受けました。ファシリテーターの一人は自宅が全壊、もう一人の勤務先の施設ではガス、水道の供給が止まっている。私も里親ソーシャルワーカーとして毎日、里親家庭への家庭訪問を朝から晩まで。このような状況で、さてどうしたものか、と考えはしましたが、そんな状況であっても私た



ちファシリテーターに迷いはなく、本震10日後の4月26日より準備を開始、少しずつプログラム開催のために必要だと思われることの検討を始めました。2週に一度、全員で集まり、1セッション毎に担当部分の確認、伝える内容の精査、そして時間配分について納得のいくまで議論を行いました。並行して、実施するための会場探し（地震による被害

のため候補として考えていた建物が使用不能に）や、開催にあたっての周知、参加者の募集などの検討を行っています。



フォスタリングチェンジ Teamくまもと

また、同時期に熊本県子ども家庭福祉課にも、事業説明を行っています。私たちファシリテーター3人は、乳児院施設長、NPO法人理事長、里親ソーシャルワーカーといった民間の立場の人間です。公的な機関が関わらないなか、私たちだけで里親に向けての公的な養育を担うためのトレーニングプログラムを実施してよいのか、他にも各家庭の養育や、里親自身の育ち、養育観といったプライベートでデリケートな部分を扱うこと、不適切な養育を発見した場合の報告義務についてなど、このプログラムを実施することにつ

いてリスクがあるのではといった不安があったからです。その時に子ども家庭福祉課長より任意団体の設立のご提案をいただき、私たちは「フォスタリングチェンジTeamくまもと」を立ち上げました。この団体が、熊本県、熊本市といった公的機関からの後援をいただくことにより、公的なトレーニングプログラムとしてのお墨付きをいただくことができると考えたわけです（今年度は熊本県、熊本市、熊本県里親協議会より後援を得ました）。その他にも、プログラム運営のための資金に関する不安についても、任意団体として、様々な助成を受けられる可能性を今後は検討できればと思っています。

デモンストレーション

最後に参加者を募る試みとして、児童相談所、里親協議会の理解のもと里親協議会総会にて、時間（30分）をいただき、プログラムのデモンストレーションを行いました。ロールプレイを含むセッション4の一部分を実際に体験していただきました。その反応は良好で、右記のような感想をいただいています。

そして2016年9月13日、参加者6名とファシリテーター3名により、熊本県におけるフォスタリングチェンジ・プログラムの実践がいよいよスタートすることになります。

参加者の感想

- このプログラムにぜひ参加したいと思った。
- 概要がわかりとても興味がわきました。
実施日が平日の昼間なので参加できず残念です。
- 詳しく話を聴いて勉強したいと思った。
日々悩んでいるので…
- もっとお話が聴きたいです。大変有意義な時間でした。
- 参加したいが、未委託なので受けられないのが残念です。
- あまりにも短時間でした。このプログラムを皆さんに伝えることは大切だと感じます。

フォスタリングチェンジ・プログラム in 熊本

フォスタリングチェンジTeamくまもと 山川 浩徳（児童養護施設シオン園 里親ソーシャルワーカー）

プログラムの実践

参加者の紹介

ご参加いただいたのは以下の4組6名の里親、ファミリーホームの養育者の方々です。

- 特別養子縁組でお子さんを一人育てられ、現在は養育里親として活躍中のベテラン里親
- ファミリーホームの養育者
- 2組の特別養子縁組希望里親のご夫婦

プログラム開催前の家庭訪問

プログラムの開始前には、里親さんそれぞれに家庭訪問を行っています。事前の訪問はプログラムで設定されているもので、里親は開催前からファシリテーターに支援されていると感じることができ、また、ファシリテーターがどんな人物かを事前に知ることができ、自らが抱える「子どもへの困り感」「養育への不安感」が共有されることで、安心してプログラムに参加できるとのことでした。

セッションの内容

セッションは、各回共通して「オープニング・ラウンド」「家庭での実践のフィードバック」「休憩」「知識の提供」「家庭での実践」「クロージング・ラウンド」といった構成で進んでいきます。参加者の気持ちを和ませ、また、やる気を喚起する部分があり、BGMや気分転換のゲーム、お茶やお菓子といった配慮など、これまでの研修にはなかった斬新な内容で、参加者からは「リラックスして参加することができた」と好評でした。

次にセッションの内容ですが、ファシリテーターからの「知識の提供」、「ロールプレイ」「エクササイズ」などのアクティビティ、前回の学びについて家庭で実践したことをシェアしあう「フィードバック」により構成されています。

まず「知識の提供」で、「レジリエンス」「社会的学習理論」「きっかけと報酬」など、このプログラムで重要な内容をファ

シリテーターがパワーポイントを使用し伝えます。ここで得た知識を土台として、アクティビティへ。アクティビティでは意見の



発表や討論、ロールプレイを行います。その際、様々な道具を活用します。参加者の発表を書きとめ掲示するフリップチャートや、ロールプレイでの小道具（絵本、積木、写真など）といったものです。また、ロールプレイや発表への積極的な参加に対してファシリテーターからは「ご褒美のシール」をお渡ししました。一見、小さな報酬に感じられますが、自分の努力を評価してもらえることは嬉しいものです。このご褒美シールを通して褒められる大切さを体感していただくといった狙いもあります。1枚の小さなシールであっても参加者の励みになれば私たちファシリテーターも様々なシールを準備しました。このように小道具の力も借りなが





ら、歓声や笑顔の中での和気あいあいとした雰囲気に含まれプログラムは進んでいきます。そして、セッションで学んだことを持ち帰り実際の養育の場で実践し、次のセッション

の始めにグループでシェアする「フィードバック」までの3つが1セットといった内容となっています。

ファシリテーターの役割

このプログラムは、参加者が意欲的に、リラックスして参加すること、自分の力を高め、日頃の悩みや思いを出し合い、そして共有し、長い時間ひとつのグループとして学ぶことのメリットを最大限に活かせるよう設計されているものと思います。

私がファシリテーター養成研修を受講した時に感じたことですが、フォスタリングチェンジ・プログラムは一般的な研修のように講師が受講者に教え、指導するといったものではありません。私たちは指導者、トレーナーではなくファシリテーターです。そこで、このプログラムにおけるファシリテーターが担う役割について考えてみました。

『ナビゲート ビジネス基本用語集の解説』によると、「ファシリテーターとは、ファシリテーションを専門的に担

当する人のことをいう。ファシリテーター自身は集団活動そのものに参加せず、あくまで中立的な立場から活動の支援を行うようにする。（中略）これにより、利害から離れた客観的な立場から適切なサポートを行い、集団のメンバーに主体性を持たせることができるとされる。『調整役』『促進者』などと訳される。」とされています。



このプログラムでは、参加者の主体性を引き出し、経験を共有しながら、共通した問題の解決を試みるグループを適切にサポートし、養育者の新たな挑戦を支持する環境を提供することこそ、私たちファシリテーターの役割と言えるのではないのでしょうか。

熊本での実践の成果

このフォスタリングチェンジ・プログラムに一貫して流れていると感じられたものは、参加者のモチベーションを高め、日々の養育に励んでいる里親をケアする、そして温かな雰囲気を作り楽しく参加をするための工夫です。そこで、「フォスタリングチェンジTeamくまもと」では、ファシリテーター自身が笑顔と明るさと和やかさを大切に、里親さんに接することを心がけました。参加者からは「ロールプレイのクオリティーが高く、楽しみながら参加できた」「ファシリテーターは明るく楽しく、臨機応変な対応も大変良かった」といった感想をいただきました。また、「子どもとの関係性が親密になり、子どもが感情を少しずつ表出するようになってきた」「子どもの笑顔が

増えた」といった子どもの変化や、「（子どもの）問題についての捉え方が変わった」「困難と思うことも対処方法を学ぶことで困難ではなくなると私自身の思考も変化させることができた」といった養育者自身の成長も感想としていただきました。

開催期間中、熊本地震の余震や台風上陸など様々なことがありましたが、3名の方が12セッションすべてに参加され、残りの方も11セッション、9セッションを受講されました。そして最後には参加者全員に修了証書をお渡しすることができました。3ヵ月間という長い期間でしたが参加された皆様、本当にありがとうございました。



大分県の実況について

| 坪居 潤 |

プログラム実施に向けた検討

- 大分県内で実施できる可能性を探るため、現在受託中の養育里親にフォスタリングチェンジ・プログラムに対する聴き取り等を行いました。
- フォスタリングチェンジ・プログラムへの興味を持った里親は20組以上いましたが、実際に全12回のプログラムに参加可能と答えた里親はいませんでした。
- 主な理由としては、
 - ①回数が多すぎる
 - ②平日は仕事があり参加できない
 - ③開催会場(大分県中央児童相談所)までが遠い
 でした。
- 大分県の養育里親の実状として、大分県中央児童相談所(大分市)から有料高速道路を利用しても1時間以上かかる地域に居住されている方が多いことがあります。
- 共働きの里親も多く、平日の研修会に参加できる方は少ないため、大分県中央児童相談所が開催している研修会は全て土日に行っています。

体験版プログラム

- 大分県中央児童相談所では里親の資質向上を目的としたテーマ別研修会を年に4回開催していますが、11月の研修会にてプログラムの一部を体験してもらう内容を実施しました。

研修会の内容

日 時：平成28年11月19日(土)10:00～16:00

演 題：「イギリスの＜フォスタリングチェンジ・プログラム＞を体験！

～子どもとの関係を改善する里親のためのトレーニングプログラム～」

ファシリテーター：九州大学大学院教授 松崎佳子さん

NPO法人SOS子どもの村JAPAN 杉村洋美さん

参加者：40名(里親23 FH1 施設職員8 児童相談所8)

- 里親からは「アテンディングを早速実践したい」「ロールプレイをして子どもの気持ちがわかった」「ファシリテーターの語りがやさしくわかりやすかった」等の反応があり、好評でした。
- 「カタカナ用語や難しい単語が多かった」「ロールプレイが多く、やりづらかった」等の意見もありました。
- 平成29年度のプログラム実施に向けて検討しているところです。

里親会学習会

| 天久 真理 | 山形 裕子 |

フォスタリングチェンジ・プログラムは二人のファシリテーターで実施される里親支援プログラムです。その中で我々のチームは、ファシリテーターが共に里親なので、ピアサポートという観点から言えば功を奏し、初回からクラスの雰囲気は和気藹々とし、毎回、活発な意見が出され、日々抱え込んでおられる養育上の問題を親身になって聞くことができました。

しかし、里親であるが故に事前準備に十分に時間を費やすことができないと想定し、毎週実施すべきところを、月2回としました。そのことにより、全12セッション終了に6ヶ月を要しましたが、受講生8人に強い絆が芽生え、セッション11の「振り返りましょう」という学習場面では、取りあげたT家のK君を全員が我が子のように捉え、活発な意見交換や新たな養育方略が提示され、この学習は受講生に最も印象に残ったようでした。

また、ファシリテーターは、本番に追われることなく、隔週をセッション準備に当て、毎回4時間以上も事前学習、リハーサルに費やすことができました。この準備にも、セッション時、補助を依頼していた里親支援専門相談員に参加してもらったことは、今後の里親支援に繋がっていくと感じています。

このプログラムの特色として、毎回、学習した方略を家庭で実践し、そのフィードバックを次のセッションで仲間と行うことになっていますが、後半になると受講者に積極性が見られ、また、子どもに感情的な落ち着きが見られると、課題以外の方略に取り組む人もありました。

また、プログラム開始前に家庭訪問を実施するのが、このプログラムの特色と言えます。しかし、この点においても、面識ある受講者が多く、家族構成等を周知していたので最低限の確認に留めて簡略化しましたが、セッションが進むにつれて、対象児と受講者との関係性や家庭背景等、セッション内では時間的に把握できないことも多々ありましたので、セッション6を終了した時点で、ひと月の夏休みを利用して、急遽、家庭訪問を実施しました。なお、家庭訪問では、スタート前の実施とは異なり、より詳しく、また、今までに学んだスキルの実践について具体的に深く話し合うことができました。

学習会終了後、3ヶ月が経過し、受講者が切望していたクラス会を3月1日に開催することが決まり、その日を楽しみに待っているところです。



プログラムに関する里親の評価

(福岡・熊本の参加者 n=12)

最も役に立つと思った考えやスキル(1人5つ回答)

スキル	回答数
● 選択的無視	8名
● 代替行動を選ぶ ● 褒める ● 明確で穏やかな指示	5名
● タイムアウト ● ストップ・プラン・アンド・ゴー	4名
● 行動のABC分析 ● アテンディング ● 感情に名前を付ける ● リフレクティブ・リスニング ● 有形の報酬	3名
● 自然な結果と合理的な結果	2名
● 子どもを観察すること ● アイ・メッセージ ● アサーティブなコミュニケーション ● 思考と感情に名前をつけ管理する ● ご褒美表 ● 否定的自動思考 ● ポジティブ・ディシプリン	1名

将来、これらのスキルを別の子どもに使うことについて

- はい、目に浮かぶ行動そして効果も目に見える感じで、早速使いたいと思っています。
- 今も対応した後(もしくはしている時)にハッと気づくので。直前で思い出した時には理論的に考えながらできると思うので、思いついた時には自信をもってできる。
- 忘れてしまわないように常に気にしながら活用したいと思います。
- 自信があるとは言えないが、使いたいと思う。

子どもの行動の変化(5段階評価 1:ひどくなった⇔5:大変よかった)

福 岡 … 対象児:平均3.7点/5点 きょうだい児:平均3.6点/5点
熊 本 … 対象児:平均3.8点/5点 きょうだい児:平均4.0点/5点

関係性

- 試し行動がなくなった ● 距離が縮まった ● 笑顔が増えた ● よく同じ空間にいる
- 自分の意見や気持ちを言えるようになった ● 目を合わせてくれるようになった
- 感情を少しずつ表出するようになった

感情調整

- 癇癢が減った ● 暴力が減った ● 噛まない ● 暴言が減った ● 切り替えが早くなった
- ワーワー抵抗することが少なくなった

行動

- ゆっくりドアを閉められるようになった ● 注意された時に嫌と言うことが少なくなった
- 手を繋いで歩けるようになった ● 食事中にスプーンを投げなくなった

その他

- 少し先を見通せるようになった ● 頼み事ができる様になった ● 挨拶ができるようになった
- 学力が向上した ● 様々なことに挑戦し、出来ることが増えた



里親と里子の関係性の変化(5段階評価 1:とても悪い⇔5:とても良い)

福岡 … 平均3.8点/5点

熊本 … 平均4.3点/5点

- 私自身が少し時間を待てるようになったので子どもの話に耳を傾けることができる。
- どんなきっかけで何が起こるか気づくことができ、褒める機会が増え、気持ちに寄り添える感じがわかる。
- 距離感が縮まった(3名)。
- 子どもとの関係がより親密になった。
- 関係性が親密になり、子どもが感情を少しずつ表出するようになってきた。

里親としての感じ方への影響

内省

- 自分がいかに行き当たりばったりの支援をしていたかがわかった。
- 子どもの思いに気づくことがたくさんあった。今まで一人よがりだった気がする。

変化

- 「問題」についての捉え方が変わった。
- 子どもに対する見方、感じ方を変え、困難と思うことも対処方法を学ぶことで、困難ではなくなると私自身の思考も変化させた。

自信

- ちょっとしたテクニックを用いて普段の言動を変えることで、里子と私自身を自然な楽な関係にできると思う。
- 自信がついた。
- 迷いが少しとれた気がする。

プログラムを終えて 参加した里親さんの感想文

Aさん

いろいろな問題行動を起こす里子に、愛情を持って月日を過ごしあきらめずに接していれば必ず解決してくれると、もがいていた。そんな苦しい日々を過ごしていた中、フォスタリングチェンジの研修を知るとにかくなんでも受けてみることにした。問題行動の多い里子と平凡な日常を過ごす為には自分の育児経験の過信と体当たりの愛情では多くの労力と年月を要すると思った。研修では問題行動について多角的な対応方法を学ぶことができ、角度を変えて観察することや、癖になっている言葉かけをほんの少し意識して変えるだけで、ダイレクトに里子の行動をいい方向に導けるのを実感できた。特にタイムアウト、ストップ・プラン・アンド・ゴーは効果的で、癇癢や暴力、破壊にまで及んでいた行動を抑えることが出来た。里子は納得できていない様子はまだまだあるが、何度も同じ経験を繰り返すことにより自分の感情をコントロールでき落ち着いた自分の生活を取り戻せるようになることを期待している。フォスタリングチェンジは問題行動を起こす里子とそれに疲弊する里親との関係を解決する一番の近道的手段である。

Bさん

プログラムに急遽参加させて頂き、ありがとうございました。ファシリテーターの皆様や、今回参加した皆様のおかげで欠席もせず最後までなんとか参加できて感謝しております。受講内容に関しては、初めて聞くことばかりで納得、理解するのが難しいことはありましたが、これからの里子との関係作りにテキストを見直しながら実践していきたいと思います。今後とも、相談、アドバイスをよろしくお願いいたします。

Cさん

このプログラムに参加させて頂き、初めにフラワーパワーを見た時に正に根っこよね!!と思いました。又中心に肯定的とあるのを見て子ども達を見るとまだ短期的な子どもは、なかなか自信が持てない部分を感じます。特に行動のABC分析は、私が課題として関わった彼にはとても勉強になりました。常に思っている事ではあるのですが、改めて取り組むとまだまだきかけの見落としを感じましたので今も心がけて続いているところです。又肯定的な言葉を穏やかな状態で語り、まず褒めてからを心がけています。研修で1週間持ち帰り、実践がとても楽しみながらも意味深い事を学びました。ありがとうございました。

質問紙の結果

参加した里親には、プログラム開始前と終了後に質問紙への回答に協力いただいた。以下に挙げる6つの尺度は、付属資料としてプログラムに含まれているものである。これらの尺度に関して、対象の子どもについて記入をお願いした。今回は福岡と熊本を合わせた計12名の里親さんの回答について、プログラム前後での比較検討を行った。なお、対象の里子以外にも委託中の子どもがいる6名の里親には、きょうだい児についても一部の尺度へ回答をお願いした。

質問紙の内容

アラバマ・ペアレンティング質問票

The Alabama Parenting Questionnaire:APQ

子どもの問題行動に関連して、ペアレンティング・スタイルの肯定的な面と否定的な面を実践面から判別する尺度。ペアレンティングの実践を4つの分野(肯定的なペアレンティング、一貫性のないしつけ、行き届かない監督、関与)に分けている。

子どもの強さと困難さアンケート

The Strength and Difficulties Questionnaire:SDQ

子どもおよび思春期における適応と精神病理学についての尺度。情緒的症状、行動上の問題、多動性—不注意、友達関係の問題、向社会的行動の5つの尺度から構成されている。

里親の自己効力感についての質問紙

The Carer Efficacy Questionnaire:CEQ

里親が、委託されている子どもの養育について、どれほど良く対処できているか、どれほど子どもの生活に肯定的変化をもたらしていると感じているかをアセスメントする質問紙。

アタッチメントの質に関する質問紙

The Quality of Attachment Questionnaire:QUARQ

子どもが愛情を示し受け入れるか、養育者を信頼しているか、ストレスを与えられた際に助けを求められるかといったことを評価する。

里親のコーピング方略尺度

The Carer's Coping Strategies:CCS

褒めることや一貫したしつけなどの本コースで紹介された原則を、里親が吸収できているか、そして実践できているかどうかを調査するもの。

ビジュアル・アナログ尺度

A Visual Analogue Scale:VAS

里親が気がかりな子どもの行動を3つ挙げ、それぞれについてどれほど心配しているかを線分上に示すもの(図1参照)。

心配事 寝る前のかんしゃく

あまり問題ではない ←————→ 最悪

(図1) ビジュアル・アナログ尺度の回答例)

※きょうだい児に関しては、SDQとVASのみ回答していただいた。



プログラムの対象とした子どもについて

各尺度を従属変数、測定時期を独立変数として、対応のあるt検定を行った。その結果、アタッチメントに関する尺度 (QUARQ) がプログラム後に有意に上昇していること、気がかりな里子の行動に関する尺度 (VAS) が有意傾向ではあるもののプログラム後に低下していることが示された (表1)。さらに、プログラム前の段階では、12名中4名の里親が、対象の里子を支援ニーズの高い子どもであると認識していたが、プログラム後には2名へと減少した (表2)。

表1 プログラム前後における各尺度合計点の比較

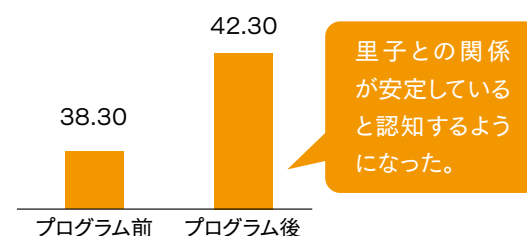
尺度	n	測定時期	平均	標準偏差	t値
APQ	9	プログラム前	31.44	4.13	-1.59
		プログラム後	34.67	5.29	
SDQ	10	プログラム前	18.40	4.17	.83
		プログラム後	17.30	5.81	
CEQ	11	プログラム前	38.36	6.76	-.69
		プログラム後	39.64	4.88	
QUARQ	10	プログラム前	38.30	16.71	-2.29*
		プログラム後	42.30	15.18	
CCS	11	プログラム前	51.00	8.38	.29
		プログラム後	50.27	12.85	
VAS	10	プログラム前	21.11	8.39	1.97+
		プログラム後	15.70	8.92	

注 +: $p < .10$. *: $p < .05$

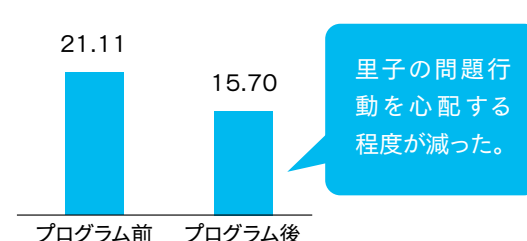
表2 SDQにおける支援ニーズごとの里子の人数 (対象の子ども)

時期	正常域	境界域	臨床域
プログラム前	7名	1名	4名
プログラム後	7名	3名	2名

QUARQ アタッチメントの質の変化



VAS 里子への心配度の変化



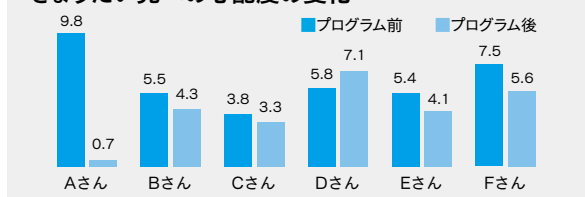
きょうだい児について

きょうだい児については、対象里親が6名、対象里子が15名であったため、今回は単純な比較検討のみ行った。

VASについて、程度の差はあるものの6名中5名の里親の心配度が減少した (図2)。SDQについては、6名の子ど

もは支援ニーズに変化なし、5名はニーズ軽減という結果であった。一方で、支援ニーズが増加した子どもも4名みられた (表3)。

きょうだい児への心配度の変化



(図2) 各家庭のきょうだい児VAS合計値をきょうだい児の人数で割った平均値の変化

表3 SDQ支援ニーズの変化 (きょうだい児)

プログラム前後での変化	支援ニーズ程度 (前→後)	里子の数
変化なし	正常域→正常域	3名
	境界域→境界域	2名
	臨床域→臨床域	1名
ニーズ軽減	境界域→正常域	2名
	臨床域→境界域	2名
	臨床域→正常域	1名
ニーズ増加	正常域→臨床域	2名
	境界域→臨床域	2名

ファシリテーター フォローアップ研修

各地の取り組みを支えるため、養成研修後もファシリテーターが集まり、成果や疑問を共有するフォローアップ研修を開催しました。ファシリテーターの資質向上はもとより、疑問解消や支援者同士の繋がりという観点からも有意義な機会となっています。

第一回目 2016年5月20日

- 付属資料(パワーポイントや質問紙)や参考動画の使用法の確認
- 福岡チームによるセッションのデモンストレーション

各地への導入に関しては、週1回プログラムを実施することの難しさが多く語られましたが、日本への導入にあたり、モデルに忠実に行うことの重要性を共有しました。デモンストレーションでは、里親役となった他のメンバーからファシリテーター役へ助言が行われ、実施上の留意点についても共有することができました。



第二回目 2016年9月2日

- 福岡チームによるプログラム実施報告
- 熊本チームによるセッションのデモンストレーション

各地からは、特定のスキルを取り上げたワークショップの開催、個別相談への活用等の成果が報告されました。デモンストレーションでは、準備や雰囲気づくりの工夫など、ファシリテーターの細やかな配慮について学びの多い時間となりました。



キャロラインさん(左)とキャシーさん(右)

第三回目 2017年2月27日

養成研修の講師であったキャシーさんとキャロラインさんにお越しいただき、「コンサルテーション」という形で第三回目の研修を行いました。内容は主に、各地のプログラム実施報告とお二人からの講評、プログラムに関する疑問や課題、スキルの復習でした。

お二人のファシリテーションの下、メンバー同士がディスカッションし、疑問や課題について解決策を導き出していくようなグループワークが展開されました。アテンディングとタイムアウトの復習では、ロールプレイを交えながら、より実践的に学ぶことができました。



2017年3月11日

福岡市里親のみなさまへ

特定非営利活動法人
SOS子どもの村JAPAN

フォスタリングチェンジ・プログラム参加者募集のお知らせ

仲春のみぎり、寒さもだいぶゆるんでまいりました。

さて、この度、SOS子どもの村JAPANは、福岡市こども総合相談センター里親係との共催事業として、里親さんのための“フォスタリングチェンジ・プログラム”を行います。

子どもたちは、さまざまな課題をかかえて里親さんのもとに参ります。このプログラムは、里親家庭における子どもの養育をよりよくするために、イギリスで始められたものです。里親さんが楽しく学び、家庭での実践を行っていくプログラムで、里親制度が進んでいるイギリスや欧州で高い評価を得ています。

平成28年度に、日本で初めてこのフォスタリングチェンジ・プログラムを福岡で実施いたしました。参加された里親さんからは「“こういうことがしたいんだな”という観察の目が養われた」「問題行動時のやり取りがシンプルになり、疲弊感が減った」「1週間実践し、振り返りという形がとてもよかった」とご好評をいただきました。

内側ページに詳しい内容を記載しておりますので、ご一読の上、参加をご希望の方はぜひご応募ください。

みなさまのご参加を、楽しみにお待ちしております。

(特)SOS子どもの村JAPAN
福岡市こども総合相談センター
事務局 (担当: 杉村)
TEL: 092-737-8655
FAX: 092-737-8665
E-mail: fostering@sosjapan.org





SOS 子どもの村
JAPAN
すべての子どもに愛ある家庭を

Supported by 日本 THE NIPPON
財団 FOUNDATION

子どもとの関係を改善し問題行動に対応する

フォスタリングチェンジ プログラム



参加里親さん大募集

子どもの行動に
どう対応していいのかわからない

子どもの宿題や
子どものしつけで
困っている

こんな方は
ぜひご参加
ください。

子どもとの関係づくりが
難しい

他の里親の話を
聞いてみたい

日 時 2017年 5月12日～7月28日(全11回)

毎週金曜日 10時～13時 (最終日のみ10時～15時)

場 所 福岡市こども総合相談センター「えがお館」6階

受講料 無 料

参加条件 幼児～小学校6年生までの子どもを養育している方
養育里親またはファミリーホームの方、全セッションに参加可能な方
事前事後の評価やプログラム実施の向上について協力を頂ける方

参加定員 6～8名

応募締切 2017年4月7日必着

この日は
昼食付きです。
また、託児のご利用
が可能です。

フォスタリングチェンジ プログラムとは

家庭養育の先進的な取り組みがなされている英国において、1999年に始められた里親支援プログラムです。子どもとよい関係を作り、問題行動に対応するための具体的な方法を週1回3時間、全12回をかけて学びます。里親が子どもの問題について考え対応する方法を身に着けるためのグループワークを中心に、里親同士の経験を共有しながら取り組みます。英国では、プログラム実施後に子どもと里親の関係性、子どもの問題行動、情緒的徴候について大きな改善が見られました。さらに新たに委託される子どもに対してスキルと自信を持って臨むことができるようになると評価されています。



**SOS 子どもの村
JAPAN**
すべての子どもに愛ある家庭を

Supported by **THE NIPPON
FOUNDATION**

プログラムの流れ

家庭訪問



プログラムの内容や、
事前アンケートについて
説明を行います。



セッションスタート!



- ① 子どもの行動を理解し記録する(5月12日)
- ② 行動への影響:先行する出来事と結果 (5月19日)
- ③ 効果的に褒める(5月26日)
- ④ 肯定的な注目(6月2日)
- ⑤ 子どもが自分の感情を調整できるよう支援する(6月9日)
- ⑥ 子どもの学習を支援する(6月16日)
- ⑦ ご褒美とご褒美表(6月23日)
- ⑧ 指示を与えることと選択的な無視(6月30日)
- ⑨ ポジティブ・ディシプリン(肯定的なしつけ)と限界の設定(7月7日)
- ⑩ タイムアウトと問題解決方略(7月14日)
- ⑪ エンディングと総括(7月28日)
肯定的変化を認め、自分自身をケアする(7月28日)

こんな雰囲気です楽しく学びます!



毎回あるテーマについて学びます。



試した方略についてメンバーと
一緒に振り返り、学びを深めます。



いろいろなアクティビティ。



ファシリテーターの
熱演がみられるかも?

プログラム修了!

修了証書授与式がありますよ!



お申し込みについては、
裏面をご参照ください。



**SOS 子どもの村
JAPAN**
すべての子どもに愛ある家庭を

Supported by 日本 THE NIPPON
財団 FOUNDATION

以下の項目をご記入の上、郵送、FAXまたはE-mailでお申込みください。

フォスタリング・チェンジ参加申込書



FAX:092-737-8665

E-mail:fostering@sosjapan.org

応募締切 2017年4月7日必着

ふりがな	
氏 名	
受講動機	
連絡先	住所 (〒)
	TEL / FAX
	E-mail:

※参加希望者が多い場合には、ご相談の上、決定いたします。

お問い合わせ・郵送先:(特)SOS子どもの村JAPAN事務局(担当:杉村)

TEL:092-737-8655 Email: fostering@sosjapan.org

〒810-0054 福岡市中央区今川2丁目14-3-3F

児童相談所で フォスタリングチェンジ・プログラムを 実践して

福岡市こども総合相談センター 瀬里 徳子

子どもを委託中の里親への養育支援は児童相談所の大きな課題です。当所においては従来、テーマを設定しての研修や、個別の通所や訪問等による面談の中で対応してきました。勿論、里親サロンでの養育についての悩みの共有や先輩里親の体験談を聴くことなども重要な支援メニューのひとつです。

しかし、個別の事例にどう対応していくかということではなく、もっと体系的に里親養育に役立つ研修がないかと思っている時に会ったのが、フォスタリングチェンジ・プログラムです。ただ、1セッション3時間を12週間、毎週実施するというのはスタッフにとっても、参加する里親にとってもかなりハードルが高いと思われました。

でも、参加者を募集すると参加したいという里親が数名いらっしゃるし、プログラムをスタートすると、皆さん時間の都合をつけて毎回出席されました。時には、午後から保護者懇談会があるのでとぎりぎりまで参加し早退する方もいました。セッションを重ねる毎に参加者が自発的に発言したり、お互いで意見を出し合ったりする場面が多くなっていました。毎週の宿題も忘れる方はいませんでした。実施にあたって、スタッフの入念な打ち合わせは必須でしたが、準備をする過程がスタッフにとっての学びの場となったのも事実です。

何よりも、社会的養育下の子どものための養育プログラムであること、ファシリテーターによるレクチャーはありますが里親のグループワークが多く盛り込まれていることで、里親が自分の養育を振り返りながら具体的な対応の方法を考えていく研修で、とても実践的であると思います。

今回実践して、里親養育に関する有効な研修であることを実感したので、今後も里親研修の中に位置づけていきたいと思っています。



実践を通してプログラムの成果と課題を考える

統括責任者 松崎 佳子

2015年度から開催していたプログラム導入のための企画委員会では、これまでの日本の里親研修は単発的なものが多く、このような継続的な研修受講の習慣がないこと、また、里親は多忙であることなどから、週1回、3時間、12セッションというプログラムが実施可能であるか、日本型の簡易版が可能であるかなどが検討されました。しかし、英国講師から、本プログラムは、この形式内容で有効であることが検証されているため、2週に1回などのアレンジしたものは本プログラムとは言えないというご指摘もあったことから、まずは、英国と同様のプログラムを実施するなかで日本での課題を検討することとしました。

従って、福岡と熊本では、基本どおりのプログラムで実施しました。その詳細は、それぞれの報告をご参照ください。参加者はそれぞれ6名の実施となりました。ファシリテーターにとっても初体験であったことやグループワークが多いことから運営としては適切な人数であったと思います。出席率は90%強と、英国の平均80数%に比べ非常に高いものでした。もともと関心の高い里親の参加であったこともあるかと思いますが、温かい雰囲気のなかで里親同士の交流、グループワークを通してモチベーションが高まったと思われました。

各セッションの進行は、数分、10分単位で決められており、この時間で話せるだろうかなどの不安もありましたが、やってみると大丈夫ということが多く、非常に実践的に練られたプログラムであることを実感しました。発言時間やプログラムの時間を守るなかで、里親の発言も回を重ねるごとにテーマに添った的確なものになっていき、相互交流も活発になってきました。里親自身が主体的になりコミュニケーション能力の向上が認められました。

また、修了後のフォローアップ研修においても、それぞれの里親が自分なりにその場に応じたスキルを使っていることが伺われ、研修内容の維持も高いことが推察されました。

日本の里親養成システムは、認定時の研修を修了すると、その後の継続研修は非常に貧弱と言わざるを得ません。本プログラムは実際に委託を受けた後、子どもとの関係構築をどのようにしていくかに特化したプログラムであり、委託後の継続研修として非常に効果の高い研修であると思われます。学んだスキルや考え方は、他児への応用も可能です。里親養育の質の向上を図り、不調という悲しい体験を軽減することが可能ではないかと思います。

課題としては、まず、本プログラムの有効性を児童相談所や里親支援機関、里親にどのように啓発していくかです。大分や熊本で実施した里親研修時のワークショップはその一つの取り組みとなると思います。里親会の協力も欠かせません。受講のためには里親の時間確保が必要です。時期の設定や他家族や関係者の支援、託児なども考慮していく必要があります。さらに、カタカナの多い専門用語や事例の提示などを日本の生活習慣や風土に応じた親しみやすいものにしていくことも必要です。そのためにはさらに実践を積み重ね、評価をしていくことや、実践体験を共有し検討するネットワークの仕組みが必要と考えます。

発 行 2017年4月

特定非営利活動法人 SOS子どもの村JAPAN

〒810-0054 福岡市中央区今川2-14-3 サンプル3F

TEL.092-737-8655 E-mail:info@sosjapan.org

www.sosjapan.org

公益財団法人 日本財団 助成事業

Supported by

THE NIPPON
FOUNDATION



SOS 子どもの村
JAPAN

NO CHILD SHOULD
GROW UP ALONE

藤林構成員提出資料

〔 平成 29 年 2 月 24 日「第 10 回新たな社会的養育の
在り方に関する検討会」資料 6 と同じ 〕

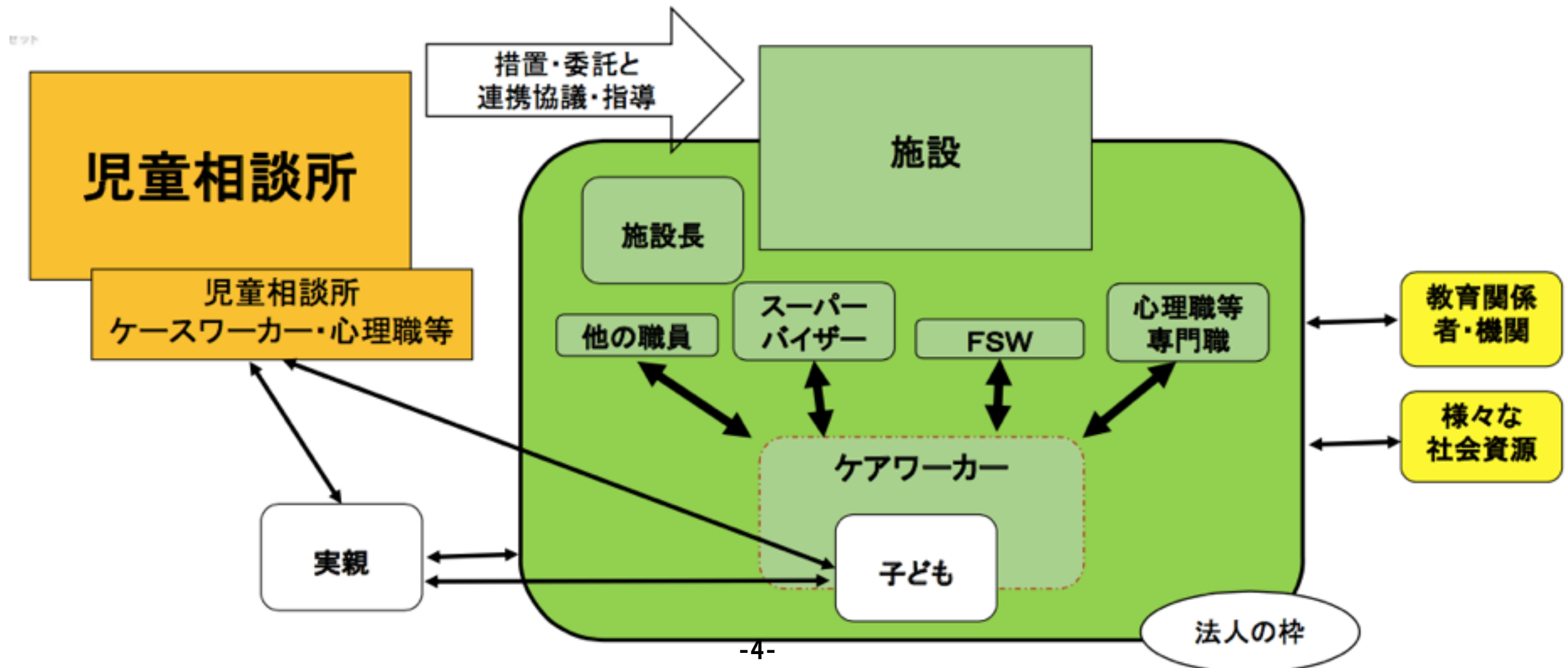
藤林構成員提出資料

「家庭における養育環境と同様の養育環境」に必要な要件

1. 一貫かつ継続した、養育能力のある、適切な関係性を形成して子育てできる特定の養育者の存在
2. 子どもの安全が守られる「家」という物理的環境の提供
3. 特定の養育者との生活基盤の共有
4. 養育者や同居者との生活経験の共有、ただし、同居者は比較的固定されており、安定した同居者となっていることが必要
5. 生活の柔軟性 有機的で臨機応変な変化のできる営み
6. 子どものニーズに敏感でそれに合った適切なケアを提供できる
7. 社会的に受け入れられる価値を共有し、かつ子どもの自律や選択が尊重される
8. 地域社会に存在して、子どもも養育者も地域社会に参加している
9. 子どもの権利を守る場になっている
10. 子どものトラウマや関係性の問題に対するある程度の知識と対応方法を獲得しており、必要に応じて専門家の助言を求めたり受け入れたりできる
11. 子どもの状況に応じて適切な家庭教育を行える

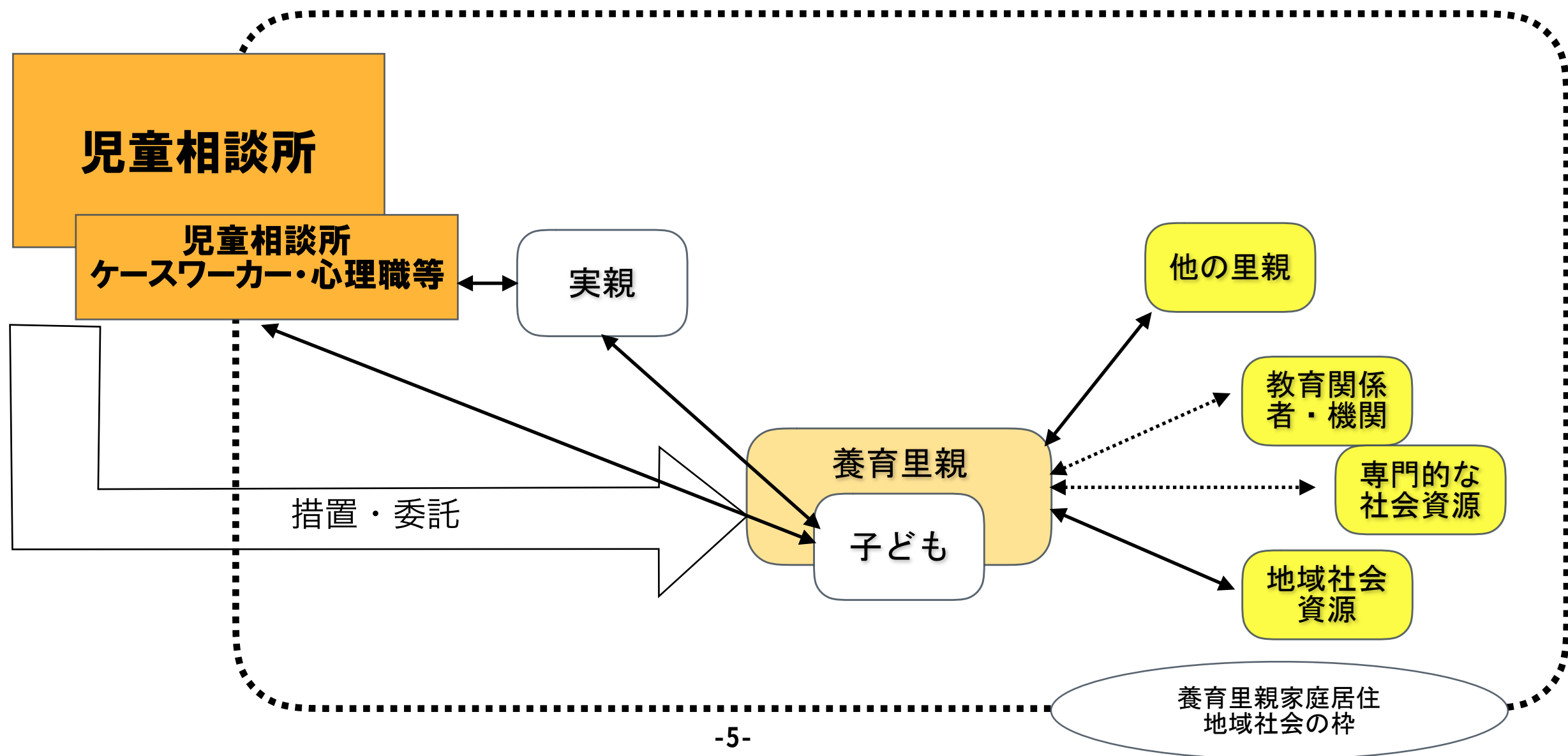
施設ケアにおいては

- ・ 自立支援計画とその時々のアセスメントに沿って、子どものニーズを敏感にキャッチし必要なケアを個々の職員が提供できるよう、施設の枠組みの中の様々な専門職、スーパーバイザー及びピアからの支援を組織的に提供。
- ・ 法人や施設の枠内の専門性だけで子どものニーズに応えることが難しい場合は、施設外の世界資源や関係機関を活用できるよう、他の施設職員がコーディネートしている。
- ・ 職員は、施設の養育チームに帰属感を持ち、安心な養育が可能



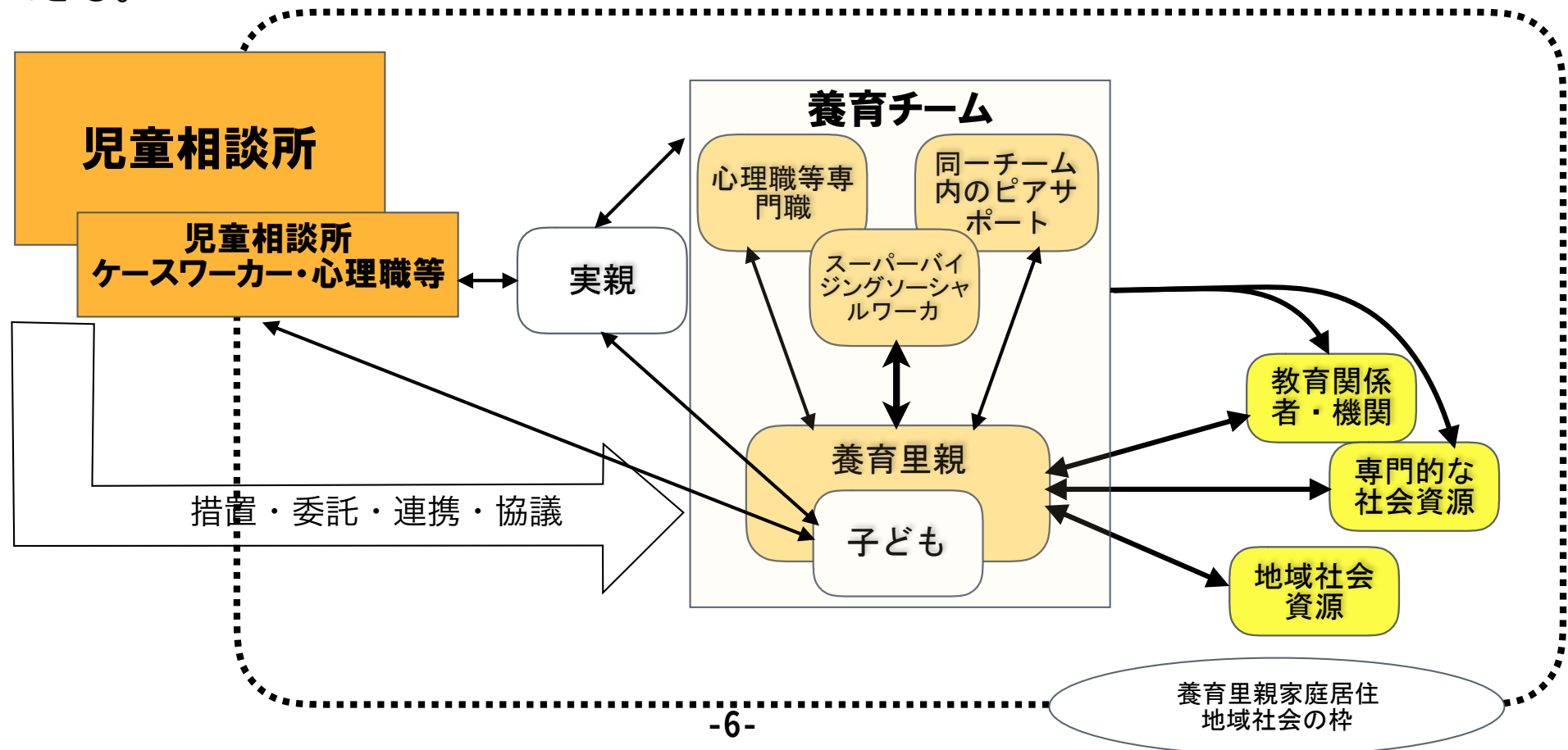
家庭養育（里親・FH）の現状

- ・ 個々の里親は、里親会に属する等ピアサポートは受けているが、スーパーバイズを受けたり、心理職等からのサポートを受ける機会が少ない
- ・ 家庭養護としての強みである、子どものニーズに応えるための地域社会資源の活用は、あまり意識されないことも多く、個々の努力に任されている。専門的な社会資源の活用についても、個々の努力や判断に任されていることが多い。



子どもを中心としたチーム養育

- ・ 養育里親が、養育者個人だけの判断で養育方針や社会資源を開拓・選択するのではなく、子どもを中心とした養育チームの一員として、アセスメントや自立支援計画に基づいて、スーパーバイズを受け、心理職からの助言、実親との関係性支援、地域の社会資源のコーディネートを受ける。
- ・ このことによって、子どもが地域社会から利益を得たり、養育者が地域社会から子どものニーズに応えるための資源等を獲得したりする家庭養護の強みをより機能させることができる。



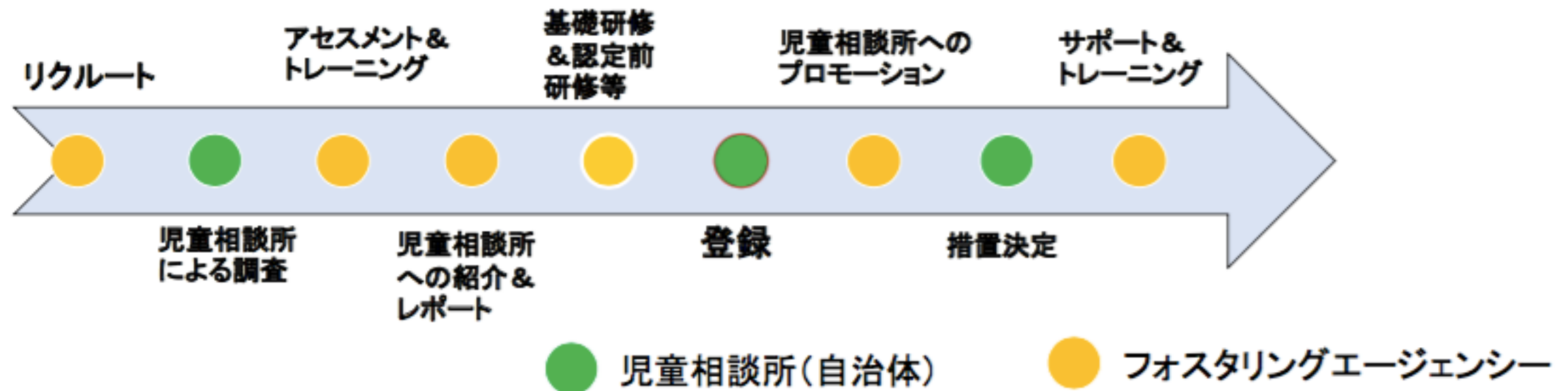
チーム養育が成り立つ要件としての「帰属感」

- ・ チーム養育が可能となるためには、養育里親自身が、自分が「養育チームに属している」「養育チームが拠り所である」という明確な実感(帰属感)が不可欠である。
- ・ 職業倫理や業務命令及び管理職からの指導などが明確である法人の枠と比較して、児童相談所からの委託措置には養育上の指導権限が明確でなく、チームでの協働を、明確に意識してもらうために、強力な帰属感が必要。
- ・ 養育者が自他の役割を理解して社会的養護を担うためには、帰属先の組織には、明確な理念、専門性、一貫性、継続性が求められる。
- ・ 養育者が登録される前の候補者の段階(リクルート)からアセスメントやトレーニングによって、強み弱みを理解しているひとつの機関に対して、「養育チーム」としての帰属感を持ちやすい。
- ・ 帰属する養育チームの形態として、下記の3つが考えられる
 - ・ 児童相談所の里親専従係(課)
 - ・ フォスタリング・エージェンシー
 - ・ 児童相談所担当者と里親支援専門相談員等の混合チーム

里親養育チームの3形態

- ・ 児童相談所の里親専従係(課):
児童相談所が養育チームの機能を担えるためには、スーパーバイザー(スーパーバイジングソーシャルワーク)の専門性と経験を持った、多数の職員が、長期間継続的に確保できることが条件。リクルート・トレーニングと支援の連続性があることはメリット。一方、行政職員の異動スパンを長くできるかどうかポイント
- ・ 児童相談所担当者と里親支援専門相談員等の混合チーム:
混合チームにおいても、スーパーバイザー(スーパーバイジングソーシャルワーク)の専門性と経験を持った複数の職員が、長期間継続的に確保できることが条件。行政職員と異なり、専門性や経験を持った職員を長期間確保できる可能性がある。しかし、リクルート・トレーニングと支援の連続性が分断される危険性。行政と民間機関のパートナーシップも不可欠。
- ・ フォスタリング・エージェンシー:
上記二つの長所を併せ持つ。要するに、スーパーバイザー(スーパーバイジングソーシャルワーク)の専門性と経験を持った、多数の職員が、長期間継続的に確保し、しかも、リクルート・トレーニングと支援の連続性を持つ。

フォスタリングエージェンシー事業の大まかな流れ



- ・ 積極的にリクルートすることにより、委託可能な 養育里親家庭数を増やす
- ・ アセスメントとトレーニングを同じ組織で一貫しておこなうことで、登録候補者家庭の強み弱みを把握することができると。同時に、その弱みに対するサポートについても計画することが可能になる。また、アセスメントとトレーニングのなかで、協働可能な候補者であるかどうかを確認できる。
- ・ 登録につながった養育里親家庭の強み弱みを把握できることで、児童相談所のケースワーカーに対して、その家庭のプロモーションをすることができる。
- ・ リクルートから委託後まで、同じ組織による一貫したサポートとトレーニングを提供することができ、チームによる養育が可能になる。

フォスタリングエージェンシーの運営イメージ

- ・ 養育里親家庭が所属する養育機関として、社会的養護の一類型として捉え、**措置費（義務的経費）**により安定的に運営できることが必要
- ・ 施設のような定員制ではなく、規模（所属する養育里親家庭数、委託児童数）は流動的である。そのため、1か所あたり固定額の〇〇百万円といった設定ではなく、エージェンシーの規模と**前年度の成果評価をもとに、毎年度運営費を設定し契約**
- ・ なお、成果は、量的・質的両方の成果を含み、成果が予算額に反映されることで競争原理が働き、質が担保
 - 量的成果**：委託児童数、養育里親家庭数）
 - 質的成果**：養育の質、緊急ケースや高度専門性が必要なケースの多さ、不調の少なさ、子ども、里親、実親のアンケート結果等を第3者機関（cf Ofsted）が評価
- ・ **固定費用**：人件費（管理者、リクルート担当者、アセスメントワーカー、心理職、事務員）＋必要な経費（リクルート費用など）
流動的費用（委託児童数や養育里親家庭数に応じて変動）：人件費（スーパーバイジングソーシャルワーカー（里親＊人に一人）、その他ユース担当サポーター等
- ・ 既存の施設や新規のNPOが実施する場合、積極的に取り組めるような運営費の仕組みに留意